每週火·金曜日発行

第三条中

「別表」を

次

に改め、

同条に次の表を加える。

第二条第一号中

「山口県柳井環境保健所」を「山口県岩国環境保健所

感染症診查協議会条例

(平成十一年山口県条例第

一号)

の 一

部を次のように改正する。

Ш 県 知 事

村

出

嗣

政

山口県柳井環境保健所」に改める。

感染症診査協議会条例の一

部を改正する条例

山口県条例第一号

口

Щ

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

○条例

目

次

県

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例……………………………………………一六五 山口県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例………………………………一六三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………一六二

六三

山口県身体障害者更生相談所条例の一部を改正する条例……………………………………一六一 山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例………………………………………………一五七 山口県使用料手数料条例及び山口県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例…………|

六二

平成 31 年 3月12日

(火曜日)

五五五

一九

一 六

七

関する条例の一部を改正する条例…………………………………………………………………………職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に

 \square

環

境

保

健

所

南

環

境

保

健

所

健

所

平成三十一年三月十二日

 \Box 県 知 事 村 出 嗣 政

山

山口県条例第二号

 \Box

山

Щ

一口県の事務処理の特例に関する条例

(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(18)から48までを46から49までとし、 十二中「山陽小野田市」 第十八条第十六項」を から生までとし、 第二十九条の三第一項 別表第十四号の二中 同 号 (42) 中 (41) を 同 号 (16) 中 (42) 「長門市」 の下に「、 「第十八条第十七項」に改め、 を に改め、 「第二十九条の四第一項」に改め、 「第三十六条第八項」を「第三十六条第九項」に改め、 の 下 に 同 号 (44) 中 田布施町」 同号42を同号43とし、 「、柳井市」を加え、 (42) を (43) を加え、同表第十八号の十三中「萩市」の下に「、 同号山中「第十八条第十七項」を に改め、 同 号 (41) 中 同表第十八号の十一中 同号中(13)を(14)とし、 同号44を同号45とし、 「(22) 及び(39) を (2)の次に次のように加える。 「23及び40」に改め、 「和木町」 同号中(16を17)とし、 「第十八条第十八項」に改め、 同 号 (43) 中 の下に「、田布施町」を加え、 防府市」を加え、 「42」を「43」に改め、 (15) を(16) とし、 同号中(4)を(42)とし、 同表第十八号の十五(0) 同号中49を50とし、 (14) を(15) とし、 同号43を同号44と 同表第十八号の (17)から(40)までを 同 号 (13) 中 (45)中

(13)法第二十九条の二第四項 (法第八十四条において準用する場合を含む。) の規定による書類を受理すること。

平成三十一年三月十二日

別表第二十一号中「柳井市」の下に「、周南市」を加え、同表第三十一号中「長門市」の下に「、柳井市」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、 平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 に知事がした許可等の処分その他の行為に係るものについては、 改正後の山口県の事務処理の特例に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) 別表の上欄に掲げる事務のうち、この条例の施行の日前 改正後の条例第二条の規定は、 適用しない。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

 \Box 県 知 事 村 岡 嗣

政

Ш

山口県条例第三号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例 (平成二十六年山口県条例第一号) の一部を次のように改正する。

本則中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附 則 山

この条例は、 公布の日から施行する。

般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

山 \Box 県 知 事 村 岡 嗣

政

般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

山口県条例第四号

三

報

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第十条の五第一項第一号中「四十一万四千三百円」を「四十一万四千八百円」に改める。

第十六条の二第一項中「四千二百円」を「四千四百円」に、「七千二百円」を「七千四百円」に改める。

十」を「千分の四百二十五」に、「百分の五十」を「千分の五百二十五」に改める。 第十六条の八第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の九十」に、 「百分の百五」を「百分の百十」に改め、

同項第二号中「百分の四

別表第一から別表第五までを次のように改める。

																												谷	職の具区
29	28	27	25	24	23	22	2I	20	$\tilde{19}$	18	17	16	15	I4	I3	12	II	IO	9	8	7	6	51	4	ω	2	I	号給	影務の祭課後
190, 700	189, 200	187,500	184, 100	181,400	178,800	176, 200	173,400	172,000	170, 400	168, 900	167 400	166, 100	164, 400	162, 900	161,400	160, 100	158,800	157, 500	156,000	154, 800	153, 700	152,600	151,500	150, 300	149, 200	148,000	円 146,900	給料月額	1 級
244, 100	242,900	240,	238,	237,	235,900	234,	232,	231,	229, 400	227	225	224, 100	222,	220,	218,	217	215	213,800	212	210,	208,400	206,	204.	203,	201,	199		給料月	2 級
280, 200	278, 400	276,500	272, 900	270,900	269, 200	267, 400	265,600	264,000	262, 200	260, 500	258 700	257, 300	255,800	254, 500	253, 100	251, 500	250,000	248,500	246,800		243,		240.	239, 100	237, 500	236,000	日 234, 400	給料月額	3 級
324, 400	322, 600	320, 300	316, 400	314,600	312, 400	310, 400	308, 400	306, 400	304, 400	302, 200	300 200	298, 200	296, 200	294, 100	292,000	290,	288,	286,000	284	281,800	279, 700	277, 600	275, 700	273, 900	271,800	270, 100	月 268, 100	給料月額	4 級
352,900	351, 100	349 200	345, 100	343, 700	341,500	339, 600	337, 500	335,600	333, 700	331,700	329 600	327, 500	325, 400	323, 300	321,000	319,000	316,700	314,500	312, 100	310, 100	307, 900	305, 600	303, 200	301, 200	299, 100	296, 800	円 294, 500	給料月額	5 殺
382, 500	380,800	378, 900	375,000	372,900	370,900		367, 100	365, 100				357,	355,	353,		349	347	345, 200	343	340,900	338, 700	336, 600	334,600	332, 400	330, 100	327, 700	刊 325.500	給料月額	6 級
430,700	429,	427	424, 400	422,	420,600			415, 100	413,	411	409	407, 400	405,000	402,600	400,200	397, 800	395,	392,	389,	387, 300	384,800	382, 300	379,800	377,	375,	372.		給料月	7 級
468, 300	467, 200	466 100	463, 500	462,000	460,600	459, 100	457, 500	455,800	454,000	452,300	450 500	448,500	446,600	444,600	442,800	441,000	438,800	436, 700	434,600	432,500	430, 300	428, 100		423, 700			刊 416, 200	給料月額	8 級
529, 200	528, 100	526, 800	524, 500		521,		519,	517,800	516, 300	514, 800	513	511, 200	508	506	504	501, 200	498, 100	495, 100	492	489, 200	486,	483,	480.	477,000	474,000	470,900	円 467,800	給料月額	9 殺

再用員外職任職以の員							
61 62 63 64 65	54 55 56 57 58 59	49 50 52 53	45 46 47 48	41 42 43	37 38 39 40	33 34 35 36	30 31 32
230, 200 231, 100 231, 900 233, 000 233, 600 233, 600 234, 500	224, 400 225, 200 226, 200 226, 700 227, 700 227, 400 229, 400	219,000 220,100 221,200 222,300 223,400	214, 000 215, 300 216, 600 217, 900	208, 800 210, 100 211, 500 212, 800	203, 500 204, 800 206, 100 207, 400	197, 700 199, 200 200, 800 202, 300	192, 600 194, 400 196, 200
283,600 284,500 285,400 286,400 287,000 287,900	275, 700 276, 900 278, 300 279, 400 280, 400 281, 300 282, 500	269, 900 271, 000 272, 300 273, 600 274, 500	264, 700 266, 000 267, 400 268, 700	259, 300 260, 800 262, 200 263, 500	253,600 255,000 256,500 257,900	249,000 250,200 251,500 252,700	245, 400 246, 500 247, 800
331, 100 332,000 332,800 333,700 334,500 334,900	322, 100 323, 500 325, 100 326, 600 327, 800 329, 000 330, 200	314, 100 315, 600 317, 200 318, 800 320, 400	308, 100 309, 800 311, 300 313, 000	301, 600 303, 400 304, 800 306, 500	294, 600 296, 400 298, 100 299, 900	287, 400 289, 300 291, 100 293, 000	282, 100 284, 100 285, 800
371, 800 372, 400 373, 100 373, 800 374, 200 374, 800	366, 200 367, 200 368, 300 369, 200 369, 800 370, 500 371, 200	361, 200 362, 000 363, 200 364, 200 365, 100	355, 000 356, 500 358, 000 359, 500	347, 800 349, 700 351, 600 353, 500	340,000 342,100 344,000 345,900	331, 900 333, 900 336, 000 338, 100	326, 400 328, 400 330, 500
388, 500 389, 200 389, 800 390, 300 390, 800 391, 500	384, 300 384, 900 385, 600 386, 100 386, 700 387, 400 388, 100	380, 400 381, 200 382, 000 382, 800 383, 600	376, 800 377, 700 378, 600 379, 500	372, 700 373, 700 374, 800 375, 900	367, 200 368, 500 369, 900 371, 300	360, 300 362, 300 364, 100 365, 700	354, 800 356, 600 358, 400
412,000 412,200 412,600 413,000 413,200 413,400	409, 800 410, 100 410, 400 410, 800 411, 100 411, 400 411, 700	407, 600 408, 200 408, 700 409, 100 409, 500	404, 800 405, 500 406, 200 406, 900	400, 500 401, 700 402, 900 404, 000	395, 800 397, 000 398, 200 399, 300	389, 700 391, 000 392, 700 394, 300	384, 400 386, 100 387, 900
453,700	451, 400 451, 800 452, 100 452, 400 452, 800 452, 800 453, 100 453, 400	449, 200 449, 700 450, 200 450, 700 451, 000		443, 700 444, 400 445, 100 445, 900	440, 800 441, 600 442, 400 443, 100	435, 800 437, 100 438, 300 439, 500	432,000 433,200 434,500
			477, 700	476, 400 477, 000 477, 300 477, 500	473, 800 474, 500 475, 300 476, 100	471, 200 471, 900 472, 600 473, 500	469,000 469,800 470,500
				538, 200	535, 600 536, 200 537, 000 537, 600	532, 700 533, 600 534, 300 534, 900	530, 100 531, 000 531, 900

101 102 103	98 99 100	93 95 96 96	89 90 91 92	85 86 88 88	81 82 83 84	77 78 79	73 74 75	69 70 71 72	67 68
		252, 500	250, 900 251, 400 251, 800 252, 200	248, 200 248, 900 249, 500 250, 200	245, 600 246, 300 247, 000 247, 700	242, 700 243, 500 244, 300 245, 000	240, 100 240, 800 241, 400 242, 000	237, 200 237, 900 238, 600 239, 300	235, 400 236, 500
303,000 303,300 303,700	302, 000 302, 400 302, 800	300, 400 300, 700 301, 100 301, 500	299, 200 299, 500 299, 900 300, 300	297, 900 298, 200 298, 500 298, 900	296, 700 296, 900 297, 300 297, 600	295, 400 295, 800 296, 000 296, 400	293, 800 294, 200 294, 700 295, 200	290, 600 291, 400 292, 100 292, 900	288, 700 289, 600
351, 700 352, 100 352, 500	350, 700 351, 100 351, 400	348, 900 349, 300 349, 700 350, 100	347, 300 347, 700 348, 200 348, 600	345, 700 346, 100 346, 600 347, 000	343, 900 344, 400 344, 800 345, 300	342, 100 342, 600 343, 000 343, 500	339, 900 340, 500 341, 100 341, 700	337, 400 338, 100 338, 800 339, 500	335, 700 336, 500
		388, 300	386, 700 387, 200 387, 600 388, 000	385, 000 385, 500 385, 900 386, 300	383, 200 383, 800 384, 300 384, 700	381, 100 381, 600 382, 200 382, 700	378, 700 379, 300 380, 000 380, 600	376, 600 377, 200 377, 900 378, 500	375, 500 376, 200
		400,800	399, 800 400, 100 400, 400 400, 600	398, 800 399, 100 399, 400 399, 600	397, 800 398, 100 398, 400 398, 600	396, 700 397, 000 397, 300 397, 600	395, 200 395, 600 395, 900 396, 400	393, 100 393, 600 394, 200 394, 800	392, 100 392, 700
				418, 300	417, 300 417, 600 417, 900 418, 100	416, 300 416, 600 416, 900 417, 100	415, 300 415, 600 415, 900 416, 100	414, 300 414, 700 415, 000 415, 200	413, 800 414, 100

1 5	岫	輸光	再用具任蝦													
例别表第三	勤務し、教育	この表は、		125	123	121 122	120	117	116	113 114	112	110	108	107	105 106	104
「教育職給料表」	ず業務に従事	他の給料表	191,400													
表」を準用する	教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、	他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。	219,200	310, 100	309, 400 309, 700	309, 000 309, 200	308, 500	307, 700 307, 900	307, 500	306, 500 306, 800 307, 100	306, 100 306, 400	305, 300 305, 700	305, 100	304, 800	304, 200 304, 400	304,000
することができる。	人事委員会(けない全ての	260, 100							356, 700		355, 100 355, 500			353, 400 353, 800	352,900
0 0 0 0 0	の定めるもの	の職員に適り	279,900													
	りについては		295, 300													
	は、一般職に属	ただし、講習所等	321,300													
			363,800													
	する学校職員の給与に関する	で人事委員会の指定する	397,600													
	に関する	J 2 60	449,													

																職の具区
29	26 27 28	25	22 23 24	21	19 20	17 18	15 16	$\frac{13}{14}$	11 12	9 10	8 7	6 S	24	2 1	号	職務の等級
225, 400	219, 900 221, 700 223, 500	218, 100	212,500 214,400 216,200	210,600	205, 700 208, 100	200, 800 203, 300	196, 500 198, 600	192, 100 194, 300	188, 400 190, 100	185,000 186,700	181, 400 183, 300	177, 600 179, 500	174, 200 176, 000	円 170, 700 172, 500	給料月額	1 級
242, 300	237, 500 239, 100 240, 800		230, 200 232, 100 234, 000	228,	224, 800 226, 700	221, 000 222, 900	217, 300 219, 100	213, 700 215, 500	208, 700 211, 200	203, 600 206, 200	198, 900 201, 300	194, 200 196, 600	190, 400	日 186, 800 188, 600	給料月額	2 級
262, 200	258, 500 259, 800 261, 000	257, 100	253, 400 254, 500 255, 900	251, 900	248, 500 250, 300	244, 900 246, 700	241, 300 243, 200	237, 500 239, 400	233, 800 235, 600	230, 000 231, 800	225, 900 227, 900	221, 900 223, 900	217, 900	213, 900 215, 900	給料月額	3 級
297, 700	291, 700 293, 600 295, 800		285, 600 287, 100 288, 600	284, 300	281, 500 283, 000	278, 700 280, 200	276, 600 277, 700	274, 200 275, 400	271, 300 272, 700	268, 100 269, 800	264, 800 266, 600	261, 500 263, 300		254, 500 256, 300	給料月額	4 級
357, 800	351,900 353,900 355,900	349, 800	343,700 345,800 347,800	341,500	337, 300 339, 600	332, 900 335, 200	328, 700 331, 000	324, 200 326, 400	320,000 322,100	315, 500 317, 700	311, 400 313, 600	307, 000 309, 200	302, 800 305, 200	円 298, 600 300, 700	給料月額	5 級
384, 500	378, 400 380, 400 382, 500	376, 300	370,600 372,500 374,600	368, 600	364, 600 366, 600	360, 500 362, 500	356, 100 358, 300	351, 800 354, 000	347, 500 349, 800	343,000 345,300	338, 900 341, 100	334, 500 336, 600		田 325, 600 327, 800	給料月額	6 級
411,600	405, 800 407, 900 410, 000	403, 800	398,000 400,000 402,100	395, 800	392, 100 394, 100	388, 200 390, 200	384, 400 386, 600	380, 100 382, 200	376, 000 378, 200	371, 800 374, 000	367, 600 369, 900	363, 200 365, 500	358, 900 361, 200	円 354, 400 356, 600	給料月額	7 級
439,900	435, 300 436, 800 438, 500	433, 900	429,600 431,000 432,500	428,000	424, 700 426, 300	421, 100 422, 900	417, 300 419, 400	413, 100 415, 200	409, 100 411, 200	405, 200 407, 200	401,600 403,500	397, 700 399, 700	393, 600 395, 800	田 389, 400 391, 600	給料月額	8 級
477, 300	473, 300 474, 800 476, 000	471,800	466, 800 468, 400 470, 200	465, 100	461,600 463,500	458, 000 459, 900	454, 500 456, 400	451, 100 452, 700	448, 300 449, 900	445,000 446,600	441, 700 443, 300	438, 500 440, 200	435, 100 437, 000	月 431, 400 433, 200	給料月額	9

61 62 63 64 65	53 55 56 57 58 59	447 448 449 50 51	44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44 44	37 38 39 40	33 34 35	30 31 32
267, 600 268, 600 269, 800 270, 600 271, 700 273, 000	259, 300 260, 500 261, 500 262, 700 263, 700 264, 700 265, 500 266, 500	253, 500 254, 500 255, 200 256, 400 257, 500 258, 500	245, 900 247, 300 248, 600 249, 900 251, 300 252, 500	239, 200 241, 000 242, 800 242, 600	232, 600 234, 300 236, 000 237, 700	227, 200 229, 000 230, 800
283, 600 285, 300 286, 700 288, 200 289, 700 291, 100		266,000 267,200 268,200 269,300 270,300 271,400	259, 600 260, 700 262, 000 263, 000 263, 800 265, 000	254, 600 255, 900 257, 200 258, 400	248, 800 250, 400 251, 800 253, 300	244, 100 245, 800 247, 600
306, 700 308, 500 310, 200 311, 900 313, 400 315, 200	293, 100 294, 900 296, 700 298, 400 299, 900 301, 600 303, 400 305, 300	283, 300 285, 100 286, 800 288, 500 290, 100 291, 600	275, 200 276, 500 277, 900 279, 000 280, 200 281, 700	270, 800 271, 900 273, 000 274, 000	266, 400 267, 700 268, 600 269, 800	263, 200 264, 600 265, 700
353, 900 355, 500 357, 100 358, 800 360, 400 362, 100		331,000 333,000 334,600 336,100 337,600 339,300	320, 000 321, 800 323, 800 325, 700 327, 300 329, 200	312,600 314,500 316,400 318,200	305, 300 307, 100 309, 000 310, 800	299, 600 301, 400 303, 400
408, 400 409, 100 409, 800 410, 400 410, 800 411, 500		393,000 394,700 396,200 397,300 398,300 399,400	381, 500 383, 600 385, 600 387, 700 389, 500 391, 200	373, 500 375, 500 377, 500 379, 600	365, 500 367, 700 369, 600 371, 600	359, 900 361, 800 364, 000
423, 200 423, 800 424, 300 424, 800 425, 400 425, 900		413,000 414,200 415,400 416,200 417,000 417,800	406, 300 407, 400 408, 400 409, 400 411, 800	400, 400 402, 000 403, 500 405, 000	392, 500 394, 600 396, 700 398, 700	386, 600 388, 600 390, 600
442, 900 443, 100 443, 500 443, 800 444, 000 444, 300	440,200 440,500 440,800 441,200 441,600 441,700 442,200 442,300	437, 400 438, 200 438, 800 439, 100 439, 500 439, 800	431,000 432,300 433,600 434,900 435,800 436,600	425,000 426,400 427,900 429,500	418,800 420,300 421,900 423,500	413,500 415,200 416,800
463,700	461,800 462,000 462,300 462,400 462,400 463,100 463,300 463,500	459, 200 459, 800 460, 100 460, 700 461, 000 461, 200	455,300 455,800 456,500 457,100 457,900 458,600	452,800 453,500 454,200 454,900	446, 300 448, 000 449, 700 451, 300	441,600 443,300 444,900
			484, 400 484, 800 485, 000 485, 700 485, 700	482,200 482,900 483,500 483,900	480,000 480,700 481,400 482,000	478,000 478,700 479,400

			再用員外職任職以の具
94 95 96 97 98 99 100 101 102 103	85 86 87 88 89 90 91 92	77 78 79 80 81 82 83 84	67 69 70 71 72 73 74
306, 500 307, 800 309, 100 310, 000 311, 200 312, 300 313, 600 314, 700 315, 800 316, 900	296, 700 297, 900 298, 900 300, 000 301, 100 302, 300 303, 500 304, 600 305, 200	287, 100 288, 300 289, 500 290, 600 291, 600 292, 900 294, 100 295, 400	274, 200 275, 500 276, 600 278, 000 279, 400 280, 700 281, 900 284, 800 286, 000
330, 500 332, 000 333, 400 334, 700 335, 900 337, 200 338, 500 338, 500 339, 900 340, 900 342, 100	317, 500 319,000 320,400 322,000 323,500 324,900 326,300 327,900 329,200	306, 900 308, 400 309, 700 311, 100 312, 400 313, 900 315, 100 316, 500	292, 600 294, 000 295, 600 297, 100 298, 700 300, 300 301, 400 302, 900 304, 400 305, 800
357, 700 359, 200 360, 600 362, 100 363, 300 364, 400 365, 500 366, 800 367, 900 369, 000	344, 900 346, 500 348, 100 349, 700 350, 800 352, 100 353, 400 354, 800 356, 200	331, 800 333, 500 334, 900 336, 600 338, 300 339, 900 341, 600 343, 400	316, 600 318, 300 319, 700 321, 100 322, 600 324, 100 324, 900 326, 500 328, 300 329, 900
391, 900 392, 500 393, 000 393, 500 393, 900 394, 500 395, 000 395, 800 395, 800	386, 900 387, 500 388, 100 388, 700 389, 300 389, 900 390, 400 391, 000	377, 400 378, 600 379, 800 381, 000 382, 300 383, 500 384, 800 385, 900	363, 700 365, 200 366, 600 368, 100 369, 500 370, 800 372, 200 374, 800 376, 000
	421,000 421,600 422,000 422,300 422,500 423,100 423,500 423,800 424,000	417,500 418,000 418,600 419,100 419,500 420,100 420,600 420,900	412, 200 412, 900 413, 300 413, 800 414, 400 414, 900 415, 400 415, 800 416, 400 416, 900
	431, 500 431, 800 432, 100 432, 300 432, 500 432, 800 433, 100 433, 300	429, 500 429, 800 430, 100 430, 400 430, 600 430, 900 431, 200 431, 400	426, 300 426, 800 427, 300 427, 700 428, 000 428, 100 428, 500 428, 500 429, 200 429, 300
	449, 300		444, 400 444, 700 444, 800 445, 100 445, 400 445, 700 446, 700 446, 200 446, 500 446, 900

県

П

山

報

(号 外-3)

平成31年3月12日 火曜日

権裁 この表は、警察官に適用する。

再用具分數					
	145	144	143	142	141
246,000					
258,000	368,800	368, 500	368,000	367,500	367,000
262,300					388, 500
294, 300					
311, 100					
325,400					
349,600					
385,300					
417,600					

				職の分具区
29	25 26 27 28	17 18 19 20 21 21 22 23	1 2 3 3 4 4 4 7 6 6 7 7 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	6年 6条 8条 8条
239,600	233, 400 234, 900 236, 500 238, 000	216, 200 218, 900 221, 600 224, 300 227, 000 228, 600 230, 200 231, 800	円 176, 200 181, 000 183, 300 185, 800 198, 300 190, 700 193, 300 194, 100 200, 500 203, 200 203, 200 208, 300 211, 000 213, 700	1 級給料月額
282,400	276, 400 278, 000 279, 500 281, 000	263,000 264,900 266,800 268,700 270,200 271,900 273,500 274,900	230,800 233,100 235,300 237,500 241,600 243,700 243,700 245,800 246,800 251,800 253,800 253,800 255,700 259,300 261,200	2 級給料月額
328, 100	322, 100 323, 700 325, 200 326, 900	308, 600 310, 900 313, 100 315, 100 317, 300 318, 400 319, 600 320, 800	日 275,800 277,600 279,400 281,200 282,400 284,300 286,100 288,000 288,000 292,100 294,400 299,600 299,100 301,600 304,000	3 級給料月額
387, 800	378, 600 381, 000 383, 300 385, 800	359, 600 362, 100 364, 500 367, 000 369, 300 371, 800 374, 000 376, 300	田 325, 200 327, 300 329, 500 331, 500 333, 900 335, 700 337, 600 339, 300 340, 900 343, 200 343, 200 347, 900 352, 500 352, 500 354, 800 357, 200	4 級給料月額
428,900	422,800 424,500 426,200 427,900	407,700 409,800 411,800 413,800 415,500 417,300 419,200 421,200	田 362,800 365,300 367,700 370,100 372,400 378,600 378,600 381,700 381,700 387,600 387,600 390,800 390,800 390,700 396,700 402,200 405,000	5 級 給料月額
481, 400	476, 500 477, 800 479, 100 480, 400	460,700 463,100 465,400 467,600 469,900 471,600 473,400	日 424,400 427,000 429,500 432,100 434,400 436,900 441,700 4443,600 4445,800 4448,000 450,300 451,800 454,000 456,300 458,600	6 級給料月額

500, 500, 501, 501,

, 200 , 900 , 300 , 900 , 800 , 400 , 100 , 600

493, 493, 495, 495, 496, 496, 497, 497, 499,

, 800 , 300 , 900 , 500 , 200 , 900 , 600 , 300 489, 490, 491, 492,

, 700 , 600 , 400 , 300

485, 486, 487, 488,

400 500 600 700 482, 483, 484,

97 98 99 100	93 94 96	90 91 92	88 85 88 87	81 82 83	77 78 79 80	73 74 76	70 71 72	67 68
							266,700	265, 900 266, 400
							322,300	321,000 321,600
389, 000 389, 300 389, 800 390, 100 390, 700	387, 200 387, 600 388, 100 388, 500	385, 300 385, 800 386, 300 386, 800	383, 500 384, 000 384, 400 384, 900	381, 600 382, 100 382, 600 383, 100	379, 700 380, 100 380, 600 381, 100	378, 100 378, 300 378, 800 379, 300	376, 600 376, 900 377, 300 377, 600	375, 700 376, 200
		441, 100	439,000 439,500 440,200 440,800	436, 600 437, 200 437, 900 438, 500	434, 400 435, 000 435, 600 436, 200	432,000 432,600 433,200 433,800	429,900 430,400 430,900 431,500	428, 700 429, 300
						459, 200	458, 400 458, 600 458, 900 459, 100	457, 900 458, 100

備光 再用具任職 その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、 224,600255, 200 285, 200 326, 700 356, 100 403,500機関士

報

別表第四 研究職給料表(第四条関係)

				S É	職の具で
29	25 26 27 28	17 18 19 20 21 22 23 24	1 2 3 4 5 6 6 7 7 10 11 12 13 14 15 16	罗翰	職務の等級
197, 700	189,200 191,300 193,500 195,700	171, 100 173, 300 175, 500 177, 700 180, 000 182, 400 184, 700 187, 000	147, 100 148, 200 149, 400 150, 500 151, 700 153, 000 154, 300 156, 800 158, 600 160, 200 161, 800 163, 300 165, 200 167, 200 169, 200	給料月額	I 級
267, 700	258,000 260,400 262,700 265,000	235, 900 238, 800 241, 700 244, 600 247, 100 249, 900 252, 500 255, 200	197, 800 200, 200 202, 700 205, 100 207, 700 210, 100 212, 500 214, 900 217, 000 219, 300 221, 700 221, 700 224, 000 228, 600 231, 100 233, 600	給料月額	2 殺
349, 300	341, 800 343, 700 345, 600 347, 400	324,800 327,000 329,300 331,500 333,900 336,000 337,800 339,800	日 285,600 288,100 290,600 293,000 293,000 295,400 297,700 299,700 301,700 306,500 306,500 311,900 311,900 314,200 316,900 319,500	給料月額	3 級
391,900	384, 400 386, 300 388, 200 390, 100	370,000 371,900 373,800 375,600 377,300 379,300 381,000 383,100	338,000 340,200 342,300 344,500 346,400 348,400 350,500 352,500 356,500 358,600 360,600 362,400 366,200 368,100	給料月額	4 級
470,300	460, 300 462, 700 465, 200 467, 700	439,800 442,500 445,000 447,600 450,200 452,800 455,400 458,000	396, 500 399, 500 402, 200 405, 100 410, 000 412, 700 415, 400 420, 700 423, 500 426, 300 431, 800 431, 800 437, 300	給料月額	5 殺

貝外職以の見りの	再型。 在職的 ———————————————————————————————————			
61 62 63 65 65	53 54 55 56 57 58 59	45 46 47 48 50 51	37 38 39 40 41 42 42 43	33 33 35 34 35 36
252, 500 253, 600 254, 400 255, 600 256, 800 257, 900	241, 600 243, 400 245, 000 246, 500 248, 000 249, 300 250, 300 251, 400	227, 400 229, 300 231, 200 233, 000 234, 800 236, 600 238, 400 240, 100	212, 300 214, 300 216, 200 218, 100 220, 100 222, 000 223, 900 225, 800	199,600 201,500 203,200 205,000 206,900 208,800 210,700
311, 700 312, 800 313, 900 315, 000 316, 000 317, 100	302,800 304,200 305,300 306,400 307,400 308,500 309,700 310,800	293, 100 294, 400 295, 600 296, 800 298, 200 299, 400 300, 600 301, 700	283,800 285,200 286,500 288,000 289,400 290,400 291,400 292,600	270,000 272,000 274,000 275,900 277,900 280,000 281,800
386, 600 387, 400 388, 300 389, 200 389, 900 389, 600	379, 900 380, 900 381, 900 383, 000 383, 900 384, 700 385, 300 386, 000	370, 600 371, 900 373, 100 374, 400 375, 400 376, 700 378, 000 379, 200	361, 100 362, 500 363, 800 365, 200 365, 800 367, 000 368, 300 369, 500	351,000 352,500 354,200 355,600 357,000 358,400 359,900
439, 300 440, 200 441, 100 442, 000 442, 900 443, 800	429, 200 430, 600 432, 000 433, 400 434, 600 435, 800 437, 200 438, 500		405, 900 407, 400 408, 800 410, 100 411, 600 413, 000 414, 500 416, 000	393, 900 395, 800 397, 900 399, 400 401, 300 402, 900 404, 700
529, 300 530, 200 530, 700 531, 500 532, 400 533, 300	520, 500 521, 700 522, 900 524, 100 525, 100 526, 100 527, 100 528, 100	508, 500 510, 000 511, 600 513, 200 514, 900 516, 300 517, 800 519, 300	490, 100 492, 600 495, 100 497, 600 500, 000 502, 200 504, 500 506, 700	472, 800 475, 400 477, 900 480, 300 482, 700 485, 100 487, 600

-					
95 96 97 97 98 99 100 101 102 103	93 92 93 93	77 78 79 80 81 82 83 84	73 74 75 76	69 70 71 72	67 68
3 10 11 0 0 3 1 3 1 1 1			S, 2, 12 30		
29 29 29 29 29 29		27 27 27 27 27 28	26 26 26 27	26 26 26	25
292, 400 293, 400 293, 800 294, 800 294, 700 295, 700 296, 600 297, 500 298, 200 298, 800	281, 400 282, 700 283, 900 285, 100 286, 100 286, 200 287, 200 288, 300 289, 500 290, 400	271,600 272,900 274,100 275,300 276,500 277,900 279,200 280,400	266, 700 268, 000 269, 400 270, 500	260,800 262,400 263,900 265,500	259, 100 259, 900
000 000 000	00000000	0000 0000	0000	0000	00
			ω ω ω ω ω ω ω ω	ω ω ω ω Δ. Δ. Δ. Δ. Δ.	ည ည
339, 500 340, 000 340, 700 341, 200 341, 700 342, 200 342, 700 343, 200 343, 700	335, 100 335, 600 336, 100 336, 600 336, 900 337, 400 337, 900 337, 900 338, 400 338, 700	328, 300 329, 300 330, 200 331, 300 332, 400 333, 200 333, 800 334, 600	324,000 325,000 326,100 327,200	320, 100 321, 100 322, 300 323, 300	318,000 319,100
999 9999 998		3333 3333	3333	<u> </u>	90
	4 4 4 4	rs) rs) rs) Ar Ar Ar Ar		Cin Cin Cin Cin	כוז כוז
	403, 100 403, 700 404, 200 404, 900 404, 900 405, 300	398, 300 398, 900 399, 500 400, 000 400, 700 401, 400 402, 000 402, 600	395, 500 396, 200 396, 900 396, 900	392, 800 393, 500 394, 200 394, 900	391, 400 392, 200
	700 700 900 300	700 100 100 100 100	500	900	200
			447,900	445, 700 446, 400 446, 900 447, 300	444, 500 445, 300
			900	700 400 900 300	500 300
			538	535 536 537 538	534 534
			538, 600	535, 400 536, 400 537, 300 538, 100	534, 100 534, 900

究又は調査研)務し、試験研	きするものに動	事委員会の指気	この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究・選売に従事して、	この表は、	輸場
392, 000	332, 300	289,000	263,600	221,700		再用具任職
			351,800	305,800	121	
			351,000 351,400	305, 100 305, 500	120	
			350, 100 350, 500	304,300 304,700	117 118	
			348, 800 349, 300 349, 600	303, 500 303, 800 304, 100	114 115 116	
			348,400	303,200	113	
			346,600 347,000 347,500 347,900	301,800 302,200 302,600 302,900	119 110 1110	
			345,000 345,500 346,000	300, 600 301, 100 301, 600	106 107 108	
			344, 200 344, 600	299, 400 300. 100	104 105	

究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

黑 燕 艱 浴 療 料 機能

別表第五

展

类

表 (第四条関係)

	2分	職の具で
2782 222 200817 1651413 121160 8765 4321	号給	職務の等級
日 252,800 255,400 260,400 260,400 266,500 277,900 277,900 281,900 294,000 294,000 306,100 313,500 317,100 324,300 324,300 324,300 331,800 331,800 338,800 344,400	給料月額	1 級
339,500 342,700 348,700 351,500 351,500 351,500 361,200 361,200 376,400 376,400 373,300 376,400 383,500 387,200 387,200 393,600 393,600 393,600 404,600 402,000 404,600 411,800 411,800	給料月額	2 殺
405,700 411,600 411,600 411,500 420,000 425,400 435,900 438,300 448,300 448,000 456,300 461,500 468,200 470,500	給料月額	3 級
日 481,300 483,600 483,600 488,300 490,500 490,300 501,400 503,500 507,700 512,100 514,200 514,200 518,300 521,300 522,300 524,100 527,900 533,400 533,400	給料月額	4 級

	再用員外職任職以の員	
	A-0/APM	
57 58 60 61 62 63	33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33	28 29
396, 300 397, 200 397, 900 398, 700 399, 300 399, 800 400, 300 400, 700	352,100 354,500 356,800 361,500 363,800 366,300 370,900 377,600 382,200 382,200 388,000 391,200 393,000 394,600 395,500	347, 100 350, 000
471, 500 472, 500 473, 500 474, 600 475, 400 476, 100 476, 800 477, 500		418, 900 421, 100
524, 000 524, 800 525, 600 526, 400 527, 300 528, 100 529, 000 529, 800	477, 400 481, 900 481, 900 486, 100 488, 300 490, 300 491, 300 497, 900 501, 400 503, 200 508, 500 511, 400 512, 300 513, 900 517, 800 521, 500 522, 900	472, 900 475, 100
575, 700 576, 600 577, 500 578, 200 579, 100 580, 000 581, 800	540, 500 542, 400 544, 300 547, 800 549, 500 551, 300 553, 000 557, 700 563, 400 566, 600 567, 600 572, 100 573, 900	537, 000 538, 700

再用具任職

302,000

345, 100

400,700

475,200

山

備光 のに適用する。 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるも

裁①

	\$	職の具区
22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22 22	号 給	職務の等級
151, 900 153, 300 154, 700 156, 100 157, 400 160, 900 166, 200 167, 900 167, 900 171, 300 173, 200 177, 200 177, 200 181, 000 182, 900 184, 800 188, 300 188, 300 191, 300 192, 800 194, 400 195, 900 197, 300 198, 800	給料月額 四	1 級
190, 500 192, 200 193, 800 195, 500 196, 900 201, 700 203, 200 206, 600 208, 300 209, 800 211, 500 211, 500 214, 800 217, 900 217, 900 217, 900 217, 900 221, 300 222, 500 223, 900 2231, 100 232, 400 233, 900	給料月額 四	2 級
225, 227, 8 227, 8 223, 9 223, 9 223, 9 223, 9 224, 9 224, 9 225, 9 2	給料月額 四	3 級
255, 8 255, 255, 255, 255, 255, 255, 255, 255,	給料月額	4 級
285, 4 287, 5 288, 7 298, 7 298, 7 298, 7 200, 7	給料月額	5 級
333 333 334 335 344 355 355 355	給料月額 四	6 級
378, 500 381, 200 383, 900 386, 700 391, 900 391, 900 401, 700 408, 400 410, 400 411, 500 412, 500 418, 600 422, 600 422, 600 422, 600 433, 300 433, 300 433, 300 433, 900	給料月額 円	7 級

	再用員外職任職以の員			
62 63 65 66	55 55 55 56 57 58 59	45 46 47 48 50 51	37 38 41 42 43	330 321 333 334 335
233, 700 234, 600 235, 500 236, 600 237, 000 237, 900		219, 200 220, 300 221, 300 222, 400 223, 400 224, 400 225, 300 226, 300	209, 300 210, 600 212, 000 213, 300 214, 400 215, 600 216, 800 218, 000	200, 200 201, 500 202, 800 204, 000 205, 400 206, 800 208, 200
275, 100 276, 400 277, 800 279, 100 280, 100 281, 200		254, 100 255, 700 257, 100 258, 500 260, 200 261, 600 262, 900 264, 300	244, 500 245, 800 247, 000 248, 400 249, 600 250, 800 252, 100 253, 200	235, 300 236, 800 238, 100 239, 400 240, 800 241, 800 243, 000
314, 400 315, 600 316, 800 318, 100 319, 400 320, 200		291, 100 292, 800 294, 500 296, 300 297, 700 299, 300 300, 600 302, 200	278, 100 279, 800 281, 400 283, 000 284, 700 286, 300 288, 000 289, 700	266, 600 268, 300 269, 900 271, 300 273, 100 274, 800 276, 400
340, 200 340, 500 341, 200 341, 900 342, 600 343, 300		322, 100 323, 600 325, 000 326, 600 328, 200 329, 500 330, 700 332, 100	309,600 311,200 312,700 314,500 316,000 317,700 319,300 320,900	297, 300 299, 200 301, 000 302, 600 304, 500 306, 200 308, 000
382, 300 383, 000 383, 700 384, 400 384, 900 385, 400	376, 100 377, 000 377, 900 378, 800 378, 500 380, 200 381, 000 381, 800	368, 200 369, 000 370, 100 371, 200 372, 400 373, 400 374, 400 375, 300	356, 900 358, 600 360, 200 362, 000 363, 300 364, 600 365, 700 367, 000	344, 300 346,000 347,800 349,700 351,500 353,400 355,200
413, 000 413, 300 413, 600 413, 900 414, 100		407, 300 408, 000 408, 500 408, 900 409, 300 409, 600 409, 900 410, 300	400, 200 401, 400 402, 500 403, 700 404, 600 405, 300 406, 100 406, 900	390, 400 392, 200 393, 900 395, 200 396, 500 397, 800 399, 100
	452,500	449, 800 450, 200 450, 600 450, 800 451, 200 451, 700 452, 000 452, 300	445,600 446,400 447,000 447,700 448,000 448,600 449,000 449,400	437, 100 438, 300 439, 500 440, 600 441, 800 443, 100 444, 300

100 101 102 103	97 98 99	93 94 95 96	89 90 91 92	85 86 87 88	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 76	69 70 71 72	67 68
				249,300	247, 800 248, 200 248, 600 249, 000	245, 700 246, 400 247, 000 247, 600	242, 900 243, 700 244, 500 245, 200	240, 200 240, 900 241, 500 242, 100	238, 700 239, 500
299, 100 299, 300 299, 500 299, 800	298, 200 298, 500 298, 800	297, 100 297, 300 297, 500 297, 800	296, 000 296, 300 296, 500 296, 700	295, 000 295, 200 295, 400 295, 600	293, 400 294, 000 294, 400 294, 800	291, 000 291, 600 292, 100 292, 700	288, 100 288, 800 289, 400 290, 200	284, 300 285, 300 286, 300 287, 400	282, 100 283, 300
336, 400 336, 600 336, 900 337, 300	335, 500 335, 800 336, 100	334, 500 334, 600 335, 000 335, 300	332, 800 333, 200 333, 600 334, 000	331, 400 331, 800 332, 000 332, 400	329, 400 329, 900 330, 400 330, 900	327, 400 327, 900 328, 400 328, 900	325, 300 325, 500 326, 100 326, 700	322, 600 323, 300 324, 000 324, 500	321, 000 321, 900
358, 000 358, 400 359, 000 359, 400	356, 800 357, 200 357, 600	355, 500 355, 800 356, 200 356, 500	354, 200 354, 500 354, 800 355, 100	352, 900 353, 200 353, 500 353, 800	351, 400 351, 700 352, 100 352, 400	349, 700 350, 100 350, 600 351, 100	347, 400 348, 100 348, 600 349, 200	345, 300 345, 900 346, 500 347, 100	344, 000 344, 700
				394,800	393, 200 393, 800 394, 200 394, 500	391, 400 391, 900 392, 500 393, 000	389, 400 389, 900 390, 400 391, 000	387, 200 387, 800 388, 300 388, 800	386, 100 386, 700

機差 ものに適用する。 この表は、児童福祉施設等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会の定める

372,000	329, 200	287, 500	261, 900	248, 200	219, 400	192, 400		再用具任職
				340,000			113	
				339,800			112	
				339, 500			111	
				339, 100			110	
				338, 700			109	
				338, 500			108	
				338, 300			107	
				337, 900			106	
			360, 200	337,600	300, 400		105	
			.0	337, 500	300, 100		104	

		の分	職の具で
20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	1	号給	職務の等級
167, 400 168, 900 170, 300 171, 800 173, 400 174, 900 177, 900 181, 200 182, 800 184, 400 188, 400 199, 100 201, 300 207, 900 211, 300 211, 300 211, 300 211, 300 2112, 700 2114, 100	円 165, 900	給料月額	I 級
196, 200, 200, 201, 211, 212, 213, 214, 214, 215, 226, 227, 228, 238, 238, 240, 240,		給料月額	2 級
244, 800 246, 600 248, 400 251, 200 252, 400 253, 800 253, 800 257, 000 258, 000 261, 100 262, 700 263, 600 264, 700 265, 700 266, 500 267, 500 268, 400 271, 800 271, 800 271, 900 271, 900 271, 900	円 243,000	給料月額	3 級
268, 277, 277, 277, 277, 277, 277, 277, 27		給料月額	4 級
2995, 2995, 300, 310, 310, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311, 311,	円 291,500	給料月額	5 級
338, 800 344, 900 343, 200 345, 200 347, 200 351, 600 357, 000 361, 000 361, 000 367, 500 371, 500 377, 500 377, 600 377, 500 377, 600 377, 600		給料月額	6 級
384, 387, 392, 394, 403, 403, 405, 407, 407, 407, 407, 407, 407, 407, 407		給料月額	7 級

61 63 65 66	55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55	46 46 48 48 50 51	38 44 44 44 44 44 44 44 44	0 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33
253,000 253,900 254,700 255,700 256,700 257,600	245, 300 246, 300 247, 500 248, 300 248, 300 250, 300 251, 000 252, 000	237, 300 238, 500 239, 900 240, 900 242, 000 243, 100 244, 200	226, 800 228, 100 229, 500 230, 500 232, 000 233, 400 234, 800	216, 400 217, 700 218, 900 220, 200 221, 500 222, 800 224, 100
279, 600 281, 000 282, 500 284, 000 285, 400 286, 900	267, 500 269, 000 270, 600 271, 900 273, 500 275, 100 276, 600 278, 100	259,900 259,900 260,800 261,900 262,900 264,200 265,200 266,500	252,900 253,800 254,800 254,800 256,300 257,200 258,100	243,600 244,800 246,000 247,300 248,500 249,500 250,800
320, 300 321, 600 322, 900 324, 200 325, 400 326, 700	310, 100 311, 500 312, 800 314, 300 315, 200 316, 500 317, 800 319, 200	300,500 302,000 303,600 304,900 306,200 307,400 308,800		276, 278, 280, 281, 283, 284, 285,
346, 700 347, 700 349, 000 350, 200 351, 400 352, 600	336, 600 338, 000 339, 400 340, 700 341, 700 343, 100 344, 300 345, 500	325,000 328,500 328,500 329,900 331,300 332,700 334,000 335,300	315, 317, 318, 320, 321, 323, 324,	303,600 305,300 306,900 308,200 309,800 311,300 312,900
382, 900 383, 800 384, 600 385, 300 386, 100 386, 900	374, 600 375, 700 376, 900 378, 100 379, 300 380, 300 381, 300 382, 300	364,800 366,200 367,500 367,500 370,300 371,700 373,100	354, 357, 357, 360, 362,	342, 342, 343, 345, 346, 348,
435,700 436,500 436,900 437,400 437,700 438,100	429, 200 430, 200 431, 500 432, 500 432, 700 433, 700 434, 100 434, 900 435, 300	422, 423, 424, 425, 427, 428,	410, 4112, 4114, 4115, 4117, 4118,	395, 396, 398, 400, 402, 404, 405,
	466, 700 467, 500 468, 000 468, 700 468, 700			441, 900 443, 500 445, 100 446, 700 448, 300 449, 900 451, 400

				具外職以の具	再用在				
101 102 103	97 98 99 100	93 94 96	89 90 91 92	85 86 87 88	81 82 83 84	77 78 79	73 75 76	69 70 71 72	67 68
293, 300 294, 200 294, 800	290, 000 290, 800 291, 600 292, 500	286, 400 287, 400 288, 400 289, 400	282, 800 283, 700 284, 600 285, 500	278, 600 279, 700 280, 600 281, 700	274, 700 275, 700 276, 700 276, 700 277, 900	270, 100 271, 200 272, 500 273, 700	265, 500 266, 700 267, 900 269, 100	260, 400 261, 600 262, 700 264, 100	258, 800 259, 600
325, 300 325, 900 326, 500	323, 200 323, 500 324, 200 324, 800	320, 400 321, 200 321, 900 321, 900 322, 500	315, 900 317, 100 318, 300 319, 400	311, 100 312, 300 313, 500 314, 600	306, 500 307, 700 308, 900 310, 100	302,000 303,400 304,600 305,800	296, 700 298, 100 299, 300 300, 600	290, 900 292, 400 293, 900 295, 500	288, 400 289, 900
358, 900 359, 300 359, 800	357, 100 357, 500 358, 000 358, 400	354, 700 355, 300 356, 000 356, 600	351, 700 352, 500 353, 300 354, 100	347, 700 348, 700 349, 700 350, 600	343,500 344,600 345,600 346,700	338,800 339,900 341,200 342,400	334,600 335,300 336,500 337,700	330, 200 331, 300 332, 400 333, 300	328, 100 329, 400
377, 000 377, 500 378, 000	375, 000 375, 500 375, 900 376, 400	373, 200 373, 700 374, 200 374, 500	371, 200 371, 700 372, 300 372, 800	369, 300 369, 800 370, 300 370, 800	367, 100 367, 600 368, 200 368, 700	364, 100 364, 800 365, 600 366, 400	359, 900 361, 100 362, 200 363, 300	355, 900 357, 000 358, 100 359, 200	353, 800 354, 900
		400,400	398, 500 399, 100 399, 700 399, 900	397, 000 397, 400 398, 000 398, 400	395, 300 395, 900 396, 400 396, 700	393, 700 394, 300 394, 900 395, 200	391, 600 392, 100 392, 700 393, 200	389, 100 389, 700 390, 300 390, 900	387, 700 388, 400
								439,000	438, 400 438, 700

報

137 138 139 140	133 134 135	129 130 131 132	125 126 127 128	121 122 123 124	117 118 119 120	113 114 115 116	109 110 111 112	105 106 107 108	104
306, 900 307, 300 307, 700 308, 000		304, 400 304, 700 305, 100 305, 500	303,300 303,500 303,800 304,200	301, 900 302, 300 302, 700 303, 100	300, 500 300, 900 301, 200 301, 600	299, 300 299, 500 299, 900 300, 200	298, 100 298, 500 298, 700 299, 100	296, 300 296, 800 297, 300 297, 800	295,600
338, 200 338, 600 338, 100 339, 100	336, 700 337, 100 337, 500	335, 400 335, 800 336, 200 336, 400	334, 500 334, 700 335, 100 335, 300	333, 400 333, 700 334, 000 334, 300	332, 200 332, 500 332, 900 333, 100	330, 900 331, 300 331, 700 332, 000	329, 500 329, 800 330, 100 330, 500	327,500 328,000 328,500 328,500 329,000	327, 100
			369,800	368, 000 368, 500 369, 000 369, 500	366, 100 366, 600 367, 100 367, 600	364, 400 364, 800 365, 300 365, 700	362, 300 362, 800 363, 300 363, 800	360, 500 361, 000 361, 500 361, 800	360, 100
						383, 300	381, 100 381, 600 382, 100 382, 700	379, 100 379, 600 380, 000 380, 500	378, 500

備米	再用具																								
*	任職																								
この表は、児童		169	168	166 167	165	164	163	161 162	160	159	157 158	156	155	$153 \\ 154$	152	151	150	1/10	148	147	145	144	143	142	141
、児童福祉	239,600	316, 700	316,300	315, 700 316, 000	315,400	315,000	314,700	314, 200	313,800	313, 500	312, 900 313. 200	312,500	312, 200	311, 700 312, 000	311,300	311,000	310,700	310 500	310, 300	309,900	309,400	309, 300	309,000	308, 600	308, 200
止施設等に	260, 400													344, 200	343,900	343, 500		349 700	342, 400	342,000	341, 200	340,900	340,	340,	339, 700
勤務する君	267,800																								
児童福祉施設等に勤務する看護師その他の職員で人事委員会の定める 2	278, 100																								
他の職員で	294,800																								
、人事委員会	332,600																								
会の定める	377,900																								

三四

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

じて得た額」を「百分の百三十」に、「六月に支給する場合においては千分の千二十五、十二月に支給する場合においては千分の千百七十 五」を「百分の百十)」に、「額)」を「額」に改め、同条第三項を次のように改める。 第十六条の五第二項中「、六月に支給する場合においては千分の千二百二十五、十二月に支給する場合においては千分の千三百七十五を乗

3 のは「千分の六百二十五」とする。 再任用職員に対する前項の規定の適用については、 同項中「百分の百三十」とあるのは「千分の七百二十五」と、「百分の百十」とある

別表第一から別表第五までを次のように改める。

																								谷口	職の具区
29	28	26 97	25	24	23	$\frac{2I}{2}$	20	19	17 18	16	15	13 14		19	$\frac{10}{11}$	9	8	7	6 v	1 4	, w	2	I	号 給	職務の等級
187, 200	185, 700	182, 400	180, 700	178,000	175, 400	170, 100	168, 700	167, 200	164, 200	162,900	161,300	158, 300	107,000	157,700	154, 400 155, 700	153,000	151,900	150,800	148,600	147,500	146, 400	145, 200	144,100	給料月額	1 級
239, 500	238, 200		234		231,	228,	226,600	225, 000	221, 700 223 400	220,000	218, 200	214, 700 216, 500	2 1 2	212	209, 700	207,	206,300		200, 900		197, 600	195,800	円 194,000	給料月額	2 級
274,800	273, 100	269, 500	267, 600	265, 700	264,000	260, 500 363, 300	258,900	257, 100	253, 800 255, 400	252, 300	250,900	248, 100 249, 600	240,000	245, 200	243,600	242, 100	240,900	239, 300	236, 100		233, 100	231,600	日 230,000	給料月額	3 級
318, 100	316, 400	312, 400	310, 300	308, 600	304, 500	302, 400	300, 500	298, 500	294, 400 296, 400	292,600	290, 600	286, 500 288, 600	204, 000	284 500	280, 400	278, 400	276, 400	274, 300	270,500 272,400	208,800	266, 700	264, 900	円 263, 000	給料月額	4 級
345,900	344, 300	340,500	338, 600	337, 200	335, 100		329, 300	327, 300	323, 300 325 300	321, 400	319, 300	315,000 317,100	012, 200	312,000	308, 400	306, 100	304, 200	302,000	297, 400 299, 700		293, 400		田 288, 900	給料月額	5 級
375, 100	373,600	369, 600 371 600	367, 700	365, 700	363,800	359, 900 361 900	358,000	356, 100	352, 300 354 300	350,	348,	344, 600 346, 600	0 1	349	338,600	336,	334,500	332, 300	328, 100 330, 100		323, 700		⊞ 319, 200	給料月額	6 級
422, 300	420, 700		416, 100			408, 800			401, 200			392, 500 394, 800			384,800				372,400		367, 900		田 362, 900	給料月額	7 級
459,300			454, 500	453, 100	451,600	448, 700			441, 600 443, 400			433, 900 435, 700			428,000		423,900	421, 700	417,300	415, 400			円 408, 100	給料月額	8 級
518,700	517,700											494, 200 496, 500											円 458, 400	給料月額	9 級

再用員外職任職以の員					
61 62 63 65	53 54 55 56 57 58 59	45 447 448 448 550 551	40 40 42 43	36 37 36 35 4 36 37 36 37 4	30 31 33
225, 600 226, 600 227, 400 228, 300 229, 000 229, 800	219, 100 220, 100 221, 000 222, 000 222, 400 223, 300 224, 100 224, 900	209, 800 211, 100 212, 400 213, 700 214, 800 215, 900 216, 900 218, 000	203, 500 204, 800 206, 100 207, 400 208, 700	195, 400 196, 900 198, 400 199, 700 201, 000	188, 900 190, 700 192, 400
278, 100 279, 100 280, 000 281, 000 281, 500 282, 400		259, 600 260, 900 262, 300 263, 600 264, 700 265, 800 267, 100 268, 400	252 252 254 255 257 257	245, 246, 247, 248, 250,	240, 700 241, 700 242, 900 244 200
324, 800 325, 700 326, 500 327, 300 328, 200 328, 600		302, 200 303, 900 305, 500 307, 200 308, 100 309, 600 311, 100 312, 700		283, 285, 287, 289, 290,	276, 700 278, 600 280, 300
364, 600 365, 200 365, 900 366, 600 366, 900 367, 600	358, 100 359, 200 360, 100 361, 200 362, 100 362, 800 363, 500 364, 200	348, 200 349, 600 351, 100 352, 600 354, 200 355, 000 356, 200 357, 200	339, 200 341, 100 343, 000 344, 800 346, 700	327, 500 329, 400 331, 500 333, 400 335, 300	320, 100 322, 200 324, 300 325, 500
381,000 381,700 382,300 382,900 383,300 383,900	376, 100 376, 800 377, 500 378, 200 378, 700 379, 300 379, 900 380, 600	369, 400 370, 300 371, 200 372, 100 373, 000 373, 800 374, 600 375, 400	364, 200 365, 500 366, 400 367, 500 368, 600	355, 200 357, 000 358, 700 360, 100 361, 400	347, 800 349, 700 351, 500
403, 800 404, 100 404, 400 404, 700 405, 000 405, 300	401, 400 401, 700 402, 000 402, 300 402, 600 402, 900 403, 200 403, 500	396, 800 397, 500 398, 200 398, 900 399, 500 400, 100 400, 600 401, 000	391, 500 392, 600 393, 800 395, 000 396, 100	383,500 385,000 386,600 388,000 389,200	376, 900 378, 700 380, 300
444, 900	442, 200 442, 600 443, 000 443, 300 443, 600 444, 000 444, 300 444, 600	438, 200 439, 000 439, 400 440, 100 440, 600 441, 000 441, 400 441, 800	434, 700 435, 300 436, 000 436, 700 436, 700 437, 400	428,600 429,900 431,100 432,300 433,100	423, 600 424, 900 426, 100 427, 300
		468,600	466, 600 467, 100 467, 600 467, 600 468, 000 468, 300	463, 700 463, 700 464, 300 464, 800 465, 400	460,000 460,800 461,500
			527, 000 527, 500	523, 800 523, 800 524, 300 525, 000 525, 600	519, 600 520, 500 521, 400

96 97 98 99 100 101 102 103	90 91 92 93 94	85 86 87 88	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75	69 70 71 72	67 68
	246, 100 246, 600 246, 900 247, 300 247, 600	243, 500 244, 200 244, 900 245, 600	240,800 241,500 242,200 242,900	238,000 238,800 239,600 240,300	235, 300 236, 000 236, 700 237, 300	232, 400 233, 100 233, 700 233, 500	230, 700 231, 700
295, 600 295, 800 296, 100 296, 500 296, 900 297, 100 297, 400 297, 800	293, 400 293, 800 294, 100 294, 500 294, 700 294, 900 295, 200	292, 100 292, 400 292, 700 292, 700 293, 100	290, 900 291, 100 291, 500 291, 800	289, 800 290, 100 290, 300 290, 700	288, 200 288, 700 289, 100 289, 600	285,000 285,800 286,600 287,400	283, 100 284, 000
343, 500 343, 700 344, 100 344, 500 344, 800 345, 100 345, 500 345, 900	340, 700 341, 100 341, 600 342, 000 342, 200 342, 600 343, 100	339, 100 339, 500 340, 000 340, 400	337, 300 337, 800 338, 300 338, 800	335, 500 336, 000 336, 400 336, 900	333, 500 334, 100 334, 600 335, 200	330, 900 331, 600 332, 300 333, 000	329, 300 330, 100
	379, 400 379, 900 380, 300 380, 700 381, 000	377, 700 378, 200 378, 600 379, 000	375, 900 376, 500 377, 000 377, 300	373, 800 374, 300 374, 900 375, 400	371, 500 372, 100 372, 800 373, 400	369, 300 369, 900 370, 600 371, 200	368, 300 369, 000
	392,000 392,300 392,600 392,800 393,000	391,000 391,300 391,600 391,800	390,000 390,300 390,600 390,800	388, 900 389, 200 389, 500 389, 800	387, 400 387, 800 388, 200 388, 600	385, 500 386, 000 386, 500 387, 100	384, 500 385, 100
		410,200	409, 200 409, 500 409, 800 410, 000	408, 200 408, 500 408, 800 409, 000	407, 200 407, 500 407, 800 408, 000	406, 100 406, 400 406, 700 407, 000	405,600 405,900

例別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

\tilde{c}	職員の給与	一般職に属する学校職員の給与に関する条	た、一般職に	アンいつごの	7定めるもの	人事委員会の	する職員で	勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、	務し、教育	曹
)指定	員会の	講習所等で人事委員会の指定するものに		この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、	の職員に適用	けない全ての	の適用を受	他の給料表	この表は、	無
900	389, 900	356,800	315, 100	289,700	274,600	255, 200	215, 200	187, 700		再用具任職
							304, 200		125	
							303,900		124	
							303, 300		$\frac{121}{122}$	
							202 100		191	
							302, 400 302, 700		119 120	
							301, 900 302, 100		117 118	
							301,700		116	
							301,000 301.300		$\frac{114}{115}$	
						350,000	300,800		113	
						349, 500	300, 600		112	
						349, 200	300,300		111	
						348, 500	299, 500		109	
						348,000	299, 300		108	
						347, 600	299,000		107	
						346, 800 347 200	298, 300 298, 600		105	
						346, 300	298, 100		104	

三九

別表第二 公 安 艱 慦 类 表 (第四条関係)

																									職の具区
29	28	26	25	24	22	21	20	19	17	16	15	13 14	7.5	12	11	9	80	7	6 5	1 £	<u>ν</u> ω	2	I	号給	職務の等級
221, 200	217,600	215, 800	214, 100	212, 200	208, 700	206, 900	204, 400	202,000	197, 200	195,000	192, 900	190,800	100 700	186, 800	183, 400 185 100	181, 700	180,000	178, 100	174,400	172,900	171, 200	169,400	月 167, 700	給料月額	1 級
237, 400	234, 500 236, 200			229, 500			222,	220,	217,000	215, 100	213, 300	211,500	200 700	207, 400	202,400	199,800	197,600	195, 300	190,700		187,000		円 183, 500	給料月額	2 級
257, 100	254,800 256,000	253, 500	252,300	251,000	248, 500	247, 100	245, 500	243,700	240, 100	238,600	236, 700	234,800	939 000	231, 100	227, 500	225, 700	223,600		217, 900	213, 900	213, 900		円 209, 900	給料月額	3 級
291, 900	290,000	286, 000		283,000	280, 200	278, 800		276, 100	273, 300	272, 500	271, 200	270, 100	200 700	267, 300	264, 700	263, 100	261,800	260, 100	250, 700 258, 500	233,000	253, 200	251, 400	円 249, 600	給料月額	4 級
350,900	347, 100 349, 100	345, 200	343, 100	341, 200	337, 100	335, 100	333, 200	330,900	326, 500	324,800	322, 600	320,400	210 100	316,000	311,000	309, 400	307,500	305, 300	303, 200	299, 300	297,000	294,900	円 292, 900	給料月額	5 級
376,900	373, 100 375, 100			367, 400	363, 500	361,500	359, 800	357, 700	353, 700		349,	347, 400	3	343	341	336, 500	334,800	332, 600	328, 100 330, 300	323, 900	323,800	321,500	⊞ 319,300	給料月額	6 級
403,700	400, 100 402, 200		396,000	394, 300	390, 200	388, 100	386, 400	384, 400	380, 500	378, 900	376, 800	374,800	272 700	370,900	368,700	364, 500	362,800	360, 600	358, 400	324, 300	352, 100		円 <i>347,600</i>	給料月額	7 級
431, 100	428, 200 429, 800	426,	425.		421,	419,	417,	416,		411,	409,		404	403,	399, 401	397, 100	395,	393,	391,800	200,	386,	384,		給料月額	8 級
467, 900	465, 400 466, 700		462,500	461,000	457,600	455,900	454, 300	452,600	449,000	447, 400	445,600	442, 200	449 900	441, 100	437,900	436, 200		433, 100	431,500		426,500		円 422, 800	給料月額	9

61 62 63 65	53 54 55 56 57 58 58	446 446 447 448 51 51	30 30 41 42 43	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
262, 500 263, 400 264, 500 265, 400 266, 500 267, 700	254, 300 255, 500 256, 400 257, 600 258, 600 259, 600 260, 400 261, 400	240, 300 247, 600 248, 600 249, 500 250, 300 251, 400 252, 600 253, 700	234, 300 236, 300 238, 100 239, 900 241, 300 242, 700 244, 000 245, 200	223,000 224,800 226,600 228,200 229,900 231,600 233,300
278, 000 279, 600 281, 200 282, 700 284, 100 285, 500	267, 400 268, 300 269, 700 270, 900 271, 900 273, 500 274, 900 276, 400	250,000 259,700 260,800 262,000 262,900 264,100 265,100 266,200	249,700 251,000 252,200 253,400 254,500 255,700 256,800 257,900	239, 200 241, 000 242, 800 244, 200 245, 700 247, 000 248, 400
300, 800 302, 600 304, 400 306, 100 307, 400 309, 100		274,000 276,300 277,800 279,300 281,100 282,800 284,500 286,000	265, 500 266, 700 267, 700 268, 700 271, 200 272, 500 273, 700	
346, 800 348, 500 350, 200 351, 900 353, 500 355, 100	334, 300 336, 000 337, 600 339, 400 340, 300 342, 000 343, 600 345, 200	321, 100 323, 000 324, 900 326, 700 328, 100 329, 700 331, 100 332, 800	306, 600 308, 500 310, 400 312, 100 313, 800 315, 600 317, 500 319, 400	293, 900 295, 700 297, 600 299, 300 301, 100 303, 000 304, 800
400, 400 401, 100 401, 800 402, 500 402, 800 403, 500		383, 900 385, 500 387, 200 388, 600 389, 600 390, 600 391, 600	368, 300 370, 300 372, 300 374, 300 376, 400 378, 500 380, 500	353,000 354,800 356,900 358,300 360,300 362,200 364,300
414,800 415,400 415,900 416,400 416,900 417,500		402, 300 403, 700 404, 800 406, 000 407, 300 408, 100 408, 900 409, 600	392,800 394,300 395,600 397,000 398,200 399,300 401,300	379,000 381,100 383,100 385,000 387,100 389,200 391,100
434, 000 434, 300 434, 600 434, 900 435, 200 435, 500	431, 500 431, 900 432, 200 432, 500 432, 800 433, 100 433, 400 433, 700	427, 300 428, 000 428, 800 429, 600 430, 100 430, 500 430, 900 431, 200	416, 300 418, 000 419, 500 421, 000 422, 500 423, 800 425, 100 426, 300	405, 500 407, 200 408, 900 410, 600 412, 100 413, 700 415, 200
454, 800	452, 700 452, 900 453, 200 453, 400 453, 800 454, 000 454, 200 454, 400	449, 100 449, 800 450, 300 450, 800 451, 300 451, 600 451, 900 452, 300	444, 600 444, 600 445, 300 446, 000 447, 000 447, 700 448, 300	432, 800 434, 500 436, 100 437, 500 439, 200 440, 900 442, 500
		470, 200	472, 900 473, 500 474, 000 474, 500 475, 400 475, 400 476, 200	468, 600 469, 300 470, 000 470, 500 471, 300 472, 600

			再用員外職任職以の員
97 98 99 100 101 102 103	95 95 96 97 97 97 97 97 97 97 97 97 97	88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88	77.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5 7.5
304, 100 305, 300 306, 500 307, 700 308, 900 309, 900 311, 000	293, 100 294, 300 295, 300 296, 500 297, 600 298, 800 299, 300 300, 600 301, 700 303, 000	281, 600 282, 800 284, 000 285, 000 286, 100 287, 300 288, 600 289, 900 291, 000 292, 200	268, 900 270, 000 271, 200 272, 600 274, 000 275, 300 276, 500 277, 900 277, 300 280, 500
328, 100 329, 400 330, 700 332, 000 333, 400 334, 300 335, 400	314, 200 315, 700 317, 200 318, 700 320, 100 321, 600 322, 900 324, 200 325, 600 326, 900	301, 100 302, 600 303, 800 305, 300 306, 600 308, 000 309, 100 310, 500 311, 400 312, 900	287,000 288,400 291,400 293,000 294,600 295,800 297,200 298,700 300,200
354, 900 356, 100 357, 200 358, 400 359, 500 360, 600 361, 700	341, 100 342, 600 343, 900 345, 100 346, 400 347, 700 349, 100 350, 600 352, 100 353, 600	325, 100 326, 800 330, 000 331, 700 333, 400 335, 000 336, 700 338, 100 339, 600	310,500 312,200 313,600 316,300 317,800 317,800 320,100 321,600 323,300
385, 700 386, 100 386, 700 387, 200 387, 600 388, 100 388, 700	380, 400 381, 000 381, 600 382, 200 382, 800 383, 400 383, 700 384, 200 384, 800 385, 300	369, 900 371, 100 372, 300 373, 500 374, 700 375, 900 377, 000 378, 200 379, 300	356, 700 358, 300 360, 900 362, 200 363, 600 364, 800 367, 300 368, 600
	413, 600 413, 900 414, 200 414, 600 415, 000 415, 400 415, 700	409, 200 409, 700 410, 300 411, 200 411, 800 411, 300 412, 300 412, 800 413, 300	404, 200 405, 200 406, 300 406, 800 407, 300 407, 700 408, 200 408, 700
	423, 800 424, 000 424, 200 424, 500 424, 800 425, 000 425, 200	421, 100 421, 400 421, 700 422, 000 422, 200 422, 500 422, 800 423, 200 423, 500	417, 900 418, 400 419, 100 419, 700 420, 000 420, 600 420, 600
		438, 500 438, 800 439, 100 439, 400 439, 600 439, 900 440, 200 440, 500	435, 800 436, 100 436, 300 436, 600 437, 200 437, 400 437, 700 438, 000 438, 300

備考 この表は、警察官に適用する。

再用具件機	
	141 142 143 144 145
241,500	
253, 200	359,800 360,300 360,800 361,300 361,600
257, 300	380,900
288,600	
305, 100	
319,200	
342,800	
377,900	
409,500	
	241,500 253,200 257,300 288,600 305,100 319,200 342,800 377,900

				2分	職の具で
29	25 26 27 28	17 18 20 21 22 23 24	1 2 3 4 4 5 6 6 7 7 8 8 9 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	号給	職務の等級
235,000	229, 200 230, 600 232, 100 233, 400	212, 200 214, 900 217, 600 220, 300 222, 900 224, 500 226, 100 227, 700	H 172, 900 175, 200 177, 700 180, 000 182, 400 184, 900 187, 300 189, 900 194, 500 196, 900 196, 900 199, 400 201, 900 204, 500 204, 500 207, 200 209, 800	給料月額	I 級
276,900	271, 100 272, 700 274, 100 275, 600	257, 900 259, 800 261, 700 263, 600 265, 100 266, 700 268, 200 269, 600	226, 600 228, 800 230, 800 232, 900 234, 900 236, 900 236, 900 239, 000 241, 100 243, 300 245, 200 247, 100 249, 000 250, 700 252, 600 254, 400 256, 300	給料月額	2 級
321,800	316,000 317,400 318,900 320,500	302,700 304,900 307,100 309,200 311,200 312,400 313,500 314,700	14 270, 400 272, 200 274, 000 275, 800 277, 100 279, 000 280, 800 282, 600 284, 000 286, 500 288, 700 290, 900 293, 300 295, 900 298, 100 300, 500	給料月額	3 級
380, 400	371, 300 373, 700 376, 100 378, 400	352,600 355,100 357,500 359,900 362,300 364,700 366,900 369,200	319, 200 321, 200 323, 300 325, 400 327, 600 329, 500 331, 100 331, 100 334, 300 334, 300 341, 400 343, 300 345, 600 347, 900 350, 300	給料月額	4 級
420,600	414,700 416,200 417,900 419,600	400,000 402,000 404,000 406,000 407,500 409,400 411,200 413,200	356, 100 358, 400 360, 600 363, 100 365, 100 368, 200 371, 400 374, 300 377, 100 380, 200 380, 200 388, 300 388, 300 389, 700 394, 500 397, 200	給料月額	5 殺
472, 200	467, 500 468, 800 470, 000 471, 100	451, 900 454, 200 456, 500 458, 700 460, 900 462, 700 464, 400 466, 100	#16, 400 418, 900 421, 500 424, 000 426, 200 431, 000 433, 400 437, 200 437, 200 439, 400 441, 600 443, 300 445, 500 447, 600 449, 800	給料月額	6 級

	2.2.1.2.1.3.1.3.1.3.1.3.1.3.1.3.1.3.1.3.	再用員再用員		
	(の貝	作職以 ————————————————————————————————————		
60 60 60 60 60 60 60 60	55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55	45 46 47 48 50 51	337 338 339 440 443	32 33 33 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30
257, 800 258, 400 258, 800 258, 800 259, 300 259, 800 260, 200 260, 600	254, 100 254, 300 254, 700 255, 100 255, 800 256, 100 256, 800	249, 400 250, 300 251, 100 252, 000 252, 400 253, 100 253, 700	242, 500 243, 300 244, 100 245, 000 245, 900 246, 800 247, 700 248, 600	235,800 236,900 238,000 239,200 240,100 240,900 241,800
310, 300 311, 000 311, 700 312, 500 313, 300 313, 600 314, 300	302, 303, 305, 306, 308, 308,		286, 500 287, 700 288, 500 289, 500 290, 600 291, 500 292, 300 293, 000	278, 300 279, 700 280, 900 281, 700 283, 100 284, 200 285, 500
	354,800 356,100 357,500 358,800 360,200 362,000 363,100	345,700 347,100 348,500 349,900 350,700 352,100 353,400	334, 100 335, 700 337, 300 338, 700 340, 000 341, 300 342, 800 344, 300	323, 400 325, 000 326, 700 328, 200 329, 800 331, 100 332, 600
416, 500 416, 800 417, 400 418, 000 418, 600 419, 200 419, 800		405, 200 406, 600 408, 000 409, 300 410, 600 411, 500 412, 400	395,000 396,400 397,900 399,400 399,900 401,200 402,400 403,800	382,500 384,700 386,800 388,500 390,100 391,700 393,500
446, 000 446, 700 447, 100 447, 400 447, 700 448, 000 448, 200 448, 500			431, 800 432, 800 433, 800 434, 800 435, 200 435, 800 436, 500 437, 200	422, 200 423, 700 425, 300 426, 800 428, 100 429, 400 430, 600
	489, 800 490, 300 491, 000 491, 300 491, 300 491, 900	485, 900 486, 500 487, 100 487, 700 488, 000 488, 600 489, 300	479, 800 480, 700 481, 600 482, 500 483, 300 484, 000 484, 700 485, 400	473, 200 474, 200 475, 400 475, 700 475, 700 476, 700 477, 800 478, 900

101	98 99 100	93 94 95 96	89 90 91 92	85 86 87 88	81 82 83 84	77 78 79	73 74 75 76	69 70 71 72	67 68
								261,600	260,800 261,300
								316, 100	314, 800 315, 400
383, 300	381, 800 382, 300 382, 700	379, 700 380, 100 380, 600 381, 000	377, 900 378, 400 378, 900 379, 400	376, 000 376, 500 376, 900 377, 400	374, 200 374, 600 375, 100 375, 600	372, 200 372, 700 373, 200 373, 700	370, 800 371, 000 371, 500 371, 900	369, 300 369, 600 370, 000 370, 300	368, 600 369, 100
			432, 500	430, 400 430, 900 431, 600 432, 300	428, 100 428, 700 429, 400 430, 000	425, 900 426, 500 427, 200 427, 800	423, 700 424, 300 424, 800 425, 400	421, 500 422, 000 422, 600 423, 200	420, 300 420, 900
							450,300	449, 300 449, 600 449, 900 450, 100	448,800 449,100

				の分区	選員
29	25 26 27 28	17 18 19 20 21 22 23 24	1 2 3 4 4 5 6 6 7 6 8 7 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	号 給	職務の
194, 100	185,600 187,800 189,900 192,000	167,800 170,000 172,200 174,300 176,500 178,900 181,200 183,500	144,300 145,400 146,600 147,700 148,800 150,100 151,400 152,700 153,800 155,500 157,100 158,700 160,200 164,000	給料月額	I 級
262,500	253,000 255,400 257,700 259,900	231, 300 234, 100 237, 000 239, 900 242, 400 245, 100 247, 600 250, 300	194,000 196,600 199,000 201,400 203,900 206,200 208,500 210,700 212,800 215,100 217,600 217,600 219,900 224,300 224,300 229,100	給料月額	2 級
342,600	335, 200 337, 100 338, 900 340, 700	318,600 320,800 323,000 325,100 327,300 329,300 331,300 333,300	280, 200 282, 600 285, 000 287, 400 289, 700 291, 900 293, 900 295, 900 300, 600 303, 200 306, 000 313, 200 313, 200 316, 000	給料月額	3 級
384, 200	377,000 378,700 380,600 382,500	362, 900 364, 800 366, 500 368, 500 370, 000 372, 000 373, 700 375, 600	331,500 333,700 335,900 337,900 337,900 341,800 343,900 345,900 345,600 351,700 353,600 357,500 357,500 359,300 361,200	給料月額	4 級
461, 100	451, 300 453, 600 456, 100 458, 600		388, 800 391, 700 394, 300 397, 100 397, 100 401, 900 407, 300 412, 400 415, 100 423, 200 428, 700	給料月額	5 級

具外職以の具	再用。 在職:			
61 62 63 65 66	53 55 56 57 58 59	45 46 47 48 50 51	37 38 40 41 42 43	30 32 33 34 35 36
247,600 248,700 249,600 250,700 251,900 252,900	236,900 238,700 240,400 242,000 243,200 244,400 245,400 246,500	223, 100 225, 000 226, 800 228, 600 228, 300 232, 100 233, 800 235, 500	208, 200 210, 100 212, 000 213, 900 215, 700 217, 600 219, 500 221, 400	195, 700 197, 500 199, 200 201, 000 202, 900 204, 800 206, 700
305, 800 306, 900 308, 000 309, 100 309, 900 311, 000	297, 100 298, 300 299, 600 300, 700 301, 500 302, 600 303, 800 304, 900			264, 700 266, 600 268, 700 270, 400 272, 400 274, 500 276, 400
379, 100 379, 800 380, 700 381, 600 382, 200 383, 000	372, 600 373, 600 374, 500 375, 500 376, 300 377, 100 377, 800 378, 500	363, 300 364, 500 365, 800 366, 900 368, 000 369, 300 370, 600 371, 900	354, 100 355, 500 356, 700 358, 100 358, 800 359, 900 361, 100 362, 200	344, 300 345, 800 347, 500 348, 700 350, 100 351, 400 352, 900
430, 900 431, 800 432, 800 433, 700 434, 600 435, 400	420, 800 422, 200 423, 600 425, 000 426, 100 427, 400 428, 800 430, 100	409, 400 410, 600 412, 200 413, 800 415, 100 416, 500 418, 000 419, 400	397, 900 399, 400 400, 800 402, 200 403, 600 404, 900 406, 400 408, 000	386, 100 388, 000 389, 900 391, 500 393, 300 394, 900 396, 700
518, 900 519, 800 520, 500 521, 200 522, 000 522, 800	510, 300 511, 500 512, 700 513, 900 514, 800 516, 800 517, 800	498, 600 500, 100 501, 700 503, 200 504, 900 506, 300 507, 700 509, 200	480,600 483,100 485,500 488,000 490,300 492,500 494,700 496,900	463, 600 466, 100 468, 600 470, 900 473, 300 475, 700 478, 200

試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研 298, 500 298, 900 299, 200 299, 600 297,300 297,600 297,900 298,200 296, 000 296, 400 296, 700 297, 000 294, 300 294, 800 295, 300 295, 800 339, 900 340, 300 341, 200 341, 700 342, 100 342, 600 343, 000 343, 500 3443, 900 3443, 900 3443, 700 3444, 700 338, 100 338, 500 339, 000 339, 400 325,900 384, 400

県 報 П

別表第五 展 療 퓇 天 諮 療料 選 表 类 表 (第四条関係)

	2 了 了	職の具で
2782 222 200817 16554 25 25 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26	号給	職務の等級
247,900 250,400 255,400 255,400 265,200 265,200 265,200 276,600 280,600 292,400 296,300,200 307,500 311,000 311,000 321,900 325,400 332,400 333,900 3321,900 3321,900 333,900 3321,900 333,900	給料月額	1 級
333, 100 342, 000 344, 700 344, 700 354, 200 357, 900 366, 200 375, 900 375, 900 375, 900 375, 900 375, 900 375, 900 375, 900 375, 900 376, 200 383, 200 383, 200 394, 200 394, 200 394, 200 394, 200 403, 800 406, 100 408, 300	給料月額	2 級
397, 900 400, 800 406, 500 411, 800 411, 800 412, 500 422, 200 427, 500 427, 500 433, 300 437, 300 441, 700 441, 700 442, 800 443, 800 444, 900 445, 900 459, 200 461, 400	給料月額	3 級
#71,700 #774,000 #774,000 #778,500 #80,700 #85,100 #85,100 #87,300 #87,300 #93,500 #949,800 504,000 508,100 508,100 512,100 512,100 513,900 517,600 517,600 521,200 521,200 523,000	給料月額	4 級

	再用員外職任職以の員任職以の員
57 58 60 61 63 64	5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
388, 600 389, 500 390, 300 391, 100 391, 600 392, 100 392, 500 393, 000	343, 200 345, 300 347, 500 349, 900 352, 100 354, 500 355, 200 363, 800 363, 800 370, 700 373, 600 375, 000 377, 600 377, 600
462, 400 463, 400 464, 400 465, 400 466, 200 466, 900 467, 600 468, 300	412, 900 417, 000 419, 100 421, 000 422, 800 426, 600 430, 500 433, 400 433, 400 434, 600 4441, 500 445, 100 446, 900 452, 100 453, 900 453, 900 461, 200
513, 800 514, 600 515, 400 516, 200 517, 100 517, 900 518, 800 519, 600	465, 800 468, 100 470, 400 472, 600 476, 700 478, 800 488, 800 488, 800 488, 400 497, 100 498, 800 502, 400 504, 900 506, 600 507, 900 511, 500 511, 500
564, 600 565, 500 566, 400 567, 100 568, 000 568, 900 569, 800 570, 700	528, 200 531, 800 533, 600 533, 600 540, 500 540, 500 543, 700 543, 700 543, 700 543, 700 544, 700 555, 300 555, 300 555, 500 561, 900 562, 800 563, 700

90 90 91 92 93 94 95 96	77 77 88 88 88 88 88 88 88	76 76 76 76 76 76 76
		393, 300
481, 900 481, 900 483, 000 483, 600 484, 000 484, 500 485, 700 486, 300	476, 200 476, 800 477, 400 477, 900 478, 500 479, 500 480, 000 480, 400 481, 000	469,000 469,700 470,400 471,000 471,300 472,000 472,700 473,400 473,800 474,400 475,100 475,800
540, 300 541, 100	530,600 531,500 532,400 533,300 534,100 535,000 536,800 537,600 538,500 538,500	520,500 521,400 522,100 523,000 523,900 524,700 525,600 526,500 527,300 528,200 529,100 529,800
		571,600

展 瘀 嶽 浴 类 表 \bigcirc

	(年	職の具区
1 2 3 3 4 4 4 4 4 6 6 7 10 11 11 11 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 27 27 28 29 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	号 給	影務の発験
149,000 150,400 151,800 153,200 154,400 156,200 161,300 164,700 166,500 166,500 171,900 173,800 173,800 177,600 177,600 181,300 181,300 181,300 181,300 181,300 181,300 181,300 181,300 181,300 181,300 181,300 192,100	給料月額	I 級
186, 900 188, 500 190, 100 191, 700 193, 200 194, 700 196, 300 197, 800 201, 100 202, 700 203, 400 207, 400 209, 000 210, 600 212, 000 213, 600 213, 600 216, 800 221, 200 221, 200 221, 200 221, 200 221, 200 221, 200 221, 200 222, 700 223, 500 224, 100 226, 800 228, 100 229, 400	給料月額	2 殺
222, 100 223, 700 225, 300 226, 900 231, 400 233, 000 233, 000 237, 000 238, 200 239, 800 241, 200 242, 400 243, 800 244, 700 244, 700 247, 100 248, 300 251, 700 255, 300 256, 700 256, 200 259, 600	給料月額	3 級
248, 100 249, 300 250, 500 251, 900 253, 100 255, 500 256, 600 257, 900 262, 200 263, 500 266, 500 268, 000 271, 600 277, 000 277, 000 284, 200 284, 200 286, 100 286, 100 287, 900	給料月額	4 級
279, 900 281, 900 284, 100 288, 300 290, 400 292, 500 294, 600 303, 100 307, 000 307, 000 311, 100 311, 100 317, 200 317, 200 317, 200 321, 100 321, 100 321, 100 3321, 100	給料月額	5 級
327,000 329,000 331,200 333,400 333,400 3341,600 3445,500 3445,500 3445,500 3447,600 3451,200 3551,100 357,100 357,100 368,700 368,700 368,700 370,800 371,900 377,900 377,900 379,600	給料月額	6 殺
371, 100 373, 800 376, 400 377, 100 381, 500 384, 200 386, 800 391, 600 398, 300 402, 400 406, 500 410, 300 4112, 200 412, 200 414, 300 416, 100 417, 700 416, 100 421, 300 422, 300 423, 600 424, 900 427, 500	給料月額	7

	再用員外職任職以の員			
61 62 63 65 66	53 55 55 57 58 59	50 50 50 51	38 38 38 39 40 40 40 40	33 33 35 36 36 36
229, 200 230, 000 230, 900 231, 900 232, 500 233, 300	222,700 223,600 224,300 225,200 225,900 226,800 227,500 228,300	216,300 217,300 218,400 219,400 220,400 221,300 222,300	205, 400 206, 700 208, 000 209, 300 210, 400 211, 600 212, 800 214, 000	196, 200 197, 500 198, 800 200, 200 201, 600 202, 900 204, 300
270,000 271,200 272,500 273,800 274,600 275,700	260, 300 261, 700 263, 100 264, 400 265, 200 266, 800 267, 800	252, 200 252, 200 253, 500 255, 100 256, 500 257, 900 259, 200	239, 241, 242, 243, 244, 247, 248,	230, 800 232, 300 233, 700 234, 800 236, 100 237, 100 238, 400
308, 200 309, 400 310, 700 311, 900 313, 300 314, 100	297, 700 299, 200 300, 600 302, 100 303, 100 304, 300 305, 500 306, 900	287,400 289,100 290,700 291,900 293,500 294,800 296,400	272, 700 274, 400 276, 100 277, 700 277, 700 280, 800 282, 500 284, 200	
333,600 333,900 334,500 335,200 335,800 336,500	326, 600 327, 600 328, 700 329, 700 330, 200 331, 100 331, 900 332, 800		303 305 306 308 308 311, 313, 314,	
374, 800 375, 500 376, 200 376, 900 377, 300 377, 900	368, 900 369, 700 370, 600 371, 500 372, 000 372, 800 373, 600 374, 400	361,800 363,000 364,100 365,100 366,100 367,100 368,100		
404, 900 405, 200 405, 500 405, 800 406, 000	402,500 402,800 403,100 403,400 403,700 404,000 404,300 404,700	400,000 400,500 400,900 401,300 401,600 401,900 402,200	392,400 393,600 394,700 395,800 396,600 396,600 397,400 398,200 399,000	
	443, 800	441, 500 441, 900 442, 200 442, 500 442, 500 442, 900 443, 200 443, 500	437, 100 437, 900 438, 300 439, 000 439, 500 439, 900 440, 300 440, 700	428, 700 429, 900 431, 000 432, 200 433, 400 434, 600 435, 800

, 700 , 200 , 600 , 000

, 700 , 200 , 800 , 400 , 400 , 400 , 400

, 600 , 100 , 600 , 100

294, 200 294,500

331,000

352, 800 353, 300

推制 再用具任職 ものに適用する。 104 105 106 107 107 108 109 110 1111 1112 188, 700 215,300331, 200 331, 400 332, 000 332, 200 332, 200 332, 600 333, 400 333, 400 243,500256,900282, 100 322,800 365,000

この表は、児童福祉施設等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会の定める

	华	職の具区
20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	号給	職務の等級
163,000 164,400 165,900 167,300 170,300 171,800 173,300 174,600 177,900 177,900 182,900 188,900 188,900 188,900 189,100 191,200 193,300 193,300 195,400 197,500 199,700 204,100 206,100 208,600 208,600	給料月額	1 級
190, 500 192, 600 194, 700 198, 800 201, 100 203, 400 208, 100 210, 900 212, 100 212, 100 214, 900 217, 600 219, 000 221, 600 221, 700 221, 700 222, 000 223, 500 223, 500 224, 700 228, 100 228, 100 231, 100 231, 100 231, 500 231, 100 231, 500 231, 500 231, 500 231, 500 231, 500	給料月額	2 級
238, 500 240, 300 242, 100 243, 900 244, 600 247, 700 251, 100 252, 000 252, 000 255, 200 256, 000 257, 600 258, 500 258, 500 259, 500 261, 300 261, 300 263, 200 266, 500 266, 500 266, 500 267, 700 268, 900 267, 700	給料月額	3 級
261, 100 262, 100 263, 000 264, 100 264, 700 266, 500 266, 500 270, 500 271, 700 271, 700 277, 400 2776, 800 2778, 100 278, 100 282, 000 283, 600 288, 700 288, 100 289, 400 291, 200 294, 700	給料月額	4 級
285, 900 287, 700 289, 500 291, 400 294, 900 296, 800 302, 400 306, 100 307, 600 311, 000 316, 100 317, 800 317, 800	給料月額	5 級
330, 100 332, 200 334, 200 340, 500 344, 700 344, 700 355, 100 356, 100 358, 200 362, 200 364, 200 364, 200 364, 200 364, 200 364, 200 364, 200 364, 200 366, 300 376, 300 376, 300 378, 300 378, 300 378, 300 378, 300 381, 800 381, 800 381, 800	給料月額	6 級
374, 100 376, 700 3779, 400 382, 000 388, 900 391, 200 393, 200 397, 500 399, 800 401, 700 403, 700 410, 100 4112, 300 4114, 500 4118, 500 422, 200 423, 400 424, 100 427, 400 429, 100 432, 900	給料月額	7 級

62 63 65 66	55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55	550 550 550 550 550 550 550 550 550 550	A 4444 43387 A 4444 00987	30 31 32 33 36
248,000 249,000 249,800 250,800 251,700 252,600	240, 600 241, 700 242, 700 243, 700 244, 400 244, 400 245, 400 246, 100 247, 100	232, 900 234, 200 235, 500 236, 500 237, 600 238, 600 239, 700	221, 100 222, 500 223, 800 225, 200 226, 100 227, 500 227, 500 228, 900 230, 300	212, 200 213, 500 214, 700 216, 000 217, 300 218, 600 219, 900
274, 200 275, 700 277, 200 278, 500 279, 900 281, 400	262, 400 263, 900 265, 300 266, 700 268, 200 269, 800 271, 300 272, 800	254,900 255,800 256,800 257,800 258,900 260,100 261,300	246, 800 247, 900 248, 800 249, 900 250, 400 251, 300 252, 200 253, 100	239, 200 240, 500 241, 600 242, 800 243, 900 244, 800 245, 900
314,000 315,300 316,600 317,800 319,100 320,400	304, 200 305, 500 306, 900 308, 300 309, 100 310, 300 311, 500 312, 900		281, 900 283, 300 284, 800 286, 200 287, 500 289, 000 290, 500 292, 100	
340,000 340,900 342,100 343,400 344,500 345,700	331,500 331,500 332,900 334,200 335,100 336,400 337,600 338,900	320,700 322,100 323,600 324,700 326,100 327,400 328,700	308,300 309,700 311,100 312,700 314,200 315,600 317,000 318,500	297, 600 299, 200 300, 900 302, 300 303, 800 305, 400 307, 000
375, 500 376, 300 377, 100 377, 900 378, 600 379, 300	367, 400 368, 600 369, 700 370, 900 372, 900 372, 900 373, 900 374, 900	357,600 359,100 360,400 361,800 363,200 364,500 365,900	344, 700 346, 300 347, 800 349, 400 350, 600 352, 100 353, 600 355, 000	333, 900 335, 300 336, 800 338, 400 339, 900 341, 500 343, 000
427, 300 427, 800 428, 200 428, 700 429, 300 429, 700	420, 900 421, 900 423, 000 424, 100 425, 200 425, 700 426, 300 426, 700	412,700 413,800 415,000 416,300 417,400 418,600 419,700	399, 400 401, 100 402, 900 404, 700 406, 200 407, 700 409, 200 410, 500	
	457,600 458,400 459,100 459,800 460,600	453, 100 453, 100 453, 900 453, 900 455, 300 456, 800 456, 800	443,600 444,900 446,200 447,600 448,600 449,300 450,700	433, 300 434, 900 436, 400 438, 100 439, 700 441, 100 442, 500

				以の頂	任職				
101 102 103	97 98 99 100	93 94 95 96	89 90 91 92	85 86 87	81 82 83 84	77 78 79	73 74 75	69 70 71 72	67 68
287, 500 288, 300 289, 100	284, 400 285, 200 285, 800 286, 700	280, 900 281, 900 282, 800 283, 800	277, 300 278, 200 279, 000 280, 000	273, 400 274, 300 275, 400 276, 500	269, 400 270, 400 271, 500 272, 600	264, 900 266, 000 267, 300 268, 500	260, 100 261, 400 262, 700 263, 900	255, 400 256, 500 257, 600 258, 700	253, 700 254, 600
319,000 319,600 320,200	317,000 317,300 317,900 318,600	314, 300 315, 000 315, 700 316, 300	309, 900 311, 100 312, 300 313, 500	305, 100 306, 300 307, 500 308, 600	300, 500 301, 700 302, 800 304, 000	296, 200 297, 500 298, 700 300, 000	290, 900 292, 300 293, 500 294, 800	285, 500 287, 000 288, 500 289, 900	282, 900 284, 400
351, 900 352, 300 352, 800	350, 100 350, 500 351, 000 351, 400	347,800 348,400 349,100 349,700	344, 800 345, 600 346, 400 347, 200	340, 900 341, 900 342, 800 343, 800	336, 800 337, 900 338, 900 340, 000	332, 200 333, 400 334, 500 335, 700	328, 100 328, 800 329, 900 331, 100	323, 700 324, 800 325, 900 326, 800	321, 700 323, 000
369, 370, 370,	367, 700 368, 200 368, 700 368, 700	365, 900 366, 400 366, 800 367, 100	364, 100 364, 500 365, 100 365, 600	362, 100 362, 600 363, 200 363, 700	359, 900 360, 400 361, 000 361, 500	357, 000 357, 800 358, 600 359, 300	353,000 354,100 355,200 356,300	349,000 350,000 351,100 352,200	346, 900 348, 000
		392,600	390, 900 391, 300 391, 800 392, 200	389, 200 389, 700 390, 200 390, 600	387, 700 388, 200 388, 600 388, 900	386,000 386,600 387,100 387,400	384, 000 384, 500 385, 100 385, 600	381, 400 382, 000 382, 700 382, 700 383, 300	380, 100 380, 800
								430,700	430,000 430,300

125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138	117 118 119 120 121 122 123 123	1100 1111 1112 1113 1114 1115	104 105 106 107 108
297, 300 297, 500 297, 800 298, 200 298, 700 299, 700 299, 700 300, 000 300, 400 300, 700 301, 200 301, 600 301, 900	294, 700 295, 000 295, 300 295, 700 296, 000 296, 400 296, 700 296, 700 297, 100	292, 300 292, 600 292, 800 293, 200 293, 500 293, 700 294, 100 294, 400	289, 900 290, 600 291, 100 291, 600 292, 100
	325, 800 326, 100 326, 500 326, 700 326, 700 327, 200 327, 500 327, 800	323, 100 323, 500 323, 800 324, 100 324, 500 324, 900 325, 300 325, 600	320, 800 321, 200 321, 700 322, 200 322, 700
	359,000 359,400 359,900 360,400 360,800 361,300 361,800 362,300	355, 200 356, 200 356, 700 356, 700 357, 200 357, 700 358, 200 358, 600	353, 200 353, 500 354, 000 354, 400 354, 700
		373, 900 374, 300 374, 800 375, 300 375, 900	371, 200 371, 800 372, 300 372, 800 373, 300

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する看護師その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

再用具任職		
	142 143 144 145 146 147 148 148 149 159 159 151 152 153 154 155 158 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167	141
235, 100	302, 500 303, 200 303, 200 303, 200 304, 300 305, 700 306, 700 307, 600 308, 600 309, 300 309, 300 310, 200 310, 600	302. 100
255, 400	333,600 333,900 334,300 335,400 335,800 336,500 337,600	
262,600		
272,800		
289, 100		
326, 200		
370,600		

第五条第二項の表を次のように改める。

山

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

第六条第二項中「千分の千六百二十五」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号) の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	403,300
2	464,600
3	526,900
4	608,600
5	707,700
6	807,800

号給	給料月額
	円
1	335,900
2	372,700
3	401,300
_	,

給料月額 号給 396,000 1 456,000 2 3 516,000 596,000 4 5 693,000 791,000 6

第五条第二項の表を次のように改める。

号給 給料月額 円 330,000 1 366,000 2 3 394,000

第六条第二項中「、 六月に支給する場合においては千分の千二百二十五、十二月に支給する場合においては千分の千三百七十五」を「百分

の百三十」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成十四年山口県条例第五十号) の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,900
2	429,900
3	482,000
4	544, 300
5	620,900
6	725, 100
7	847,600

第八条第二項及び第三項中「千分の千六百二十五」を「百分の百六十五」に改める。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

山

第六条

第七条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第八条第二項及び第三項中「、六月に支給する場合においては千分の千二百二十五、十二月に支給する場合においては千分の千三百七十

五」を「百分の百三十」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。
- 一 第三条及び附則第九項の規定 公布の日
- 第二条、 第四条、 第六条及び附則第四項から第八項までの規定 平成三十一年四月一日
- 2 よる改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。) (以下「改正後の任期付職員条例」という。) の規定は、平成三十年四月一日から適 の規定及び第五条の規定に

用する。

(給与の内払)

3 する条例の規定に基づいて平成三十年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定に よる給与の内払とみなす。 職員が、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第五条の規定による改正前の一 般職の任期付職員の採用等に関

(切替日前の異動者の号給の調整)

Щ

4 いて、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度にお 平成三十一年四月一日 (以下「切替日」という。) 前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 5 ととなるもの 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこ (人事委員会の定める職員を除く。) には、 給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する
- 6 との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (前項に規定する職員を除く。) について、同項の規定による給料を支給される職員 人事委員会の定めるところにより、 同項の規定に準じて、 給料を支給する
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員

(人事委員会への委任)

合計額」とする。

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、 人事委員会が定める。

般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

口

県知事 村 岡 嗣 政

Ш

П

山口県条例第五号

山

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例 (昭和二十七年山口県条例第六号) の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中 「四千二百円」を「四千四百円」に、 「七千二百円」を「七千四百円」 に改める。

第十八条の四第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の九十」に改め、 同項第二号中 「百分の四十」を「千分の四百二十五」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

(第五条関係)

				の分区	学職 校具
29	25 26 27 28	17 18 20 21 22 23 24	1 2 3 4 4 5 6 6 7 7 8 8 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	号 給	職務の等級
190, 700	184, 100 185, 800 187, 500 189, 200	167, 400 168, 900 170, 400 172, 000 173, 400 176, 200 178, 800 181, 400	146, 900 148, 000 149, 200 150, 300 151, 500 152, 600 153, 700 154, 800 157, 500 158, 800 160, 100 162, 900 164, 400 166, 100	給料月額	I 級
244, 100	238,600 240,200 241,500 242,900	225, 900 227, 600 229, 400 231, 100 232, 700 234, 300 235, 900 237, 400	197, 700 199, 500 201, 400 203, 200 204, 800 208, 400 210, 200 211, 400 213, 800 217, 400 218, 800 218, 800 2218, 800 222, 300 224, 100	給料月額	2 級
280, 200	272, 900 274, 800 276, 500 278, 400	258, 700 260, 500 262, 200 264, 000 265, 600 267, 400 269, 200 270, 900	日 234,400 236,000 237,500 239,100 240,600 243,800 243,800 245,400 246,800 248,500 251,500 251,500 253,100 254,500 253,300	給料月額	3 級
324, 400	316, 400 318, 500 320, 400 322, 600	300, 200 302, 200 304, 400 306, 400 308, 400 310, 400 312, 400 314, 600	268, 100 270, 100 271, 800 273, 900 275, 700 277, 600 279, 700 281, 800 286, 000 292, 000 294, 100 296, 200 298, 200	給料月額	4 級
352, 900	345, 100 347, 100 349, 200 351, 100	329, 600 331, 700 333, 700 335, 600 337, 500 339, 600 341, 500 343, 700	294, 500 296, 800 299, 100 301, 200 303, 200 305, 600 307, 900 310, 100 314, 500 314, 500 316, 700 319, 000 321, 000 323, 300 325, 400	給料月額	5 殺
382, 500	375,000 376,900 378,900 380,800	359, 200 361, 100 363, 200 365, 100 367, 100 369, 100 370, 900 372, 900	325, 500 327, 700 330, 100 332, 400 334, 600 336, 600 336, 700 340, 900 341, 200 347, 300 347, 300 351, 300 351, 300 353, 400 357, 400	給料月額	6 殺

388, 389, 389, 390,

386, 386, 387, 388,

, 100 , 700 , 400 , 100

松貝外学職飯以の校員	再用本作工作							
63 64 65	57 59 60	53 54 56	49 50 51 52	445 447 488	443 443	37 38 39 40	33 35 36 36	30 31 32
231, 900 233, 000 233, 600 233, 600 234, 500		223, 400 224, 400 225, 200 226, 200	219,000 220,100 221,200 222,300	214, 000 215, 300 216, 600 217, 900	208, 800 210, 100 211, 500 212, 800	203, 500 204, 800 206, 100 207, 400	197, 700 199, 200 200, 800 202, 300	192, 600 194, 400 196, 200
285, 286, 287, 287,	279, 400 280, 400 281, 300 282, 500 283, 600	274, 500 275, 700 276, 900 278, 300	269, 900 271, 000 272, 300 273, 600	264, 700 266, 000 267, 400 268, 700	259, 300 260, 800 262, 200 263, 500	253, 600 255, 000 256, 500 257, 900	249,000 250,200 251,500 252,700	245, 400 246, 500 247, 800
332,800 333,700 334,500 334,900	326,600 327,800 329,000 330,200 331,100	320, 400 322, 100 323, 500 325, 100	314, 100 315, 600 317, 200 318, 800	308, 100 309, 800 311, 300 313, 000	301, 600 303, 400 304, 800 306, 500	294, 600 296, 400 298, 100 299, 900	287, 400 289, 300 291, 100 293, 000	282, 100 284, 100 285, 800
373, 100 373, 800 374, 200 374, 800	369, 200 369, 800 370, 500 371, 200 371, 800	365, 100 366, 200 367, 200 368, 300	361, 200 362, 000 363, 200 364, 200	355,000 356,500 358,000 359,500	347, 800 349, 700 351, 600 353, 500	340,000 342,100 344,000 345,900	331, 900 333, 900 336, 000 338, 100	326, 400 328, 400 330, 500

383,600 384,300 384,900 385,600

404, 800 405, 500 406, 200 407, 600 408, 200 409, 100 409, 500 410, 400 411, 100 411, 700 411, 700 412, 200 413, 200 413, 200 413, 400

380, 400 381, 200 382, 000 382, 800

376,800 377,700 378,600 379,500

372,700 373,700 374,800 375,900

400, 401, 402, 404, , 500 , 700 , 900 , 000

367, 368, 369, 371,

, 200 , 500 , 900 , 300

360, 362, 364, 365,

, 300 , 300 , 100 , 700

384, 400 386, 100 387, 900 389, 700 391, 000 392, 700 394, 300 395, 800 397, 000 398, 200 399, 300

97 98 99 100 101 102 103	90 91 92 93 94 95	85 86 88 89	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	67 68
	251, 400 251, 800 252, 200 252, 500	248, 200 248, 900 249, 500 250, 200 250, 900	245, 600 246, 300 247, 000 247, 700	242,700 243,500 244,300 244,000	240, 100 240, 800 241, 400 242, 000	237, 200 237, 900 238, 600 239, 300	235, 400 236, 500
301, 700 302, 000 302, 400 302, 800 303, 000 303, 300 303, 700	299, 500 299, 900 300, 300 300, 400 300, 700 301, 100 301, 500	297, 900 298, 200 298, 500 298, 900 299, 200	296, 700 296, 900 297, 300 297, 600	295, 400 295, 800 296, 000 296, 400	293, 800 294, 200 294, 700 295, 200	290, 600 291, 400 292, 100 292, 900	288, 700 289, 600
350, 200 350, 700 351, 100 351, 400 351, 700 352, 100 352, 500	347, 700 348, 200 348, 600 348, 900 349, 300 349, 700 350, 100	345, 700 346, 100 346, 600 347, 000 347, 300	343, 900 344, 400 344, 800 345, 300	342, 100 342, 600 343, 000 343, 500	339,900 340,500 341,100 341,700	337, 400 338, 100 338, 800 339, 500	335, 700 336, 500
	387, 200 387, 600 388, 000 388, 300	385, 000 385, 500 385, 900 386, 300 386, 700	383, 200 383, 800 384, 300 384, 700	381, 100 381, 600 382, 200 382, 700	378, 700 379, 300 380, 000 380, 600	376, 600 377, 200 377, 900 378, 500	375, 500 376, 200
	400, 100 400, 400 400, 600 400, 800	398, 800 399, 100 399, 400 399, 600 399, 800	397, 800 398, 100 398, 400 398, 600	396, 700 397, 000 397, 300 397, 600	395, 200 395, 600 395, 900 396, 400	393, 100 393, 600 394, 200 394, 800	392, 100 392, 700
		418, 300	417, 300 417, 600 417, 900 418, 100	416,300 416,600 416,900 417,100	415, 300 415, 600 415, 900 416, 100	414, 300 414, 700 415, 000 415, 200	413, 800 414, 100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

125	124	121 122	120	117 118	911	113 114	111 112	110	108	106 107	105	104
310, 100	309, 700	309,000	308, 200	307, 700	307, 500	306, 500	306, 100	305, 300 305, 700	305, 100	304, 400 304, 800	304, 200	304,000
												352,900
	310							306, 100 306, 400 306, 800 307, 100 307, 500 307, 500 307, 900 308, 200 308, 500 309, 400 309, 400 310, 100	305, 300 306, 700 306, 100 306, 400 306, 800 307, 100 307, 500 307, 500 308, 200 308, 500 309, 200 309, 400 309, 700 310, 100	305, 100 305, 300 305, 300 306, 500 306, 500 306, 800 307, 100 307, 500 307, 500 307, 900 307, 900 308, 200 309, 200 309, 400 309, 700 310, 100	304, 400 304, 800 304, 800 305, 100 305, 700 306, 100 306, 400 306, 800 307, 700 307, 700 308, 200 308, 200 309, 200 309, 400 309, 700 310, 100	304, 200 304, 800 304, 800 305, 100 305, 700 306, 100 306, 500 307, 700 307, 700 307, 500 307, 500 308, 500 308, 500 309, 200 309, 400 309, 700 310, 100

								の分区	学職 校具
29	25 26 27 28	21 22 23 24	17 18 19 20	13 14 15 16	9 10 11 12	8765	4 3 D I	号 給	職務の等級
239,600	233, 400 234, 900 236, 500 238, 000	227,000 228,600 230,200 231,800	216, 200 218, 900 221, 600 224, 300	205, 700 208, 300 211, 000 213, 700	195, 600 198, 100 200, 500 203, 200	185, 800 188, 300 190, 700 193, 300	円 176, 200 178, 600 181, 000 183, 300	給料月額	I 級
282, 400	276, 400 278, 000 279, 500 281, 000	270, 200 271, 900 273, 500 274, 900	263, 000 264, 900 266, 800 268, 700	255, 700 257, 600 259, 300 261, 200	247, 900 249, 800 251, 800 253, 800	239, 500 241, 600 243, 700 245, 800	円 230,800 233,100 235,300 237,500	給料月額	2 級
328, 100	322, 100 323, 700 325, 200 326, 900	317, 300 318, 400 319, 600 320, 800	308, 600 310, 900 313, 100 315, 100	299, 100 301, 600 304, 000 306, 400	289, 600 292, 100 294, 400 296, 600	282, 400 284, 300 286, 100 288, 000	円 275,800 277,600 279,400 281,200	給料月額	3 級
387, 800	378, 600 381, 000 383, 300 385, 800	369, 300 371, 800 374, 000 376, 300	359, 600 362, 100 364, 500 367, 000	350, 100 352, 500 354, 800 357, 200	340, 900 343, 200 345, 500 347, 900	333, 900 335, 700 337, 600 339, 300	325, 200 327, 300 329, 500 331, 500	給料月額	4 級
428,900	422,800 424,500 426,200 427,900	415, 500 417, 300 419, 200 421, 200	407, 700 409, 800 411, 800 413, 800	396, 700 399, 400 402, 200 405, 000	384, 600 387, 600 390, 800 393, 700	372, 400 375, 500 378, 600 381, 700	362, 800 365, 300 365, 700 370, 100	給料月額	5 級
481, 400	476, 500 477, 800 479, 100 480, 400	469,900 471,600 473,400 475,100	460,700 463,100 465,400 467,600	451,800 454,000 456,300 458,600	443,600 445,800 448,000 450,300	434, 400 436, 900 439, 300 441, 700	H 424, 400 427, 000 429, 500 432, 100	給料月額	6 級

			炎具	上学戲以の	H				
65	61 62 63	57 58 60	53 55 56	49 50 51 52	45 46 47 48	41 42 43	37 38 39 40	33 33 33 35 43 33	30 31 32
264, 900 265, 300 265, 700	263, 500 263, 900 264, 400	261, 200 261, 900 262, 300 262, 900	259, 200 259, 700 260, 100 260, 800	257, 400 258, 100 258, 700 259, 100	254, 300 255, 200 256, 000 256, 900	250, 900 251, 800 252, 600 253, 500	247, 200 248, 100 249, 000 249, 900	243, 900 244, 800 245, 700 246, 600	240, 600 241, 700 242, 700
	317, 100 317, 800 318, 500	313, 100 314, 200 315, 300 316, 300	308,900 310,000 311,100 312,000	304,900 306,000 306,900 307,800	299, 700 300, 900 302, 000 303, 400	296, 300 297, 200 298, 200 298, 800	292, 200 293, 300 294, 200 295, 200	287, 400 288, 800 290, 000 291, 200	283, 800 285, 200 286, 400
	372, 800 373, 400 373, 900	368,000 369,200 370,400 371,600	363,300 364,700 365,900 367,300	357, 700 359, 200 360, 500 361, 900	352,500 353,900 355,200 356,500	346, 700 348, 100 349, 600 351, 100	340, 700 342, 300 343, 800 345, 400	334, 700 336, 300 337, 600 339, 000	329, 800 331, 400 333, 100
	425, 200 425, 700 426, 300	423, 500 423, 800 424, 400 424, 900	421,600 422,000 422,500 423,000	418,700 419,600 420,500 421,300	413, 400 414, 800 416, 000 417, 400	408,000 409,300 410,600 411,900	402, 900 404, 400 405, 900 407, 300	396,000 397,600 399,400 401,200	390, 000 392, 100 394, 200
456, 900 457, 100 457, 600	456,000 456,400 456,600	453,600 454,300 455,000 455,700	451,000 451,700 452,400 453,100	448,300 449,000 449,700 450,400	446, 300 446, 600 447, 200 447, 800	443,600 444,300 445,000 445,700	440, 400 441, 300 442, 300 443, 300	435, 400 436, 600 437, 800 439, 100	430, 500 432, 100 433, 800
		502, 200	500, 200 500, 900 501, 300 501, 900	497, 800 498, 400 499, 100 499, 600	495, 800 496, 300 496, 900 497, 500	493, 200 493, 900 494, 600 495, 300	489, 700 490, 600 491, 400 492, 300	485, 400 486, 500 487, 600 488, 700	482, 600 483, 700 484, 900

101	99 100	97 98	96 96	94 94 3	91 92	90 90	88	86 87	85	83 4	81 82	80	78 70	77	75 76	73 74	72	71	69	67 68
																			266, 700	265, 900 266, 400
																			322, 300	321, 000 321, 600
390, 700	389, 800 390, 100	389, 000 389, 300	388, 100 388, 500	387, 200 387, 600	386, 300 386, 800	385, 300 385, 800	384, 900	384,000 384,400	383, 500	382, 600 383, 100	381, 600 382, 100	381, 100	380, 100 380, 600	379,700	378, 800 379, 300	378, 100 378, 300	377, 600	377,300	376,600	375, 700 376, 200
						441, 100	440,800	439, 500 440, 200	439,000	437, 900 438, 500	436, 600 437, 200	436, 200	435, 000 435, 600	434, 400	433, 200 433, 800	432,000 432,600	431, 500	430, 400 430, 900	429, 900	428, 700 429, 300
																459, 200	459, 100	458, 900 458, 900	458, 400	457, 900 458, 100

備光 再用校具 任学職 その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、 224,600255, 200 285, 200 326, 700 . 航海士、 356, 100 機関長、 403,500機関士

教 仁

驖

箈

챛

表

 \bigcirc

繈

日 400 200 200 700

別表第三 教 إ 職 諮 类 表 (第五条関係)

学職の分校員区 山口 後継の発験の発送 箈 慾 类 202, 200 203, 900 205, 600 207, 300 191, 900 194, 500 197, 100 199, 600 182, 900 185, 100 187, 300 189, 500 174, 600 176, 800 178, 800 180, 800 167, 200 169, 100 170, 900 172, 800 且 160, 162, 163, 165, 篍 繈 , 800 , 500 , 300 \sim 类 246, 200 249, 000 251, 700 254, 500 220, 100
223, 900
223, 900
225, 800
227, 400
229, 400
231, 400
233, 500
235, 500
236, 500
240, 900
243, 600 213, 200 214, 900 216, 600 218, 300 257, 100 259, 600 261, 900 206, 207, 209, 211, \mathbb{L} 篍 繈 ,200 ,900 ,600 ,300 箔 ೮ 类 362, 800 364, 900 366, 800 369, 000 370, 700 372, 500 374, 400 376, 300 354, 400 356, 500 358, 600 360, 800 378, 380, 382, 384, 345, 347, 350, 352, \mathbb{L} 緻 繈 , 700 , 900 , 200 , 500 , 200 , 200 , 000 , 200 , 100 , 000 , 000 万 700 700 7000 7000 7000 7000 7000 箈 4 类 432,300 433,800 435,700 437,700 441,300 444,3200 445,000 446,800 448,700 450,500 452,400 454,200 457,900 459,700 468,300 470,000 471,500 461,200 463,000 464,900 466,500 425, 427, 429, 430, 耳 额

57 58 60 61 63	50 50 52 53 55 56	33 33 34 45 45 46 46 46 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47 47	36 36 37 38 38 38 38 38 38
258, 900 260, 000 261, 100 262, 400 263, 600 265, 100 266, 300 267, 700	240, 900 248, 300 249, 800 251, 100 252, 500 253, 700 255, 000 256, 400 257, 600	229, 200 231, 000 232, 800 234, 600 236, 300 238, 000 241, 200 242, 900 244, 300 245, 500	214,000 215,500 217,200 218,900 220,600 222,200 224,000 225,800 227,600
330, 600 332, 800 335, 000 337, 000 339, 100 341, 200 343, 400 345, 600	312, 400 315, 000 317, 300 317, 300 319, 700 321, 800 324, 100 328, 400	285, 100 287, 100 289, 000 291, 100 292, 900 295, 300 297, 800 300, 300 304, 900 307, 300	264, 400 267, 000 269, 500 271, 800 274, 000 276, 300 278, 500 282, 800
437,700 439,200 440,600 441,700 442,900 444,400 445,700 446,800	423, 400 425, 100 426, 600 428, 200 429, 800 431, 500 433, 000 434, 600 436, 100	407,000 408,500 409,900 411,400 413,100 414,500 415,800 417,300 420,300 421,800	390, 800 392, 700 394, 700 396, 700 398, 700 400, 400 402, 100 403, 800 405, 600
		482, 500	473, 300 474, 600 476, 100 477, 200 478, 700 479, 900 480, 600 481, 000 481, 900

再用校員外学職	
任学職以の校員	

報

276, 800 277, 900 277, 800 277, 800 277, 800 277, 800 277, 800 277, 800 281, 700 283, 000 284, 400 289, 300 299, 600 299, 600 299, 600 301, 900 303, 200 303, 800 306, 100 307, 300 308, 300 309, 400 311, 400

347, 500 351, 800 351, 800 355, 800 361, 900 367, 200 367, 200 371, 000 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 500 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700 377, 700

448,000 449,400 450,600 451,700 452,900 454,300 455,500 456,500 457,500 458,400 458,400 458,900 459,700

133 134 135 136 137	125 126 127 128 129 130 131	117 118 119 120 121 122 123 124	110 111 112 113 114 115	101 102 103 104 105 106 107 108
329, 800 330, 000 330, 200 330, 500 330, 800	327, 500 327, 800 328, 100 328, 400 329, 100 329, 400 329, 600	323, 600 324, 100 324, 500 325, 000 325, 500 325, 900 326, 400 326, 900	319, 500 320, 400 320, 900 321, 500 321, 500 322, 500 322, 500 323, 000	312, 200 313, 400 314, 400 315, 500 316, 100 317, 000 317, 800 318, 600
421, 500 421, 800 422, 100 422, 300 422, 500	419,700 419,900 420,300 420,400 420,500 420,800 421,100 421,300	416, 900 417, 400 417, 600 418, 000 418, 700 419, 000 419, 100 419, 400	411,000 411,900 412,700 413,500 414,100 414,800 415,500 416,200	403, 200 404, 300 405, 300 406, 400 407, 300 408, 300 409, 200 410, 100

算した額とする。

再用校員任学職																
	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138
238, 400	334, 800	334,600	334, 400	334, 100	333,800	333, 600	333, 300	333,000	332,800	332, 500	332, 300	332,000	331,800	331,600	331, 300	331,000
279, 700									424,500	424, 300	424, 100	423,800	423,500	423, 300	423, 100	422,800
337, 600																
423, 400																

紫蝦 \Box \bigcirc 職員で人事委員会の定めるものに適用する。 務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校 で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤

 \Box 教 删 爨 浴 类 表 $\widehat{\coprod}$

						の弁区	学職校具
29	25 26 27 28	20 21 22 23 24	13 14 15 16 17 18	5 6 7 8 8 10 11 12	2 2 4	号給	の終課級等級
215,500	208, 800 210, 400 212, 100 213, 800	202, 200 203, 900 203, 900 205, 600 207, 300	182, 900 185, 100 187, 300 189, 500 191, 900 194, 500 197, 100	167, 200 169, 100 170, 900 172, 800 174, 600 176, 800 178, 800 180, 800	円 160, 900 162, 400 163, 900 165, 400	給料月額	1 級
235, 500	227, 400 229, 400 231, 400 233, 500		206, 200 207, 900 209, 600 211, 300 213, 200 214, 900 216, 600		円 177, 300 179, 400 181, 500 183, 700	給料月額	2 級
361,500	354, 400 356, 300 358, 100 360, 000	343,400 345,700 347,900 350,200 352,500	328, 200 330, 300 332, 300 334, 700 336, 700 339, 000 341, 300	307,600 310,200 312,500 315,000 317,400 320,000 322,800 325,700	円 297, 000 299, 700 302, 600 305, 100	給料月額	3 級
452,500	447, 900 449, 200 450, 400 451, 500		432, 500 433, 900 435, 300 436, 600 437, 900 439, 200 440, 300	420,900 422,400 423,900 425,500 427,000 428,400 429,800 431,100	115,000 416,500 416,500 418,000 419,500	給料月額	4 級

					字職校員	に用校員外 に字職以の	用		
101 102 103	97 98 90 100	93 94 95 96	89 90 91 92	85 86 87 88	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	67 68
305, 600 306, 100 306, 600	302, 500 303, 300 304, 000 304, 700	299, 500 300, 200 300, 900 301, 700	296, 600 297, 500 298, 300 299, 200	292, 900 293, 800 294, 700 295, 700	288, 500 289, 600 290, 700 291, 900	283, 800 285, 000 286, 100 287, 300	278, 800 280, 000 281, 200 282, 400	273, 300 274, 800 276, 100 277, 500	270, 300 271, 700
382, 100 383, 100 384, 100	377, 700 378, 800 379, 900 380, 900	372, 800 374, 100 375, 300 376, 600	367, 500 368, 800 370, 000 371, 300	361, 100 362, 900 364, 500 366, 000	354, 800 356, 500 358, 100 359, 900	347, 400 349, 300 351, 200 353, 000	339, 100 341, 200 343, 400 345, 600	330, 600 332, 800 335, 000 337, 000	326, 200 328, 400
		430,800	429, 800 430, 000 430, 600 430, 700	428, 500 428, 700 429, 300 429, 500	427, 100 427, 500 427, 700 428, 000	425, 400 425, 700 426, 300 426, 800	423, 200 424, 000 424, 700 425, 200	418, 900 420, 100 421, 200 422, 400	416, 600 417, 800

算した額とする。

ものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、 目で1重悉目会の守みるものに適田する	備考 (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定する	再任 用学 校職 229,500 276,400 33	157 413,300		153 154 412, 600		150 411,600 151 411,900		411	146 410,600		144 410, 100	142 409,500	
、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職する	れらに準ずるもので人事	276, 400 330, 800	413, 300	412, 900 413, 100	412, 500 412, 600	412, 100	411, 600	411, 300	411, 100	410,600	410,300	410, 100	409,500 409,800	
渝その他の学校職	委員会の指定する	413, 200												

貝で人事委員会の定めるものに適用する。 で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員)学校職 定する

別表第四 展 療 艱 慦 类 表 (第五条関係)

				子職の分牧員区
29	25 26 27 28	17 18 19 20 21 21 22 23 24	1 2 3 4 4 5 6 6 7 7 8 8 10 11 12 13 14 15	市 常 常 常 常 常 常 常 常 常 常 常 常 常 常
198,800	192, 800 194, 400 195, 900 197, 300	179, 100 181, 000 182, 900 184, 800 186, 800 188, 300 189, 800 191, 300	151, 900 153, 300 154, 700 156, 100 156, 100 159, 200 160, 900 164, 400 166, 200 167, 900 169, 700 171, 300 173, 200 175, 200	1 級 給料月額
233,900	228, 200 229, 700 231, 100 232, 400	216, 200 217, 900 219, 600 221, 300 222, 500 223, 900 225, 300 226, 800	190,500 192,200 193,800 195,500 196,900 198,500 200,100 201,700 204,900 204,900 206,600 208,300 209,800 211,500 213,200	2 級給料月額
264,900	258, 800 260, 400 261, 800 263, 500	249, 500 250, 800 252, 000 253, 200 254, 500 256, 700 257, 800	226, 200 227, 800 229, 400 231, 100 231, 100 231, 600 234, 000 237, 200 240, 200 241, 500 242, 900 243, 500 244, 500 245, 800 248, 400	3 級
295, 500	288,000 289,900 291,600 293,500	273, 300 275, 200 277, 000 278, 900 280, 700 282, 500 284, 400 286, 100	252, 800 254, 200 255, 400 256, 600 257, 800 259, 100 260, 300 261, 400 263, 600 264, 900 266, 100 267, 300 268, 800 270, 300	4 級 給料月額
342,500	335, 100 337, 100 339, 000 340, 900	319, 100 321, 200 323, 400 325, 400 327, 400 329, 500 331, 300 333, 400	円 285, 400 287, 500 289, 700 291, 700 293, 900 296, 100 298, 300 300, 400 304, 700 306, 700 308, 900 311, 000 315, 200 317, 200	5 級 給料月額

		具外学職以の校員	再用校任学職						
64 65 66	61 62	57 58 59	53 54 55 56	49 50 51 52	45 46 47 48	41 42 43	37 38 39 40	33 34 35 36	30 31 32
235, 500 236, 600 237, 000 237, 900	233, 700 234, 600	230, 400 231, 300 232, 000 232, 900	226, 900 227, 800 228, 600 229, 600	223, 400 224, 400 225, 300 226, 300	219, 200 220, 300 221, 300 222, 400	214, 400 215, 600 216, 800 218, 000	209, 300 210, 600 212, 000 213, 300	204,000 205,400 206,800 208,200	200, 200 201, 500 202, 800
277, 100 279, 100 280, 100 281, 200	275, 100 276, 400	270, 500 271, 800 273, 100 274, 400	265,500 266,900 268,300 269,600	260, 200 261, 600 262, 900 264, 300	254, 100 255, 700 257, 100 258, 500	249, 600 250, 800 252, 100 253, 200	244,500 245,800 247,000 248,400	239, 400 240, 800 241, 800 243, 000	235, 300 236, 800 238, 100
318, 100 318, 400 319, 400 320, 200	314, 400 315, 600	309, 100 310, 300 311, 600 313, 000	303, 600 305, 000 306, 400 307, 900	297, 700 299, 300 300, 600 302, 200	291, 100 292, 800 294, 500 296, 300	284, 700 286, 300 288, 000 289, 700	278, 100 279, 800 281, 400 283, 000	271, 300 273, 100 274, 800 276, 400	266, 600 268, 300 269, 900
341, 200 341, 900 342, 600 343, 300	340, 200 340, 500	336, 800 337, 800 338, 600 339, 500	333, 100 334, 100 335, 100 336, 200	328, 200 329, 500 330, 700 332, 100	322, 100 323, 600 325, 000 326, 600	316,000 317,700 319,300 320,900	309, 600 311, 200 312, 700 314, 500	302, 600 304, 500 306, 200 308, 000	297, 300 299, 200 301, 000
384, 400 384, 900 385, 400	382,300 383,000	379, 500 380, 200 381, 000 381, 800	376, 100 377, 000 377, 900 378, 800	372, 400 373, 400 374, 400 375, 300	368, 200 369, 000 370, 100 371, 200	363, 300 364, 600 365, 700 367, 000	356, 900 358, 600 360, 200 362, 000	349, 700 351, 500 353, 400 355, 200	344,300 346,000 347,800

101 102 103	97 98 99 100	93 94 95 96	89 90 91 92	85 86 87 88	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	67 68
				24	24 24 24	24 24 24	24 24 24	24 24 24	23
				249,306	247,800 248,200 248,600 249,000	245, 700 246, 400 247, 000 247, 600	242, 900 243, 700 244, 500 245, 200	240, 200 240, 900 241, 500 242, 100	238, 700 239, 500
				00	0000	8888	0000	8888	00
299 299 299	298 298 298 298	297 297 297 297	296 296 296 296	295 295 295 295	293 294 294 294	291 291 292 292	288 288 289 290	284 285 286 286 287	282 283
299, 300 299, 500 299, 800	298, 200 298, 500 298, 800 299, 100	297, 100 297, 300 297, 500 297, 800	296, 000 296, 300 296, 500 296, 700	295,000 295,200 295,400 295,600	293, 400 294, 000 294, 400 294, 800	291,000 291,600 292,100 292,700	288, 100 288, 800 289, 400 290, 200	284, 300 285, 300 286, 300 287, 400	282, 100 283, 300
000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	00
(12 (12 (12									(12, (12,
336, 600 336, 900 337, 300	335, 500 335, 800 336, 100 336, 400	334, 500 334, 600 335, 000 335, 300	332, 800 333, 200 333, 600 334, 000	331, 400 331, 800 332, 000 332, 400	329, 400 329, 900 330, 400 330, 900	327, 400 327, 900 328, 400 328, 900	325, 300 325, 500 326, 100 326, 700	322, 600 323, 300 324, 000 324, 500	821, 821,
600 900 300	500 800 100 400	500 600 000 300	800 200 600 000	400 800 000 400	400 900 400 900	400 900 400 900	300 500 100 700	600 300 000 500	321, 000 321, 900
00 00 00 00 00 00		\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	349, 350, 350, 351,	\$\times \times \	\$\times \times \	33 43 34
358, 400 359, 000 359, 400	356, 800 357, 200 357, 600 358, 000	355, 500 355, 800 356, 200 356, 500	354, 200 354, 500 354, 800 355, 100	352,900 353,200 353,500 353,800	351, 400 351, 700 352, 100 352, 400	349, 700 350, 100 350, 600 351, 100	347, 400 348, 100 348, 600 349, 200	345,300 345,900 346,500 347,100	344, 000 344, 700
000	0000	0000	0000	0000	0000	700 100 100 100	400 100 600 200	300 900 500 100	00
				394	395 395 394 394	391, 400 391, 900 392, 500 393, 000	385 385 390 391	30 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 3	386 386
				394,806	393, 200 393, 800 394, 200 394, 500	391, 400 391, 900 392, 500 393, 000	389, 400 389, 900 390, 400 391, 000	387, 200 387, 800 388, 300 388, 800	386, 100 386, 700
				<u> </u>	0000	0000	0000	0000	00

無光 技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、

287, 500	261,900	248, 200	219, 400	192, 400		再用校具任学職
		340,000			113	
		339,800			112	
		339, 500			111	
		339, 100			110	
		338, 700			109	
		338, 500			108	
		338, 300			107	
		337, 900			106	
	360, 200	337,600	300,400		105	
	359,800	337,500	300, 100		104	

外—3)

Щ

第二条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

分の百三十」に改め、同条第三項中「千分の千二百二十五」を「百分の百三十」に、「「百分の六十五」と、「千分の千三百七十五」とある 第十八条第二項中「、六月に支給する場合においては千分の千二百二十五、十二月に支給する場合においては千分の千三百七十五」を「百

のは「百分の八十」を「、「千分の七百二十五」に改める。 別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一

政 艱 绺 类

表 (第五条関係)

				学職の分校員区
29	25 26 27 28	17 18 19 20 21 22 23 23	1 2 2 3 4 4 4 7 6 6 7 7 8 8 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	機機の総律機の部分を表現を表現している。
187, 200	180, 700 182, 400 184, 000 185, 700	164, 200 165, 700 167, 200 168, 700 170, 100 172, 800 175, 400	144, 100 145, 200 146, 400 147, 500 148, 600 150, 800 151, 900 153, 000 154, 400 155, 700 157, 000 158, 300 159, 800 161, 300 162, 900	1 級給料月額
239, 500	234,000 235,500 236,900 238,200	221, 700 223, 400 225, 000 226, 600 228, 000 229, 700 231, 300 232, 900	194,000 195,800 197,600 199,400 200,900 202,700 204,500 206,300 207,900 209,700 211,500 213,300 214,700 218,200 220,000	2 級給料月額
274,800	267, 600 269, 500 271, 300 273, 100	253, 800 255, 400 257, 100 258, 900 260, 500 262, 300 264, 000 265, 700	日 230,000 231,600 233,100 234,700 236,100 237,800 239,300 240,900 242,100 243,600 2445,200 246,600 248,100 249,600 252,300	3 級給料月額
318, 100	310,300 312,400 314,400 316,400	294, 400 296, 400 298, 500 300, 500 302, 400 304, 500 306, 500 308, 600	263,000 264,900 266,700 268,800 270,500 272,400 274,300 276,400 280,400 282,500 284,500 286,500 290,600 292,600	4 級給料月額
345,900	338, 600 340, 500 342, 400 344, 300	323, 300 325, 300 327, 300 329, 300 331, 000 333, 100 335, 100 337, 200	288, 900 291, 100 293, 400 295, 500 295, 500 297, 400 302, 000 304, 200 306, 100 308, 400 310, 600 312, 900 315, 000 317, 100 321, 400	5 級給料月額
375, 100	367, 700 369, 600 371, 600 373, 600	352, 300 354, 300 356, 100 358, 000 359, 900 361, 800 363, 800 365, 700	田 319, 200 321, 400 323, 700 325, 900 328, 100 330, 100 332, 300 334, 500 334, 500 3340, 600 344, 600 344, 600 348, 600 348, 600	6級給料月額

用校員外学職学職以の校員	期 氏			
61 62 63 65	55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55 55	45 46 47 48 50 51	37 38 40 41 42 43	33 32 33 35 36
225, 600 226, 600 227, 400 228, 300 229, 000 229, 800	219, 100 220, 100 221, 000 222, 000 222, 400 222, 400 223, 300 224, 100 224, 900	209, 800 211, 100 212, 400 213, 700 214, 800 215, 900 216, 900 218, 000	199, 700 201, 000 202, 200 203, 500 204, 800 206, 100 207, 400 208, 700	188, 900 190, 700 192, 400 194, 000 195, 400 196, 900 198, 400
278, 100 279, 100 280, 000 281, 000 281, 500 281, 500 282, 400			248, 700 250, 100 251, 500 252, 900 254, 300 255, 700 257, 100 258, 400	240, 700 241, 700 242, 900 244, 200 245, 300 246, 500 247, 800
324, 800 325, 700 326, 500 327, 300 328, 200 328, 600	314, 315, 317, 319, 320, 321, 322, 324,		289,000 290,700 292,500 294,300 295,800 297,500 299,000 300,600	276, 700 278, 600 280, 300 281, 800 283, 700 285, 500 287, 400
364,600 365,200 365,900 366,600 366,900 367,600	358, 359, 360, 361, 362, 362, 363, 364,	348, 349, 351, 352, 354, 355, 356, 357,		320, 100 322, 200 324, 300 325, 500 327, 500 329, 400 331, 500
381, 000 381, 700 382, 300 382, 900 383, 300 383, 900	376, 377, 377, 378, 378, 379, 379, 380,	369, 370, 371, 372, 373, 373, 373, 374,		347, 800 349, 700 351, 500 353, 400 355, 200 357, 000 358, 700
403, 800 404, 100 404, 400 404, 700 405, 000 405, 300		396, 800 397, 500 398, 200 398, 900 398, 900 400, 100 400, 600 401, 000	388,000 389,200 390,400 391,500 392,600 393,800 395,000 396,100	376, 900 378, 700 380, 300 382, 100 383, 500 385, 000 386, 600

002 776	006 516	002 281		再用本在学
	304, 200		125	
	303, 900		124	
	303,600		$\frac{122}{123}$	
	303, 100		121	
	302, 700		120	
	302, 400		119	
	301, 900 302, 100		117 118	
	301, 700		116	
	301, 300		115	
330,000	301,000		114	
250 000	200 000		119	
349,500	300,600		112	
348, 900 340 200	300 300		111	
348, 500	299,500		109	
348,000	299, 300		108	
347,600	299,000		107	
 346, 800 347, 200	298, 300 298, 600		105 106	
346, 300	298, 100		104	

				字職の分牧員区
29	25 26 27 28	17 18 19 20 21 22 23	1 2 3 3 4 4 4 4 7 7 6 6 7 7 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	号 総
235,000	229, 200 230, 600 232, 100 233, 400	212, 200 214, 900 217, 600 220, 300 222, 900 224, 500 226, 100 227, 700	172, 900 175, 200 177, 700 180, 000 184, 900 187, 300 189, 900 194, 500 196, 900 199, 400 201, 900 204, 500 207, 200 209, 800	1 級給料月額
276,900	271, 100 272, 700 274, 100 275, 600	257, 900 259, 800 261, 700 263, 600 265, 100 266, 700 268, 200 269, 600	日 226,600 228,800 230,800 232,900 234,900 236,900 236,900 241,100 241,100 243,300 2445,200 247,100 247,100 249,000 252,600 252,600 254,400 256,300	2 級給料月額
321,800	316, 000 317, 400 318, 900 320, 500	302,700 304,900 307,100 309,200 311,200 312,400 313,500 314,700	田 270, 400 272, 200 274, 000 275, 800 277, 100 280, 800 282, 600 284, 000 288, 700 298, 700 293, 300 298, 100 300, 500	3 級給料月額
380, 400	371, 300 373, 700 376, 100 378, 400	352, 600 355, 100 357, 500 359, 900 362, 300 364, 700 366, 900 369, 200	田 319, 200 321, 200 323, 300 325, 400 327, 600 331, 100 332, 800 334, 300 334, 300 341, 400 343, 300 345, 600 350, 300	4 級 給料月額
420,600	414,700 416,200 417,900 419,600	400,000 402,000 404,000 406,000 407,500 409,400 411,200 413,200	田 356, 100 358, 400 360, 600 363, 100 365, 100 371, 400 374, 300 377, 100 380, 200 386, 300 386, 300 389, 000 394, 500 397, 200	5 級 給料月額
472, 200	467, 500 468, 800 470, 000 471, 100	451, 900 454, 200 456, 500 458, 700 460, 900 462, 700 464, 400 466, 100	#16, 400 418, 900 421, 500 424, 000 428, 600 431, 000 433, 400 435, 100 437, 200 439, 400 441, 600 443, 300 443, 300 444, 600	6級給料月額

			学職校具	H用校具外 広学職以の	川				
65 66	61 62 63	57 58 59	53 54 56	49 50 51 52	446 488 488	4 4 2 1 4 4 3	37 38 39	33 34 35 36	30 31 32
259,800 260,200 260,600	258, 400 258, 800 259, 300	256, 100 256, 800 257, 200 257, 800	254, 300 254, 700 255, 100 255, 800	252, 400 253, 100 253, 700 254, 100	249, 400 250, 300 251, 100 252, 000	245, 900 246, 800 247, 700 248, 600	242, 500 243, 300 244, 100 245, 000	239, 200 240, 100 240, 900 241, 800	235, 800 236, 900 238, 000
	311,000 311,700 312,500	307, 100 308, 100 309, 200 310, 300	303,000 304,000 305,100 306,000	298, 900 300, 000 301, 100 302, 000	293, 900 295, 100 296, 200 297, 500	290, 600 291, 500 292, 300 293, 000	286, 500 287, 700 288, 500 289, 500	281, 700 283, 100 284, 200 285, 500	278, 300 279, 700 280, 900
367, 200 367, 600 368, 100	365, 500 366, 100 366, 600	360, 800 362, 000 363, 100 364, 400	356, 100 357, 500 358, 800 360, 200	350, 700 352, 100 353, 400 354, 800	345, 700 347, 100 348, 500 349, 900	340,000 341,300 342,800 344,300	334, 100 335, 700 337, 300 338, 700	328, 200 329, 800 331, 100 332, 600	323, 400 325, 000 326, 700
418, 600 419, 200 419, 800	416, 800 417, 400 418, 000	415, 300 415, 500 416, 100 416, 500	413, 500 413, 900 414, 400 414, 900	410, 600 411, 500 412, 400 413, 300	405, 200 406, 600 408, 000 409, 300	399, 900 401, 200 402, 400 403, 800	395, 000 396, 400 397, 900 399, 400	388, 500 390, 100 391, 700 393, 500	382, 500 384, 700 386, 800
448, 000 448, 200 448, 500	447, 100 447, 400 447, 700	444, 600 445, 300 446, 000 446, 700	442, 200 442, 900 443, 600 444, 200	439, 500 440, 200 440, 900 441, 600	437, 800 438, 100 438, 700 439, 200	435, 200 435, 800 436, 500 437, 200	431, 800 432, 800 433, 800 434, 800	426, 800 428, 100 429, 400 430, 600	422, 200 423, 700 425, 300
		492, 400	490, 300 491, 000 491, 300 491, 900	488, 000 488, 600 489, 300 489, 800	485, 900 486, 500 487, 100 487, 700	483, 300 484, 000 484, 700 485, 400	479, 800 480, 700 481, 600 482, 500	475, 700 476, 700 477, 800 478, 900	473, 200 474, 200 475, 400

97 98 99 100								
9001	93 94 95 96	89 90 91 92	85 86 87	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	68
							261,600	261, 300
							316, 100	315, 400
381, 500 381, 800 382, 300 382, 700	379, 700 380, 100 380, 600 381, 000	377, 900 378, 400 378, 900 379, 400	376, 000 376, 500 376, 900 377, 400	374, 200 374, 600 375, 100 375, 600	372, 200 372, 700 373, 200 373, 700	370, 800 371, 000 371, 500 371, 900	369, 300 369, 600 370, 000 370, 300	369, 100
		432, 500	430, 400 430, 900 431, 600 432, 300	428, 100 428, 700 429, 400 430, 000	425, 900 426, 500 427, 200 427, 800	423, 700 424, 300 424, 800 425, 400	421, 500 422, 000 422, 600 423, 200	420,900
						450,300	449, 300 449, 600 449, 900 450, 100	449, 100
	381, 500 381, 800 382, 300 389, 700	379, 700 380, 100 380, 600 381, 000 381, 800 382, 300 382, 700					423,700 424,300 424,800 425,400 425,900 427,200 427,200 428,700 429,400 430,400 431,600 432,300 432,300 432,500	316, 100 369, 300 370, 300 370, 300 370, 300 371, 300 371, 500 371, 500 424, 300 372, 700 425, 400 373, 700 427, 800 373, 700 427, 800 374, 600 375, 100 428, 700 376, 500 377, 400 430, 400 378, 400 379, 400 381, 500 381, 500 382, 300 382, 300

別表第三 教 퓇 教 浴 資料 퍯 · 世 () 浴 类 表 (第五条関係)

	の分区	学職校員
25 25 27 27 27 27	号給	職務の等級
157, 900 159, 400 160, 900 162, 400 164, 100 167, 800 167, 800 169, 600 171, 400 173, 500 177, 500 177, 500 181, 700 188, 400 191, 000 193, 500 198, 500 200, 200 203, 600 206, 600 208, 300	給料月額	I 級
202, 300 204, 000 205, 600 207, 300 210, 700 212, 400 217, 700 217, 700 221, 500 221, 500 222, 000 223, 000 233, 500 233, 500 238, 900 244, 300 244, 300 252, 100 257, 100	給料月額	2 級
330, 200 332, 400 334, 700 336, 800 341, 200 345, 800 347, 500 347, 500 351, 700 352, 900 353, 800 361, 900 362, 200 363, 500 367, 200 376, 400 377, 700 377, 700 381, 300	給料月額	3 級
#16, 900 #18, 700 #22, 500 #22, 200 #23, 700 #27, 100 #32, 600 #34, 500 #34, 500 #34, 500 #34, 600 #441, 700 #443, 600 #447, 100 #452, 300 #55, 900 #55, 900 #60, 900	給料月額	4 級

		再用校員外学職任学職以の校員	
94 95 96 97 98 99	93 93 93	74 75 76 77 78 80 82 83 84	73 72 73
298, 900 300, 000 301, 200 302, 200 303, 300 304, 300 305, 400	289,500 290,600 291,600 292,800 293,900 295,000 296,200 297,400	276, 400 277, 800 279, 000 280, 200 281, 400 282, 600 283, 800 284, 900 286, 100 288, 500	263,600 265,100 266,600 268,300 271,100 272,500 273,900
387, 400 388, 700 389, 900 391, 300 392, 300 393, 400 394, 400	375, 800 377, 200 378, 600 379, 900 381, 200 382, 500 383, 700 385, 000	358, 300 360, 100 362, 000 363, 800 365, 500 367, 200 368, 800 370, 300 371, 800 373, 300	340, 700 342, 900 344, 900 347, 100 348, 900 350, 800 354, 800 354, 800 356, 400
		449, 300 449, 800 450, 300 450, 800	439, 200 440, 400 441, 600 442, 800 444, 000 445, 200 446, 400 447, 600 448, 700

音定するものに勤	で人事委員会の排	この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤	、高等学校及びこ	(一) この表は、	備考 (-
415,200	331, 100	274, 300	234,000		再用校具任学職
			328, 500	153	
			328, 300	152	
			328,000	151	
			327, 500 327, 700	149 150	
			327, 300	148	
			327,000	147	
			326, 700	146	
		416, 200	326, 500	145	
			326, 200	144	
		415,800	326,000	143	
		415,500	325, 700	142	
		415,200	325,500	141	
		415,000	325, 300	140	
		414,800	325,000	139	
		414,500	324,700	138	

 \bigcirc で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加 職員で人事委員会の定めるものに適用する。 務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校 算した額とする。 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員

裁①

		の分区	学職校具
3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	I	号給	職務の等級
160, 400 162, 400 162, 400 164, 100 166, 000 167, 800 171, 400 173, 500 177, 500 177, 500 181, 700 188, 400 191, 000 193, 500 198, 500 200, 200 201, 900 205, 100 208, 100 208, 100 209, 600 201, 300	月 157, 900	給料月額	1 級
178, 000 180, 300 182, 300 184, 500 186, 700 1988, 900 1994, 000 1992, 400 202, 300 207, 300 2112, 400 2117, 700 2117, 700 2217, 700 2218, 000 2219, 600 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2217, 700 2227, 000 2227, 000		給料月額	2 級
296,800 299,300 301,800 304,200 306,500 311,300 316,600 319,500 321,900 321,900 323,900 328,200 334,700 334,700 341,200 341,200 341,200 341,200 341,200 341,200 343,500 343,500 343,500 344,700 345,800	円 291, 300	給料月額	3 級
429, 300 429, 300 411, 200 4114, 000 4117, 100 4118, 500 4119, 900 421, 300 422, 600 423, 900 426, 700 428, 100 429, 300 431, 800 431, 800 433, 100 434, 200 438, 000 439, 300 441, 500 443, 800	406,	給料月額	4 級

				再用校員外学職任学職と学職と学職以の校員	
101 102 103	97 98 100	93 94 95 96	92 92 93 94 95 95 95 96 97 97 97	73 74 77 77 77 77 77 78 77 80 80 80 80 80	67 68 70
299, 900 300, 400 300, 900	296, 700 297, 500 298, 300 299, 000	293, 700 294, 400 295, 100 295, 900	287, 200 288, 100 288, 800 289, 800 290, 800 291, 700 292, 600 293, 400	272, 400 273, 400 274, 600 275, 900 277, 100 278, 300 279, 400 280, 600 281, 800 283, 900 285, 100 286, 300	265, 000 266, 400 268, 000 269, 500 271, 000
374, 300 375, 300 376, 300	370, 400 371, 400 372, 400 373, 400	365, 600 366, 900 368, 200 369, 400	354, 100 355, 700 357, 200 358, 700 360, 000 361, 300 362, 700 364, 100	330, 400 332, 500 334, 600 336, 800 339, 000 340, 700 342, 600 344, 300 347, 900 349, 700 351, 100 352, 900	320, 100 322, 300 324, 200 326, 300 328, 400
		422, 300	419, 900 420, 300 420, 700 421, 000 421, 300 421, 600 421, 900 422, 100	414, 100 414, 700 415, 500 416, 200 416, 700 417, 000 417, 400 417, 800 418, 200 418, 500 419, 300 419, 300	408, 400 409, 500 410, 500 411, 700 412, 900

算した額とする。

405,200	324, 400	271, 100	225, 200		再用校具任字職
		405, 400		157	
		405,000 405,200		155 156	
		404, 400 404, 700		153 154	
		403, 400 403, 700 404, 000 404, 200		149 150 151 152	
		402, 400 402, 700 403, 000 403, 200		145 146 147 148	
		401, 300 401, 600 401, 900 402, 200		141 142 143 144	

光 \bigcirc \Box 員で人事委員会の定めるものに適用する。 ものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職 で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定する この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員

別表第四
黑
瘀
퍯
給
料
表
(第五条関係)

				の弁区	学職校員
29	25 26 27 28	17 18 19 20 21 21 22 23	1 2 3 4 5 6 6 7 7 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	号給	職務の等級
195,000	189, 300 190, 600 192, 100 193, 500	175, 700 177, 600 179, 400 181, 300 183, 200 184, 700 186, 200 187, 700	H 149,000 150,400 151,800 153,200 156,200 157,900 159,600 161,300 163,000 164,700 164,700 166,500 168,000 169,900 171,900 173,800	給料月額	1 級
229, 400	224, 100 225, 500 226, 800 228, 100	212,000 213,600 215,300 217,000 218,300 219,800 221,200 222,700	186, 900 188, 500 190, 100 191, 700 191, 700 194, 700 196, 300 197, 800 199, 400 201, 100 202, 700 204, 400 205, 800 209, 000 210, 600	給料月額	2 級
259,600	254, 000 255, 300 256, 700 258, 200	244,700 245,900 247,100 248,300 249,700 250,700 251,700 252,800	222, 100 223, 700 225, 300 226, 900 228, 300 229, 900 231, 400 233, 000 234, 100 235, 600 237, 000 238, 200 239, 800 241, 200 242, 400 243, 800	給料月額	3 級
289,600	282, 300 284, 200 286, 100 287, 900	268,000 269,800 271,600 273,400 275,200 277,000 278,800 280,500	248, 100 249, 300 250, 500 251, 900 253, 100 254, 300 255, 500 256, 600 258, 900 259, 900 260, 900 263, 500 266, 500	給料月額	4 級
335,800	328, 600 330, 500 332, 500 334, 500	313, 100 315, 100 317, 200 319, 300 321, 100 323, 100 324, 900 326, 900	円 279,900 281,900 284,100 286,200 288,300 290,400 292,500 294,600 294,600 298,800 300,900 303,100 307,000 307,000 311,100	給料月額	5 級

	再用校員外学職任学職以の校員
61 62 64 65	\$\\ \text{35} \\ \text{55} \\ \text{55} \\ \text{55} \\ \text{55} \\ \text{55} \\ \text{56} \\ \
229, 200 230, 000 230, 900 231, 900 231, 900 232, 500 233, 300	196, 200 197, 500 198, 800 200, 200, 200, 202, 900 206, 700 207, 800 211, 600 211, 600 216, 300 217, 300 218, 400 218, 400 221, 300 222, 300 222, 300 225, 500 225, 500
	230,800 232,300 233,700 234,800 236,100 237,100 241,100 242,200 244,800 244,800 244,800 244,800 249,300 249,300 252,200 252,200 253,500 253,500 256,500 266,300 266,500 266,500
	261, 300 263, 000 264, 600 267, 800 269, 500 271, 200 274, 400 277, 700 282, 500 284, 200 287, 700 288, 100 289, 700 291, 900 294, 800 294, 800 296, 400 303, 100 304, 300 305, 500
333, 600 333, 900 334, 500 335, 200 335, 800 336, 500	291, 400 293, 200 296, 800 296, 800 306, 800 306, 600 307, 100 311, 600 311, 600 317, 200 318, 700 318, 700 321, 700 322, 600 323, 900 3321, 100 3321, 100 3321, 100 3321, 100 3331, 100
374, 800 375, 500 376, 200 376, 900 377, 300 377, 900	337, 600 341, 100 342, 800 344, 600 346, 500 351, 800 353, 400 353, 400 351, 800 351, 800 351, 800 351, 800 361, 800 361, 800 363, 100 364, 100 363, 100 364, 100 368, 100 368, 100 368, 100 371, 600 372, 800 373, 600

101 102 103	97 98 99 100	93 94 95 96	89 90 91 92	85 86 88	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 76	69 70 71 72	67
				2	2222	2222	2222	N N N N N	o 1/2
				244, 506	243, 100 243, 500 243, 900 244, 200	241,000 241,600 242,200 242,800	238, 300 239, 100 239, 900 240, 600	234, 900 235, 600 236, 300 237, 000 237, 600	234, 100
				90	9999	9999	9999	00000	80
29 29 29	29 29 29 29	29 29 29 29	29 29 29	2 2 2 8 2 8 8 8 8	28 28 28 28	28 28 28	28 28 28 28	227 28 28	27
293, 500 293, 700 293, 900	292, 400 292, 700 292, 900 292, 900 293, 200	291,300 291,500 291,700 292,000	290, 300 290, 500 290, 700 290, 900	289, 300 289, 500 289, 700 289, 900	287,800 288,300 288,700 289,100	285, 300 285, 900 286, 500 287, 100	282,500 283,200 283,700 283,700 284,500	277, 700 278, 700 279, 700 280, 800 281, 900	276,600
<u> </u>	0000	0000	0000	0000	0000	0000	0000	00000	
330 330 330	329 329 329 329	327 328 328 328	326 326 327 327	325 325 325 326	323 323 324 324	321 321 322 322	319 319 319 320	316 316 317 317 318	314
330, 100 330, 400 330, 800	329, 000 329, 300 329, 600 329, 900	327, 900 328, 100 328, 500 328, 800	326, 400 326, 800 327, 200 327, 600	325,000 325,400 325,600 326,000	323, 100 323, 600 324, 000 324, 500	321,000 321,500 322,000 322,500	319,000 319,200 319,800 320,400	315, 700 316, 300 317, 000 317, 700 318, 300	314,900
351, 600 352, 000 352, 400	349, 900 350, 300 350, 700 351, 100	348, 700 349, 000 349, 300 349, 600	347, 300 347, 600 348, 000 348, 300	346,000 346,300 346,600 346,900	344, 500 344, 800 345, 200 345, 500	342,800 343,300 343,800 344,200	340,600 341,200 341,700 342,300	337, 900 338, 600 339, 100 339, 700 340, 300	337, 200
600 000 400	900 300 700 100	700 000 300 600	300 600 000 300	300 600 900	500 800 200 500	800 300 800 200	600 200 700 300	900 600 100 700 300	200
				_					
				387, 400	385, 700 386, 200 386, 600 387, 000	383, 900 384, 400 384, 900 385, 400	381,700 382,200 382,800 382,800 383,400	379, 200 379, 600 380, 100 380, 600 381, 100	378,600
				400	700 200 500 700	900 400 900 400	700 200 200 400	100 100 100	500

機機 再用校具 在学職 技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、 104 105 106 107 108 109 110 1111 112 188, 700 215,300294,500294,200332, 200 332, 600 333, 000 333, 400 333,600 331, 000 331, 200 331, 400 331, 800 332, 000 243,500353, 300 256,900352,800 282, 100

を支給する。

4

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条及び附則第四項から第八項までの規定 附則第九項の規定 公布の日 平成三十一年四

第一条の規定による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例 (次項において「改正後の条例」という。) の規定は、平成三十

月 一日

(給与の内払

年四月一日から適用する。

2

3 て支給を受けた給与は、 学校職員が、第一条の規定による改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて平成三十年四月一日以後の分とし 改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整

限度において、 員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる 平成三十一年四月一日 人事委員会の定めるところにより、 (以下「切替日」という。) 前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職 必要な調整を行うことができる。

(号給の切替えに伴う経過措置)

Щ

5 いこととなるもの 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しな (人事委員会の定める学校職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する

6 れる学校職員との権衡上必要があると認められるときは、 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員 当該学校職員には、 (前項に規定する学校職員を除く。) について、 人事委員会の定めるところにより、 同項の規定による給料を支給さ 同項の規定に準じて、給料

支給する。

7 学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員につい て、 人事委員会の定めるところにより、 任用の事情等を考慮して前 一項の規定による給料を支給される 前二項の規定に準じて、給料を

報

8

前三項の規定による給料を支給される学校職員に関する第二条の規定による改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例

項、

以下「特別措置条例」という。)第三条第一項の規定の適用については、

改

附則第五項から第七項までの規定による給料の額との

第十八条の六第二項及び第十八条の七第二項並びに義務教育諸学校等の教育

定による給料の額との合計額」とする。 月額と一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 合計額」と、 年改正条例附則第五項から第七項までの規定による給料の額との合計額」と、特別措置条例第三条第一項中「給料月額」とあるのは 改正後の条例第十条の二第二項、第十八条の六第二項及び第十八条の七第二項中「給料月額」とあるのは (平成三十一年山口県条例第五号) 附則第五項から第七項までの規 「給料月額と平成三十 「給料

(人事委員会への委任

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、 人事委員会が定める。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布

平成三十一年三月十二日

山

 \Box

する。

 \Box 県 知 事 村 尚 嗣 政

Щ

山口県条例第六号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 第九条ただし書中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。 知事等の給与及び旅費に関する条例 (昭和三十二年山口県条例第二十号) の一部を次のように改正する。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する

第九条ただし書中「千分の千二百二十五」を「百分の百三十」に、 「「百分の百五十五」と、 「千分の千三百七十五」とあるのは 「百分の

(以 下

百七十五」を「、「百分の百六十五」に改める。

(山口県議会議員の議員報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正

第三条 Щ 口県議会議員の議員報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例 (昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正す

る。

第四条中 「百分の百七十」 を「百分の百七十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、 費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「千分の千二百二十五」 を「百分の百三十」に、 「百分の百五十五」と、 「千分の千三百七十五」とあるのは 「百分の百七十五」

を 「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、 規則で定める日から施行する。ただし、 第二条及び第四条の規定は、 平成三十一年四月一日から施行する。

2 よる改正後の山口県議会議員の議員報酬、 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例 費用弁償及び期末手当に関する条例 (以下「改正後の知事等給与条例」という。) の規定及び第三条の規定に (以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、 平成三

十年四月一日から適用する。

(期末手当の内払

Щ

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、 費用弁償及

び期末手当に関する条例の規定に基づいて平成三十年十二月に支給された期末手当は、 改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の

規定による期末手当の内払とみなす。

般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県条例第七号

県 知 事 村 岡 嗣 政

Ш \Box

般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 般職の職員の給与に関する条例 (昭和二十六年山口県条例第二号) の一部を次のように改正する。

別表第六への表3級の項、 5級の項及び6級の項中 「身体障害者福祉センター」を「身体障害者更生相談所」に改める。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

第二条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和三十七年山口県条例第一号) 0) 一部を次のように改正する。

第六条第一項中 「山口県身体障害者福祉センター」を 「山口県身体障害者更生相談所」に改める。

則

この条例は、 平成三十一年四月一日から施行する。

職員の勤務時間 休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

 \Box 県 知 事 村 尚 嗣 政

山

山口県条例第八号

山

職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する条例及び学校職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する条例 (昭和二十八年山口県条例第十一号) の 一 部を次のように改正する。

第七条を削り、 第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第八条 が生ずると認められるときに限り、 ができる。ただし、 による勤務時間 任命権者は、 (以下「正規の勤務時間」という。) 以外の時間において、 当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、 公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、 当該勤務を命ずることができる 人事委員会規則の定めるところにより、第二条から第五条までの規定 職員に前条の日直又は宿直以外の勤務をすることを命ずること 当該職員に当該勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障

含むものとする。

第九条中「第二条から第五条までの規定による勤務時間 (以下「」及び「」という。)」を削る。

(学校職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例の一部改正

第二条 学校職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例 (昭和四十六年山口県条例第三十号) の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第七条の二 教育委員会は、 校務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、正規の勤務時間以外の

時間において、学校職員に第九条の日直又は宿直以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務学 校職員等である場合にあつては、 当該学校職員に当該勤務を命じなければ校務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、 当該

勤務を命ずることができる。

第八条第一項中 「時間外勤務(」を「、前条の規定による」に、 「を超える勤務をいい、」 を「以外の時間における勤務並びに」に、

次項において同じ」を「(次項において「時間外勤務」という」に改める

第二十条中「第七条第一項」の下に「、第七条の二」を加える。

附 則

(施行期日)

Щ

1 この条例は、 平成三十一年四月一日から施行する。

般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 般職の職員の給与に関する条例 (昭和二十六年山口県条例第二号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第九条」を「第八条」に改める。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県条例第九号

事 村 岡 嗣 政

Ш \Box 県 知

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例 (平成十九年山口県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中 「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 うと認められていた課程を含むものとする。 十一号)による改正前の学校教育法 改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第四条第二号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律 (昭和二十二年法律第二十六号)第百四条第四項第二号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行 (平成二十九年法律第四

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

知 事 村 岡 嗣 政

Ш \Box 県

山口県条例第十号

山

山口県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

Ш 口県産業廃棄物税条例 (平成十五年山口県条例第四十号) 0) 一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成二十六年四月一日」を「平成三十一年四月一日」に改める。

附 則

この条例は、 平成三十一年四月一日から施行する。

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

山口県条例第十一号

山

Щ \Box 県 知 事

村

岡

嗣

政

山口県使用料手数料条例等の一部を改正する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

項において「平成二十年厚生労働省告示第五十九号」という。)」に改め、 別表第一の5の表六の項の①中「厚生労働省告示第五十九号」を「診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下この 同項の□及び回中「厚生労働省告示第五十九号」を「平成二十年

厚生労働省告示第五十九号」に改め、別表第一の6の表三の項特定計量器検定手数料に関する部分の団を削り、同部分の穴中

							_
							(六)
	るは第二の(1)号に掲(1) 掲(1)	計量法施行令 計量法施行令					計量法施行令附
ひよう量が二十トン以下のもの	ひよう量が十トン以下のもの	ひよう量が五トン以下のもの	ひよう量が二トン以下のもの	ひよう量が一トン以下のもの	もの 一個につき ひよう量が五百キログラム以下の	もの ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・	
一万二千五百九十円	八千六百九十円	六千六百四十円	二千九百五十円	千六百十円	九百六十円	五百五十円	る特定計量器

を

第二条

山

						か動きりは目	ļ Ī	
掲げるもの(2)四 に (2)四 に (2)の (2)の (2)の (2)の (3)の (4)の (5)の (6)の (6)の (6)の (7)の (7)の (7)の (7)の (7)の (7)の (7)の (7	げるもの 第二号ロに掲 附則別表第四 掲	掲げるもの(2)	附則別表第四 計量法施行令					
一個につき	一個につき	もの 一個につき ひよう量が十キログラムを超える	ののとう量が十キログラム以下のも	ひよう量が五十トンを超えるもの	ひよう量が五十トン以下のもの	ひよう量が四十トン以下のもの	ひよう量が三十トン以下のもの	一個につき
九百八十円	千二十円	二百円	百十円	四万三百九十円	二万二千七百五十円	二万四百十円	一万五千七百七十円	

特定計量器 (平成五年政令第三百二十九号) 附則第九条第二項に規定する

「四万七千百二十円」を「四万七千二百円」に改め、同項譲渡予定価額審査手数料に関する部分中「四万三千百二十円」を「四万三千二百

別表第一の3の表六の項特定住宅用地認定申請手数料に関する部分中

別表第一の2の表二の項中「八百二十円」を「八百三十円」に改め、

山口県使用料手数料条例の一部を次のように改正する。

に改め、 同部分の穴を同部分の田とする。

項中 め、 に、 円」を「四万五千五十円」 円」に改め、 同 項の○及び□中「十円八十銭」を「十一円」に改め、 十六の項中「一万九千二十円」を「一万九千三十円」に、 十四の項中「九千四百五十円」を「九千四百八十円」に改め、 万四千四百六十円」に、 五の項中「二万二千四十円」を「二万二千六十円」に改め、 八十円」を「二万四千四十円」に改め、同表二の二の項中「十五万円」を「十五万三百二十円」に、「九万円」を「九万三百二十円」に改 百円」を「二十二万二千百六十円」に、 「一万四千三十円」に、 項 「二千三十円」に改め、 「七千四百三十円」に改め、 「四万六千四百九十円」に、 一千百四十円 同表三の項中「一万六千三百二十円」を「一万六千三百三十円」に、「一万百七十円」を「一万百八十円」に、「一万四千二十円」 同表一の四の項中 Ó 「三万二千七百六十円」 「一万六千四十円」を「一万六千六十円」に改め、 「一万三千三百六十円」を「一万三千五百三十円」に、「九万四千七百五十円」を「九万六千二百五十円」に、 を「二万二千三十円」に、 (四) 「七百五 別表第一の4の表一の三の項中「三万九百円」を「三万九百五十円」に、 を「二千百七十円」に、 「九万円」 卢 「二十四万百円」を「二十四万百六十円」に、 「一万六千七百五十円」を「一万六千七百七十円」に、「七千六百三十円」を「七千六百四十円」 「二万千二十円」を「二万千三十円」に改め、 に改め、 同表十五の四の項中「一万七千三十円」を「一万七千五十円」に、 を を「三万二千七百七十円」に、 を「九万三百二十円」に改め、 「七百六十円」 同表七の項中「二万二千四十円」を「二万二千六十円」に改め、 「五万八千三十円」を「五万八千六百八十円」に、「千九百八十円」を「千九百九十円」に、 「一万二十円」を「一万三十円」に改め、同表十三の項中「六千百十円」を「六千百二十円」 同表十五の二の項中「一万五千十円」を「一万五千二十円」に改め、 「十二万円」を「十二万六十円」に改め、 「千三百八十円」を「千四百円」に、 に、 「四万二千三百二十円」 同項の三中「八百二十円」を「八百三十円」に、 同表十の項中「八千三十円」を「八千五十円」に改め、 「一万二十円」を「一万三十円」に改め、 同表六の項中「二万二千四十円」を「二万二千六十円」に、「七千四百二十円 同表二十の項中「一万六百六十円」を「一万七百五十円」に改め、 「二万七千三百十円」を「二万七千三百二十円」に改め、 同表十五の項中「三万五千三十円」を「三万五千五十円」に、 「二十二万四千百円」を「二十二万四千百六十円」に、 同表四の項中「一万六千四十円」を「一万六千六十円」に改め、 を 「四万三千百円」 「二千七百九十円」を「二千八百四十円」に、 同表二の項中「五千八百四十円」を「五千八百九十円」 「二万四千八百円」を「二万四千八百五十円」に改 「一万二十円」を「一万三十円」に改め、 に、 同表八の項中「二万四千四百五十円」を 同表十七の項中「十五万円」を「十五 「四千九十円」 「十円八十銭」を 同表十五の三の項中 同表十一の項中「二万二千二 を 「四万五千九百七十円 別表第一 四千百六十 + に改め、 「二万三千七百 「二十二万二千 「四万五千三十 「二千二十円 円」に改め、 の5の表六の に改め、 同表二十三の 「八百七十 同表九の 同表

万五百二十円」に、

め

六千三百八十円」を「四万七千二百三十円」に、

同項の出中「六千二百七十円」を「六千三百八十円」に、「一万四千二十円」を「一万四千二百七十円」に、「九万八千七百円」を「十

「五万八千六百二十円」を「五万九千七百円」に、「二千三十円」を「二千六十円」に改

「一万九千二百十円」を「一万九千五百六十円」に、「二万三千百四十円」を「二万三千五百六十円」に、

Щ

二十円」に、 円」を「八百八十円」に、「千七百七十円」を「千八百円」に、 七十円」を「六千三百八十円」に、 を「七千百五十円」に、「三万五千八百四十円」を「三万六千五百円」に、「二千三十円」を「二千六十円」に改め、同項の宍中「六千二百 項 気の田中 「六千二百七十円」を「六千三百八十円」に、 「三万七千八百五十円」を「三万八千五百五十円」に、 「一万四千二十円」を「一万四千二百七十円」に、「九万八千七百円」を「十万五百二十円」 「一万四千二十円」を「一万四千二百七十円」に、 「四万八千八百五十円」 千百四十円 を「四万九千七百五十円」に、 を 「九万八千七百円」 千百六十円 「七千二十円 を「十万五 に改め、 「四万 同

円」を「四万九千五百九十円」に、 千三百八十円」に、 円」を「一万三十円」に、 九千五百九十円」に、「六万千五百四十円」を「六万二千六百七十円」に、 円」に、「一万四千二十円」を「一万四千二百七十円」に、「九万八千七百円」を「十万五百二十円」に、「四万八千六百九十円」を 十円」に、「九百九十円」を「千円」に、「三千百八十円」を「三千二百三十円」に改め、 仇中「六百十円」を「六百二十円」に改め、 を「二万七千三百六十円」に改め、 「六千二百七十円」を「六千三百八十円」に、「一万四千二十円」を「一万四千二百七十円」に、 「二千百四十円」を「二千百七十円」に、 「四万八千六百九十円」 「五千六百二十円」を「五千七百二十円」に、 八百七十円 | を「 「一万四千二十円」を「一万四千二百七十円」に、 「二千四百円」を「二千四百四十円」に、 を「四万九千五百九十円」に、 同項の八中「三千五十円」を「三千百円」に、 「六万千五百四十円」を「六万二千六百七十円」に、 「二万五千二百六十円」を「二万五千七百二十円」 同項の一中「千六百六十円」を「千六百九十円」に改め、 八百八十円 | に、 「三千四百四十円」を「三千五百円」に、 「六万千五百四十円」を「六万二千六百七十円」に、「八百七十円」 「二万五千二百六十円」を「二万五千七百二十円」に改め、 「五千六百二十円」を「五千七百二十円」に、「二万六千八百七十円₁ 「九万八千七百円」を「十万五百二十円」に、 「五千六百二十円」を「五千七百二十円」 「五千六百二十円」を「五千七百二十円」に改め、 「六千三百八十円」を「六千四百九十円」に、 同項の世中「六千二百七十円」を「六千三百八十 に改め、 「九万八千七百円」を「十万五百二十円. 「千三百八十円」を「千四百円」に、 同項の出中「七百五十円」を 同項の協中「六千二百七十円」を に、 「四万八千六百九十 「九千八百 同項の生中 「七百六 同項の

に改め、

同表二十三の項中「二万九千四十円」を「二万九千七十円」に、

「一万千四十円」を「一万千七十円」に、

Щ

千三百八十円 |

を

千六百三十円」に改め、同表十七の項中「十二万三百四十円」を「十二万五百六十円」に、 六千三百四十円」を「一万六千三百七十円」に、「一万千三百四十円」を「一万千三百七十円」に、「七千四十円」を「七千七十円」に、 五百二十円」に改め、 四百九十円」を「三千五百五十円」に改め、同表十一の項中「五千六百十円」を「五千六百二十円」に、 百六十円」を「六万八百六十円」に、「七百三十円」を「七百四十円」に、「六千二百円」を「六千三百十円」に改め、 円」に改め、 七百円」を「十万五百二十円」に、 七十円」に、 五百四十円」を「二千五百八十円」に改め、 「五千九百三十円 「六万二千六百七十円」に、「四千九百七十円」を「五千六十円」に、「九千八百五十円」を「一万三十円」に、「二万五百円」を「二万八 「十一万三百四十円」を「十一万五百六十円」に、「三万五千三十円」を「三万五千五十円」に、「七千四百二十円」を「七千四百三十円」 項中 同表二十の項中「一万二千六百二十円」を「一万二千六百三十円」に改め、同表二十一の項中「一万六千二十円_ 「七千二十円」を「七千百五十円」に、「一万五千六百五十円」を「一万五千九百三十円」に、「二万二千八百八十円」を「二万三千三 「八万千七百七十円」を「八万二千九百五十円」に、「八千二百三十円」を「八千二百五十円」に、「六万千九百八十円」を「六万二 同表十七の二の項中「五万二十円」を「五万三十円」に改め、同表十八の項中「三万二百四十円」を「三万二百七十円」に、 「三千六百十円」を「三千六百二十円」に改め、同表十二の項中「三千百十円」を「三千百二十円」に、「二千五百十円」を「二千 「千三百八十円」を「千四百円」に、「二千百四十円」を「二千百七十円」に、「二万五千二百六十円」を「二万五千七百二十 同項のは中「七千二十円」を「七千百五十円」に、「八千四百四十円」を「八千五百九十円」に改め、同項の以中「五万九千七 「九万八千七百円」を「十万五百二十円」に、「四万八千六百九十円」を 千四百円 | に、 同項の供中「六千二百七十円」を「六千三百八十円」に、「一万四千二十円」を「一万四千二百七十円」に、 同表十三の項中「四千二百十円」を「四千二百二十円」に、「三千七百十円」を「三千七百二十円」に改め、 「五千九百五十円」に、「二千九百三十円」を「二千九百五十円」に、 「四万八千六百九十円」を「四万九千五百九十円」に、「六万千五百四十円」を「六万二千六百七十円」 「二千百四十円」を「二千百七十円」に、 同項の街中「六千二百七十円」を「六千三百八十円」に、「一万四千二十円」を「一万四千二百 「二万五千二百六十円」を「二万五千七百二十円」に、 「四万九千五百九十円」に、「六万千五百四十円」を 「二万四千三十円」を「二万四千五十円」に 「四千五百三十円」を 「三千二百十円」を「三千二百二十 一を「一万六千三十円 「四千五百五十 同表十の項中「三千 「九万八千 同表十五

「七千百二十円」を

口

四百五十円」に、 千百三十円」に、「二千十円」を「二千二十円」に、「二千九百十円」を「二千九百二十円」に改め、同表二十三の二の項中 器検定手数料に関する部分の口中「六千五百二十円」を「六千五百四十円」に、「八千二百二十円」を「八千二百四十円」 八十円」を「三万二千九百六十円」に、 円」を「五万八千六百六十円」 円に、 百五十円」に、 万五千百八十円」に改め、 十円」に、「二万八千三百七十円」を「二万八千五百五十円」に、 万二千百七十円」を「五万二千三百五十円」に、「二万六千四百七十円」を「二万六千六百五十円」に、 万八千六百七十円」 八十円」を「九万五千二百三十円」に、 に、「七万六千五百七十円」を「七万六千七百五十円」に改め、 六千九百八十円」を「十二万七千二百三十円」に、 円」を「十四万四千八百三十円」に、 円」を「一万四千百十円」に改め、 「二万四千五百六十円」に、 「四万四千七百七十円」 一十円」を「一万千八百六十円」に、 「十万七千四百八十円」を「十万七千七百三十円」に改め、 同項の八中 「四万三千四百八十円」 「五万八千百六十円」を「五万八千二百六十円」に、「九万三千五百六十円」を「九万三千六百六十円」に、 「三万三千七百七十円」を「三万三千九百五十円」に改め、 「五万四千百八十円」を「五万四千四百三十円」に、 「三万九千八百四十円」を「四万二十円」に改め、 「五万三千四百五十円」に、 を 「四万八千八百五十円」に、 を 同項の伍中「八万九千八百七十円」を「九万五十円」に、「八万四千百七十円」を 「四万四千九百五十円」に、 を「四万三千七百三十円」に改め、 「三万八千六百六十円」を「三万八千七百六十円」に、 に改め、 同表二十四の項の〇中「十六万四千百八十円」を「十六万四千四百三十円」に、 「七千四百三十円」を「七千四百五十円」に、 「一万五千十円」を「一万五千六十円」に、 「五万二千五百七十円」を「五万二千七百五十円」に、「一万千四十円」を「一万千七十円」に、 同項の出中「十一万八千四百六十円」を「十一万八千五百六十円」に、 「七万九千九百八十円」を「八万二百三十円」に、 「一万九千七百七十円」を「一万九千九百五十円」に改め、 「四万四千七十円」を 「四千三十円」を 「四万三千六百七十円」を「四万三千八百五十円」に、 同項の口中「十四万九千四百八十円」を「十四万九千七百三十円」に、 同項の仇中「七万八千三百七十円」を「七万八千五百五十円」 同項の三中「九万九千八百八十円」を「十万百三十円」に、 「二万八千七十円」を「二万八千二百五十円」に、 「十一万二千七百八十円」を「十一万三千三十円」に、 同項の四中「五万五千五百七十円」を「五万五千七百五十円」に、 「四千五十円」に、 「四万四千二百五十円」に、 同項の宍中 「二万十円」を「二万七十円」に、 「二万五千六百六十円」を「二万五千七百六十円」に改 「六万四千七百七十円」を「六万四千九百五十円」に、 「二十三万四千百六十円」を「二十三万四千二百六十 「五万二千百七十円」 「一万四千九百八十円」を「一万五千百六十円 「三万七千二百七十円」を「三万七千 「五千六百三十円」 別表第 「八万四千三百五十円」に、 を「五万二千三百 「四万百七十円」 「二万四千四百六十円」を 一の6の表三の 「二万五千円」を 「十四万四千五百八十 「五万八千五百六十 「二万二千四百三十 を「五千六百 「三万二千七百 「九万四千九百 「一万四千七十 一十二万 五十円」 万千八百 「五万二 「四万三

十円」に、 円」を「二万二千五百円」に、「三万九千九百七十円」を「四万百円」に、 円」を「九千三百円」に、 円」を「八千六百二十円」に、 千二百七十円」に、 分の二中 を「四十五万千四百二十円」に改め、 百円」を「二万二百六十円」に、 を「七千三百十円」に、 器定期検査手数料に関する部分中「三千三百円」を「三千三百十円」に、 百八十円」に改め、 に改め、 「三万五千四百十円」を「三万五千四百八十円」に改め、 「五万四千三十円」を「五万四千二百十円」に改め、同項特定計量器指定製造事業者検査手数料に関する部分中「四十四万九千八百八十円 「十二万八千百六十円」に改め、 一百七十円」に、 項中「五万六千七百三十円」を「五万六千九百二十円」に改め、 「八千八百六十円」を「八千八百九十円」に、「一万三千百十円」を「一万三千百五十円」に、「一万六千八十円」を「一万六千百三十 同部分の三中「六千八百四十円」を「六千八百六十円」に、 「二万千八十円」を「二万千百五十円」に、 「八千二十円」 一の項中「六百三十円」を「六百四十円」に、「八百三十円」を「八百四十円」に改め、 「二万六千五百二十円」を「二万六千六百十円」に、 「三千五百三十円」を「三千五百四十円」に、「五千六百二十円」を「五千六百三十円」に、 「一万千百二十円」を「一万千百五十円」に、 「千六百五十円」 「三千九百四十円」を「四千十円」に、 「三万三千五百十円」を「三万三千六百二十円」に、 同部分の伍中「三千五百六十円」を「三千五百七十円」に、「六千七百円」を「六千七百二十円」に改め、 を「八千百六十円」に改め、 「一万千三百三十円」を「一万千三百六十円」に、「一万五千八百九十円」を「一万五千九百四十円」に、 「七千四百七十円」を「七千四百九十円」に改め、 「三千四百十円」を「三千四百二十円」に、 同表四の項中「五百八十円」を「五百九十円」に改め、 に、 「二万二千七百八十円」を「二万二千八百五十円」に、 同項基準器検査手数料に関する部分の①中「一万四千百四十円」を「一万四千百八十円」に改め、 「千三百十六円」を「千三百四十円」 同表八の項の〇中「千六百九十円」を「千七百二十円」に、 「二万三千七百二十円」を「二万三千八百円」に、 同表四の項中「十七万千七百五十円」を「十七万二千三百三十円」に改め、 「一万四千三百五十円」を「一万四千三百九十円」に、「七千二百五十円」を 「八千百四十円」を「八千二百九十円」に、 「九千三百円」を「九千三百三十円」に、 同表六の項中「七千八百二十円」を「七千八百四十円」 「四千百九十円」を「四千二百円」に、 「一万二千三百三十円」を「一万二千三百七十円」に、 「三千九百四十円」を「三千九百五十円」に、「七千二百九十円<u>-</u> 「三千百円」を「三千百十円」に、「七千円」を「七千二十円. 「七千九百四十円」を「七千九百六十円」に、 に改め、 同部分の三中「一万四千五十円」を「一万四千七十円」に、 同表六の項中 「三万千四百九十円」を「三万千五百九十円」に、 同表五の項中「九十五銭」を「九十六銭」に、 同表二の項中「十二万六千三百四十円_ 「三万六千百円」 「六千四百八十円」を「六千六百円 「八千二百四十円」 「四万千円」を 「五千三百四十円」 「四千四百七十円」 「六千百六十円」を を「三万六千七百六十 「四万千百四十円」 に改 「九千二百八十 を「八千二百六 を「五千三百 同項特定計量 を「四千四 別表第 二万二 同表五

 \Box

山

に、 め、 中 八百十円」を「三万八百三十円」に改め、同表十五の項中「六千二百二十円」を「六千二百三十円」に改め、同表十六の項中「千八百十円」 「六千五百四十円」に、 「九千百四十円」を「九千三百円」に、 同表十三の項中「二千九百九十円」を「三千十円」に改め、同表十四の項中「一万八千四百十円」を「一万八千四百二十円」に、 「六万二千五百三十円」を「六万三千六百八十円」に改め、同項の□中「千六百九十円」を「千七百二十円」に、「六千四百三十円」を 「五千四百四十円」を「五千五百四十円」に、 「七千六十円」を「七千百九十円」に、「六万二千五百三十円」を「六万三千六百八十円 「六万二千五百三十円」を「六万三千六百八十円」に改め、 同 」に改

千三十円」に、「二千九百二十円」を「二千九百三十円」に改め、同表二十三の項中「千五十円」を「千六十円」に、「二千六百九十円」を 百二十円」を「七千四百三十円」に、「二千十円」を「二千二十円」に、「二千九百十円」を「二千九百二十円」に、 十円」を「三千八百八十円」に、「六千四百五十円」を「六千四百八十円」に改め、同表二十の項及び二十一の項中「八千四百三十円」を に改め、同表十八の項中「一万八千三百円」を「一万八千五百円」に、 「八千五百八十円」に改め、 「二千七百三十円」に、「五千六百七十円」を「五千七百七十円」に、「三千九百七十円」を「四千四十円」に、 「六百円」を「六百十円」に、「六百三十円」を「六百四十円」に、「千百五十円」を「千百七十円」に、「九百三十円」を「九百四 同表二十二の項中「三万千四十円」を「三万千七十円」に、「一万千四十円」を「一万千七十円」に、 「四万四千五百二十円」を「四万四千八百六十円」に、 「二千二十円」を「二

め 円」に改め、 十円」を「六百二十円」に改め、同表二十六の項牛過排卵処理手数料に関する部分中「一万四千二百六十円」を「一万四千四百三十円」に改 円」を「一万六千三十円」に、「三万七千二十円」を「三万七千三十円」に、「二万六千二十円」を「二万六千三十円」に改め、同表三十二 中 「一万四千百円」を「一万四千百六十円」に改め、同項牛受精卵凍結保存手数料に関する部分中「一万四千九十円」を「一万四千百五十 同項牛受精卵採取手数料に関する部分中 同表二十七の項中「九百九十円」を「千円」に改め、 千六百九十円 | を | 「四万千四百三十円」を「四万千七百二十円」に改め、 千七百二十円 | に、「三千九百円」を「三千九百七十円」に改め、 同表三十一の項中「一万二十円」を「一万三十円」 同項牛受精卵性判別手数料に関する部分 同表二十五の項中 に、 「一万六千二十 「六百

0 項漁業権免許申請等手数料に関する部分中

一千五百二十円 三千七百十円 に改め、

同表三十三の 項中 四四四

円」を「三十八万四千円」に、 兀 千四百二十円」を「三千四百三十円」に、 千円」を「二百九十八万四千円」に、 円」を「一万千三百九十円」に改め、同表二十の項中「三千四百五十円」を「三千五百円」に改め、同表二十二の二の項中「三十八万三千 万七千二百二十円」を「一万七千三百七十円」に改め、 千九百二十円」を「七千九百三十円」に、 千六百二十円」を 「十一万四千円」を「十一万六千円」に、「十八万三千円」を「十八万六千円」に、「三十六万円」を「三十六万六千円」に、 「六十九万九千円」に改め、同表四十の項長期優良住宅建築等計画認定申請手数料に関する部分の①中「四万八千円」を .の項中「一万二千九十円」を「一万二千百五十円」に改め、同表三十五の項中「二万八千二百二十円」を「二万八千三百七十円」に、 を「六十五万六千円」に、「百十万八千円」を「百十二万七千円」に、「二百五万千円」を「二百八万六千円」に、 「四千六百三十円」に、 「二十八万七千円」を「二十八万八千円」に、 「三百五十九万五千円」を「三百六十五万八千円」に改め、 「三千七百二十円」を「三千七百三十円」に、 「三千六百二十円」を「三千六百三十円」に、 「六千九百二十円」を「六千九百三十円」に、 別表第一の8の表八の項の臼中「千百十円」を「千百三十円」に、 「三十八万円」を「三十八万千円」に、「六十九万七千円」を 「四千二十円」を「四千三十円」に改め、 「二千三百二十円」を「二千三百三十円」に、 「七千四百二十円」を「七千四百三十円」 同部分の口中 「四万九千円」に、 |二百九十三万三 「一万千百九十 「六十四万五 同表三十 に、

七万三千円 七万三千円 を 七万四千円 七万四千円

山

「十七万千円」を「十七万四千円」に、「二十七万三千円」を「二十七

円」を「十六万四千円」に、 万七千円」に、 「五百四十八万七千円」に改め、 「三百七万六千円」を「三百十二万九千円」に、 「五十四万円」を「五十四万九千円」に、「九十六万七千円」を「九十八万三千円」に、「百六十六万二千円」を「百六十九 「三十二万九千円」を「三十三万五千円」に、「五十八万八千円」を「五十九万九千円」に、 同部分の備考1中 「四万二千円」を「四万三千円」に、 「四百三十九万九千円」を 「四百四十七万五千円」に、「五百三十九万三千円」 「十万二千円」を「十万三千円」に、 「百万九千円」を

円」に、「二十八万二千円」を「二十八万四千円」に改め、 百八十円」を「五百九十円」に改める。 百三十円」を「千五百五十円」に改め、 万三千円」に改め、 千円」に、「二万七千円」を「二万八千円」に、 を「十三万二千円」に、「十六万五千円」を「十六万六千円」に、「十八万八千円」を「十九万円」に改め、同部分の〇中「七万六千円」を 六千円」に改め、 二千円」を「九万五千円」に、 八万千円」を「三百四十四万四千円」に改め、 八千円」を「二百三十万千円」に改め、 「七万七千円」に、「十一万五千円」を「十一万六千円」に、「十九万五千円」を「十九万六千円」に、「二十四万八千円」を「二十五万 「二百八十三万二千円」を「二百八十八万四千円」に、「四百九万九千円」を「四百十七万四千円」に、「五百七万三千円」を「五百十六万 「六十七万五千円」に、「百二十二万八千円」を「百二十六万三千円」に、「百八十一万千円」を「百八十六万二千円」に、「二百二十三万 「百二万七千円」に、「百八十八万八千円」を「百九十二万三千円」に、 |四十九万四千円||を「五十万三千円」に、「八十八万千円」を「八十九万六千円」に、「百五十一万四千円」を「百五十四万千円」に、 「十二万二千円」を「十二万四千円」に改め、 同項長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料に関する部分の〇中「七万七千円」を「七万八千円」に、 同備考2中「四万千円」を「四万二千円」に、 「十八万九千円」を「十九万五千円」に、「三十五万千円」を「三十六万二千円」に、「六十五万六千円」を 別表第一の11の表十一の項中「二千二百二十円」を「二千二百三十円」に改め、 同備考3中「十五万三千円」を「十五万五千円」に、 同備考2中「三万三千円」を「三万四千円」に、 「四万九千円」を「五万円」に、「六万四千円」を「六万六千円」に、「八万千円」を「八 別表第一の9の表二の項中 同部分の備考1中「一万六千円」を「一万七千円」に、「二万千円」を「二万二 「七万三千円」を「七万五千円」に、「九万八千円」を「九万九千円」 「二百七十三万二千円」を「二百七十八万三千円」に、「三百三十 「四千十円」を「四千八十円」に改め、 「二十四万千円」を「二十四万五千円」に、 「五万七千円」を「五万九千円」に、 同表十一の項中 同表十六の項中「五 「十三万千円」

(山口県道路占用料徴収条例の一部改正

Щ

口

第三条 山口県道路占用料徴収条例 (昭和二十九年山口県条例第十九号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一・○八」を「一・一」に改める。

(下関漁港管理条例の一部改正

第四条 下関漁港管理条例 (昭和三十年山口県条例第二十六号) の一部を次のように改正する。

を 別表の一の表岸壁の項中「三円三一銭」を「三円三七銭」に、 「二〇〇円」に、 「二九七円」を「三〇二円」に、 「三九六円」を「四〇三円」に改め、 「一、六五七円」を「一、六八七円」に改め、 同表輸送施設の項中「三円三一銭」を「三円三七 同表閘門の項中 九七円_

山

円

一十四銭

に、

「一円五十九銭」を「一円六十二銭」に、

「六円四十八銭」を「六円六十銭」に、

「五円十七銭」を「五円二

一円八十八銭

に、 四円」に改め、 三七円」に、「五七二円」を「五八二円」に、「四、一四一円」を「四、二二七円」に、「八〇円」を「八二円」に、「一六一円」を「一六 中 円」を「五○三円」に、「九九三円」を「一、○一一円」に改め、同表給水施設の項中「三一四円」を「三一九円」に改め、 め 銭」に、 「二四一円」を「二四五円」に、「一、六五七円」を「一、六八七円」に、 同表各種漁港施設の敷地の項中「二円二六銭」を「二円三〇銭」に改め、 「九円九三銭」を「一〇円一一銭」に改め、同表泊地の項中「一一〇円」を「一一二円」に、 「一、六五七円」を「一、六八七円」に改め、別表の二の表荷さばき所その他の建物の項中「九円二五銭」を「九円四二銭」に改 別表の三の表各種漁港施設の敷地の項中「六八円」を「六九円」に改める。 「四〇七円」を「四一四円」に、 同表岸壁及び物揚場の項中「二円四 「二四一円」を「二四五円」に、 「二、九八二円」を「三、 二銭 を「二円四六銭」 同表起重機の項 「四九四

(山口県港湾施設管理条例の一 一部改正)

第五条 山口県港湾施設管理条例 (昭和三十一年山口県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「五円六十七銭」を「五円七十七銭」に、「四円三十三銭」を「四円四十一銭」に、



三円八十八銭 三円四銭 を 三円九十六銭 三円十銭 に、

十六銭」に、

「二円五十八銭」を「二円六十二銭」に、 「八円六十五銭」を「八円

三円八十八銭

る。

八十一銭」に、 「六円九十一銭」を「七円四銭」に、 「五円十八銭」を「五円二十八銭」に、

三円八十八銭

三円七十七銭

に、 「四円七銭」 を 「四円十四銭」に、 「三円四十四銭」を「三円五十銭」に改め、 同表二の項中「七円二十九銭

に、 円に、 二百五十円」を「千二百七十円」に改め、 円」に、「二万六千二百円」を「二万六千六百八十円」に、「千六百七十円」を「千七百円」に、「二千八十円」を「二千百十円」に、 十円」を「千三百六十円」に、「二千六百六十円」を「二千七百十円」に、 円」を「千三十円」に改め、同表十二の項中「千三十円」を「千四十円」に改め、同表十三の項の備考5中「一・○八」を「一・一」に改め 同表九の項中 め 四円」に、「四百二十八円」を「四百三十五円」に、「八百十五円」を「八百三十円」に、「三万八千百六十円」を「三万八千八百六十円」 八百二十円」に改め、 を「七円四十二銭」に、 円二十銭」を「一円二十二銭」に、 同表七の項中 「一万十円」を「一万百九十円」に、「一万二千円」を「一万二千二百三十円」に改め、 「六万九千六百円」を「七万八百八十円」に、「十九円八十五銭」を「二十円二十一銭」に、「三百八十四円」を「三百九十一円」に改 「二千五百円」を「二千五百四十円」に改め、同表八の項中「二円六十四銭」を「二円六十八銭」に、 「十五円十二銭」 「四円十九銭」を「四円二十六銭」に、「二十三円四十五銭」を「二十三円八十八銭」に、「千八百八十円」を「千九百十 同表三の三の項中「十万四千八百五十円」を「十万六千七百九十円」に、「十三万千六十円」を「十三万三千四百八十 「八円六十銭」を「八円七十六銭」に、 を「十五円四十銭」に改め、 「二円四銭」を「二円七銭」に改め、 同表五の項中「三千百三十円」を「三千百八十円」に改め、 同表十の項中 「十一円四十八銭」を「十一円六十九銭」に改め、同表三の項中「千三百三 「七百六十円」を「七百七十円」に改め、 「四千円」を「四千八十円」に、「六千円」を「六千百十円」 同項の備考3中「一円七十一銭」を「一円七十四銭」に改め、 同表三の二の項中「三千七百六十円」を「三千 同表六の項中 「四円」を「四円七銭」に、 同表十 「四百七円」を「四百十 <u>・</u>の 項中 「千二十

山

 \Box

を

(山口県漁港管理条例の一部改正)

第六条 山口県漁港管理条例 (昭和三十五年山口県条例第四十七号) の一部を次のように改正する。

円」を「四百二十円」に、 円」を「二千五百三十円」に、「三千三百十四円」を「三千三百七十五円」に、「八十一円」を「八十二円」に、 十八円」を「千百七十九円」に、 別表第一使用料の項中 「六百六十二円」を「六百七十四円」に、「八百二十六円」を「八百四十一円」に、「九百九十三円」を「千十一円」に、 「百六十三円」を「百六十六円」に、「二百四十六円」を「二百五十円」に、「三百三十一円」を「三百三十七円」に、 「四円三十二銭」を「四円四十銭」に、「十二円九十六銭」を「十三円二十銭」に、 「四百九十四円」を「五百三円」に、「七百八十八円」を「八百二円」に、「十一万九千三百十円」を「十二万千 「千四百八十九円」を「千五百十六円」に、「千九百八十八円」を「二千二十四円」に、「二千四百八十四 「二円十六銭」を「二円二十 「百十五円」を「百十七 「四百十三 「千百五

五百十円」に、「千八百五十円」を「千八百八十円」に、 「七万四千五十円」を「七万五千四百二十円」に、

千百三十円

千百五十円

に、

「三千百三十円」を「三千百八十円」に改め、

同表の備考四中「一・〇八」を「一・一」

に改める。

(山口県工業用水道条例の一

部改正

第七条 山口県工業用水道条例 (昭和三十七年山口県条例第五十三号) の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改める。

山

(山口県立都市公園条例の一 部改正

第八条 山口県立都市公園条例 (昭和四十八年山口県条例第三号) の一部を次のように改正する。

別表第一中「千百十円」を「千百三十円」に、「一万千百九十円」を「一万千三百九十円」に改める。

九百二十円」を「十九万九千五百四十円」に、「三十九万千九百二十円」を「三十九万九千百七十円」に、「七万八千三百三十円」を「七万 八万六千三百円」に、 円」を「二万六千六百円」に、 別表第二維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の①中「二万二千八百六十円」を「二万三千二百八十円」に、 「四万八千九百九十円」 「二十万九千円」を「二十一万二千八百七十円」に、「十三万六百六十円」を「十三万三千七十円」に、 を「四万九千八百八十円」に、 「一万六千三百三十円」を「一万六千六百三十円」に、「二万四千四百九十円」を「二万四千九百四十円」 「九千七百九十円」を「九千九百七十円」に、「十八万二千九百二十円」を「十 「二万六千百二十 「十九万五千

 \Box

四千六百九十円

三千七百六十円

千四百八十円」を「五千五百八十円」に、「一万三千三百円」を「一万三千五百四十円」に改め、同部分の備考の田中「三十四万百七十円 百二十円」を「八万三千百三十円」に、「五万千十円」を「五万千九百五十円」に、「七万六千五百二十円」を「七万七千九百三十円」に、 万三百八十円」に、「六千三百七十円」を「六千四百八十円」に、「九千五百六十円」を「九千七百三十円」に、「一万九千百三十円」を を「三十五万八千八百円」に改め、同項補助陸上競技場に関する部分の①中「八千九百二十円」を「九千八十円」に、「一万二百円」を「一 百八十円」に、「九百円」を「九百十円」に、「三千円」を「三千五十円」に、「一万二千二百六十円」を「一万二千四百八十円」に、 九千七百八十円」に、「三千八十円」を「三千百三十円」に、「二千五十円」を「二千八十円」に改め、同部分の三中「六百七十円」を「六 「一万九千四百六十円」に、「三千八百二十円」を「三千八百九十円」に、「七万千四百二十円」を「七万二千七百四十円」に、 「十五万三千五十円」を「十五万五千八百七十円」に、「三万六百十円」を「三万千百七十円」に改め、 「三千九百二十円」に、「六千二百円」を「六千三百十円」に改め、同項テニス場に関する部分の○中「九百二十円」を「九百三十円」に、 同部分の三中「三千八百五十円」を 「八万千六

「千三百円」を「千三百二十円」に、「

千四百九十円 | を 「

千五百十円 | に、

四千六百八十円 | 三千七百三十円

を

円」に改め、 千四百九十円」を「四千五百七十円」に改め、 六十円」を「四万九千五百二十円」に、 「三万五百十円」に、 「一万二千円」を「一万二千二百二十円」に、 同項球技場に関する部分の①中「三千三百十円」を「三千三百七十円」に、「四千六百三十円」を「四千七百十円」に、 「三万七千五百十円」を「三万八千百二十円」に、 「二万二千五百円」を「二万二千九百円」に、「四万千二百六十円」を「四万千九百十円」に、 同部分の臼中「三千八百五十円」を「三千九百二十円」に、「千六百三十円」を「千六百六十 一万四千九百九十円 三千七百三十円 || 「四万五千二十円」を「四万五千七百三十円」に、 を 一万五千二百二十円 三千七百九十円 | 「四万八千七百 「三万円」を 四四

千八百三十円」に、「五百五十円」を「五百六十円」に、「七千四百八十円」を「七千六百十円」に、「一万四百九十円」を「一万六百八十

に、「五千六百十円」を「五千六百二十円」に、「六千八十円」を「六千七十円」に、

「二千八百円」を「二

二百九十円」を「五千三百八十円」に、「一万三千二百七十円」を「一万三千四百六十円」に、「一万六千五百九十円」を「一万六千八百三

に、 を「一万二千五十円」に改め、 円」に、「七千四百四十円」を「七千五百七十円」に、「千四百八十円」を「千五百円」に、「一万九千八百三十円」 に、「一万八千七百五十円」を「一万九千九十円」に改め、 十円」に、 十円」を「六万八千九百九十円」に、 三千六百五十円」を 四千七百八十円」に、 八百五十円」に、 三十円」に、「三千九百七十円」を「四千四十円」に、 十円」を「三万千八百二十円」に、 を「二千三百七十円」に、 百六十円」に、 する部分の一中 九百三十円」を「一万六千二百二十円」に改め、 万八千百九十円」に、「十三万二千八百五十円」を「十三万五千二百四十円」に、「七万九千七百円」を「八万千百四十円」に、 「九千九百五十円」を「一万百三十円」に、 「千六百六十円」に改め、 「二万七千八百十円」 「三十二万二千八百十円」を「三十二万八千七百三十円」に、 「四千二百十円」を「四千二百八十円」に、「二万三千四百十円」を「二万三千八百円」に、 「三万七千百八十円」を「三万七千八百六十円」に、 「四万四千五百七十円」 「九千九百五十円」を「一万九十円」に、「千九百八十円」を「二千十円」に、「二万六千五百六十円」を「二万七千五十円」 「一万千七百十円」を「一万千九百二十円」に、「一万五千六百二十円」を「一万五千八百八十円」に、 「五千四百七十円」を「五千五百七十円」に、 「九万九千二百三十円」を「十万千四十円」に、 「九万五千三百五十円」に、「十六万千四百円」を「十六万四千三百三十円」に、 「七万九千七百円」を「八万千百七十円」 「三万三千八百七十円」を「三万四千四百九十円」に、「一万六千九百三十円」を「一万七千二百四十円」に、 を「二万八千三百二十円」に、 同項多目的広場に関する部分の①中「二千四百七十円」を「二千五百十円」に、 「四万三千七百八十円」を「四万四千五百九十円」に、「五万二十円」を「五万九百四十円」に、 を「四万五千三百円」に、 同部分の臼中「千六百三十円」を「千六百六十円」に改め、同項スポーツ文化センターに関する部分の臼中 「九万三千八百十円」を「九万五千五百三十円」に、「十二万五千九十円」を「十二万七千三百五十円 「三万三千八百六十円」を「三万四千四百八十円」に、 「一万三千四百三十円」を「一万三千六百七十円」に、 同部分の三中「千六百三十円」を「千六百六十円」に改め、同項ラグビー・サッカー場に関 「九千九百二十円」を「一万八十円」に、 「三万九千八百四十円」を 「四万二千五百円」を「四万三千二百八十円」に、「十万六千二百七十 「三万千七百六十円」を「三万二千三百四十円」に、「七万九千四百円」を「八万 同部分の臼中「三千八百五十円」を「三千九百二十円」に、「千六百三十円」を に、 「六千二百四十円」を「六千三百五十円」に、 「五万九千五百七十円」を「六万六百六十円」に、「一万千八百四十円<u>-</u> 「三十五万六千六百八十円」を「三十六万三千二百十円」に、 「十万七千五百九十円」 「四万五百七十円」に、 を「十万九千五百八十円」に、 「十八万七千三百円」を 「一万二千四百円」を「一万二千五百九十 「四万三百四十円」を「四万千二十円. 「八千四百六十円」を「八千六百十円」 「十七万八千三百四十円」を「十八万 「三千四百七十円」を「三千五 「五万三千七百九十円」を 「三千八百九十円」を 「十九万七百五十円 を「二万百九十円」 「二千三百三十円 「六万七千七 「三万千二百五 卢 「一万五千 「一万九千 を「十

円」を「三万二千八百十円」に、

千九百六十円」に、

「一万八千五百十円」を「一万八千八百五十円」に、

「二十四万五千四百八十円」を「二十四万九千九百九十円」に、

「五千八百二十円」を「五千九百二十円」に、

「三万二千二百二十

「一万三千七百十円」

一万二

「二十二万二千百八

「六万千三百六十円」を「六万二千四百七十円

「十二万八千九百十円」を「十三万千二百八十円」に、

「五万五千五百三十円」を「五万六千五百五十円」に、

十円」を「二十二万六千二百五十円」に、

「二万三千三百十円」を「二万三千七百四十円」に、

口

Щ

円」を「一万千八百六十円」 八百五十円」を「五万五千八百六十円」に、 五千六百二十円」に、 百七十円」を「二万八千二百五十円」に、 音楽堂に関する部分の一中 百二十円」に、 九百十円」に、 万三百六十円」に、 八十円」を「二千三百二十円」に、 三中「千二百三十円」を「千二百五十円」に、「二千八百四十円」を「二千八百九十円」に改め、 六十円」を「五千五十円」に、 百円」を「十三万八千円」に、「六万七千七百五十円」を「六万九千円」に、「三十七万四千六百四十円」を「三十八万千五百六十円」に、 万六千八百二十円」を 九百十円」を「二万二百七十円」に、「二万六千八百八十円」を「二万七千三百七十円」に、「八千四百五十円」を「八千六百円」に、 「九百七十円」に、 「六十四万五千六百八十円」を「六十五万七千五百六十円」に、 「一万千八百七十円」に、 「十五万九千四百二十円」を「十六万二千三百七十円」に、 「三万七千二十円」を「三万七千七百円」に、 「千九百四十円」を「千九百七十円」に、 「二万四百五十円」を「二万七百九十円」に改め、 「四千五百六十円」を「四千六百四十円」に、 「五千三百五十円」を「五千四百四十円」に、「九千二百五十円」を「九千三百九十円」に、「一万二百二十円」を「一 「十一万千八十円」を「十一万三千百円」に、 「四万七千六百四十円」に、「八万七百円」を「八万二千百二十円」に、 「二万百四十円」を「二万四百三十円」に、「二万二千二百五十円」を「二万二千五百五十円」に改め、 「六千八百五十円」を「六千九百七十円」に、 に、「二千九百十円」を「二千九百六十円」に、「一万六千百円」を「一万六千三百九十円」に、「二万七千七 「六千七百円」を「六千八百二十円」に、「二千九十円」を「二千百二十円」に、 「三千七十円」を「三千百二十円」に、「三千八百八十円」を「三千九百五十円」に、 「三万六百八十円」を「三万千二百十円」に、「二万七千四百二十円」を「二万七千九百二十円<u>-</u> 「七万四千五十円」を「七万五千四百二十円」に、 「四万六千六百二十円」を「四万七千四百八十円」に、「六万四千四百六十円」を「六万 「一万七百二十円」を「一万九百十円」に、 「七十一万三千四百四十円」を「七十二万六千五百六十円」 「二十一万五千二百十円」を「二十一万九千百九十円」に、 同部分の臼中「二千八百四十円」を「二千八百九十円」に改め、 「六千百六十円」を「六千二百七十円」に、「七千七百七十円」を「七千 「十二万二千七百四十円」を「十二万四千九百六十円」に、 「九千二百五十円」を「九千四百二十円」に、 「九万三千二百五十円」を「九万四千九百七 「八万九千百六十円」を「九万七百二十円」 同項弓道場に関する部分の〇中 「一万八千五百十円」を「一万八千八 「一万千六百八十円」を 「一万千六百五十 「九百六十円」を に、 「十三万五千五 「五万四 「四千九万 同 同部]項野外

分の

四四

に、 六百四十円」に、 千四百三十円」に、「一万八百円」を「一万千円」に改め、 千三百四十円」に、 万六千九百三十円_ 五十円」を「二万二千五百八十円」に、 円」を「二千百二十円」に、 千九百六十円」を「五千五十円」に、 百三十円」を「二万百九十円」に改め、 円に、 る部分の一中 万八千四百三十円」に、 千九十円」を「八千二百三十円」に、 を「三千六百六十円」に、 浜海浜公園の項テニス場に関する部分中「七百八十円」を「七百九十円」に改め、 千五百六十円」に、 「五万三千九百七十円」に、 「十八万九千九百七十円」に、 「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、 「十万九千七百十円」を「十一万千七百四十円」に、 万五百七十円 「三万三千八百六十円」を「三万四千四百八十円」に、「八千四百五十円」を「八千六百円」に、 「三千七百七十円」を「三千八百三十円」に、「四千三百二十円」を「四千四百円」に、「三千二百四十円」を「三千三百円」に、 「六千二百円」を「六千三百十円」に、「一万二千四百十円」を「一万二千六百三十円」に、「二千四百七十円」を「二千五 「三万三千七十円」 「四千百三十円」を「四千二百円」に、 「八万七百円」を「八万二千百二十円」に、「八万九千百六十円」を「九万七百二十円」に、「三万九千八百四十円」を に、 を「一万七千二百四十円」に、 「四十九万九百八十円」を「五十万四十円」に改め、 「十七万八千三百四十円」を「十八万千五百八十円」に、 「四万三千二百円」を「四万四千円」に、「三万二千四百円」を「三万三千円」に、 「五万三千七百九十円」を 「五千百四十円」を「五千二百三十円」に、 「一万千六百八十円」を「一万千八百七十円」に、「二万百四十円」を「二万四百六十円」に、 を「三万三千六百八十円」に、 「四万九千六百十円」を「五万五百二十円」に、「九万九千三百十円」を「十万千百四十円」に、 「二十五万七千八百三十円」 「千八十円」を「千百円」に、 「六千七百円」を「六千八百二十円」に、 同部分の三中「六千二百円」を「六千三百十円」に改め、 「一万九千九百十円」を「二万二百七十円」に、「二万六千八百八十円」を「二万七千三百七十円<u>.</u> 同表萩ウェルネスパークの項野球場に関する部分の〇中「二千百六十円」を「二千二百円 「九万三千六百五十円」を「九万五千三百五十円」に、 「五万四千七百八十円」に、「六万七千七百四十円」を「六万八千九百九十 「五千七百九十円」を「五千八百九十円」に、「六千六百二十円」 「十四万八千百十円」を「十五万八百五十円」に、 を「二十六万二千五百九十円」に、 「四万六千三百二十円」を 同部分の口中「二千百六十円」を「二千二百円」 「二万千六百円」を「二万二千円」に、 「一万五千四百二十円」を「一万五千七百円」に改め、 同部分の口中 「九千九百五十円」を「一万百三十円」に、 「八千四百四十円」を「八千五百九十円」に、 同項オートキャンプ場に関する部分の〇中「三千六百円」 「四万七千百七十円」に、「五万二千九百九十円」 「五千四百円」を「五千五百円」に改め、 「四十四万四千三百五十円」 同項多目的体育館に関する部分の〇中 「四万六千八百二十円」 「十六万千四百円」 に改め、 「八万九百四十円」を「八万二 「三万七千七百四十円」を「三 「十八万六千五百二十円」 同項多目的広場に関す を「六千七百四 を 「二万二千二百 万三千四 を「十六万四 同部分の口中 户 「一万九千八 同表片添ケ 四十五 「四万七千 百十 を

口

報

二十円」に、「二千百九十円」を「二千二百三十円」に、「二千九百二十円」を「二千九百七十円」に、「三千七百円」を「三千七百六十 百四十円」を 十円」を「一万三千六百七十円」に、 「十九万七百五十円」に、「三十二万二千八百十円」を「三十二万八千七百四十円」に、「三十五万六千六百八十円」を「三十六万三千二百 「十万七千五百九十円」 「四万千四十円」に、 一を「十万九千五百八十円」に、 九百二十円 | を | 「四万四千五百七十円」を「四万五千三百二十円」に、 「四千二百十円」を「四千二百八十円」に、「二万三千四百十円」を「二万三千八百円」に、 「十三万五千四百九十円」を「十三万七千九百九十円」に、「十八万七千三百円」を 九百三十円 | に、 「五千百十円」を「五千二百円」に、「八千八百十円」を 「七万九千七百円」を「八万千百七十 四四

千四百八十円」を「一万九千八百十円」に改め、同部分の三中「千二百三十円」を「千二百五十円」に改め、 十七万二千百六十円」を「二十七万七千二百円」に、 万三千百三十円」を 万五千六百円」に、 百六十円」を「七万九千二百円」 万四千七百三十円」に、 万四百二十円」を 多目的ドームに関する部分の①中「一万九千四百四十円」を「一万九千八百円」に、「二万五千九百二十円」を「二万六千四百円」に、 五十円」を「千八百八十円」に、「一万二百二十円」を「一万四百円」に、「一万七千六百二十円」を「一万七千九百三十円」に、 千三百八十円」を 千九百六十円」に、 万八千八百円」に、 「二十五万七千三百四十円」を「二十六万二千百円」に、 「八千二十円」を「八千百六十円」に、「三万八千八百八十円」を「三万九千六百円」に、「五万千八百四十円」を「五万二千八百 「八万八百四十円」を「八万二千三百三十円」に、「九万七百二十円」を「九万二千四百円」に、「十七万千五百六十円」を「十七 「四万千百六十円」に、「四万五千三百六十円」を「四万六千二百円」に、 「四千四百六十円」に、 「十六万千六百九十円」を「十六万四千六百八十円」に、「十八万千四百四十円」を「十八万四千八百円」に、 「三十四万九千四百八十円」に、 「九千七百四十円」を「九千八百九十円」に、 「十五万五千五百二十円」を「十五万八千四百円」に、 「一万六千四十円」を「一万六千三百三十円」に、 に、 「十二万千二百六十円」を「十二万三千五百円」に、「十三万六千八十円」を「十三万八千六百円 | 「五千八百四十円」を「五千九百四十円」に、 「三万二千九十円」を「三万二千六百八十円」に、 「五十一万四千六百九十円」を「五十二万四千二百二十円」に、 「二万四千六十円」を「二万四千五百円」に、「十万三千六百八十円」を「十 「五万八千三百二十円」を「五万九千四百円」に、「七万七千七 「二十四万二千五百三十円」を「二十四万七千二十円」に、 九百二十円 「七千四百円」を「七千五百三十円」に、 「八万五千七百八十円」を「八万七千三百六十 「十一万六千六百四十円」 同表山口きらら博記念公園 九百三十円 「四万八千百三十円」 に、 「一万九 「千八百 [の項 四四

六百六十円」に、 円に、 を「四万九千二十円」に、「二十万七千三百六十円」を「二十一万千二百円」に、「三十二万三千三百八十円」を「三十二万九千三百六十 三百五十円」を「二万六千八百十円」 万千四百九十円」に、 千五百二十円」を「七千六百五十円」に、 三中「千五百七十円」を「千五百九十円」に改め、同項スポーツ広場に関する部分の(中「五千六百四十円」を「五千七百四十円」に、 を「七万六千四百二十円」 百八十円」を「五万七千三百二十円」に、「八万七千九百四十円」を「八万九千五百六十円」に、 六千五百七十円」に、 万八千六百二十円」を 円」を「九万四千九百三十円」に、 八十円」に、 千三百十円」を「二万九千八百五十円」に、「三万二千八百三十円」を「三万三千四百三十円」に、「六万二千百四十円」を「六万三千二百 円」を「二千九百八十円」に、 万四千九百二十円」に、 場に関する部分の○中「七千三十円」を「七千百六十円」に、「九千三百八十円」を「九千五百五十円」に、「一万四千六百五十円」を「一 四千百八十円」を「六万五千三百六十円」に改め、同部分の臼中「九千四百六十円」を「九千六百三十円」に改め、同項サッカー・ラグビー 五千九百五十円」に、 万六千九百四十円_ 「十八万六千四百三十円」を「十八万九千八百七十円」に、「一万七千五百八十円」を「一万七千九百円」に、 「二万四千九百四十円」を「二万五千三百六十円」に、 「二十四万八千五百八十円」を「二十五万三千百六十円」に、 「三十六万二千八百八十円」を「三十六万九千六百円」に、「六十八万六千二百六十円」を「六十九万八千九百六十円」に、 「五千八百六十円」を「五千九百六十円」に、 「四万三千九百七十円」を「四万四千七百八十円」に、 「一万千七百二十円」を「一万千九百三十円」に、 「一万五千五十円」を「一万五千三百二十円」に、 「三万九千五百二十円」を「四万二百四十円」に、 「五万九千七百円」に、「六万五千六百六十円」を「六万六千八百七十円」に、 を「一万七千二百五十円」に、 「一万六千四百十円」を「一万六千七百十円」に、 に、「十一万七千二百五十円」を「十一万九千四百二十円」に、「十三万千三百二十円」を「十三万三千七百四· 「一万四千七十円」を「一万四千三百三十円」に、「一万八千七百六十円」を「一万九千百円」に、 「八千七百九十円」を「八千九百五十円」に、「三万七千五百二十円」を「三万八千二百十円」に、 に、 「四万九千八百八十円」を 「一万千七百六十円」を「一万千九百七十円」に、 「三万二千五百八十円」を「三万二千九百九十円」に、 「三万千百円」を「三万千四百九十円」に、 「二千三百五十円」を「二千三百九十円」に、「一万千二百九十円」を「一 「五万七百七十円」に、 「二万三千四百五十円」を「二万三千八百八十円」に改め、 「二万三千五百三十円」を「二万三千九百六十円」に、 「四万二千二百十円」を「四万二千九百九十円_ 「四万九千二百四十円」を「五万百五十円」に、 「七万四千八百二十円」を「七万六千百九十円」 「三万千七十円」を「三万千六百三十円」に、 「一万三千百七十円」を「一万三千三百九十 「四千七百十円」 「九万八千四百九十円」を「十万三百・ 「十二万四千二百九十円」を「十二万 「二万八千百四十円」を「二万八千 「三万五千三百円」を を 四千七百九十 「七万五千四十円 に、 「九万三千二百十 「二千九百三十 「五万六千二 「二万六千 「二万九

七千百九十円 | に、 「三万百十円」を「三万六百六十円」に、「四万七千六十円」を

二十円」を「一万四千三百八十円」に、 部分の二中 千三百円」を「十一万五千三百八十円」に、「一万四千九百三十円」を「一万五千二百円」に、「四万七千七百二十円」を「四万八千六百 を「四万八千五百八十円」に、 四百六十円」を「七千五百九十円」に、 に、「一万七千八百九十円」を「一万八千二百二十円」に、「二万三千八百五十円」を「二万四千二百九十円」に、 千八百三十円」を「二万八千三百四十円」に、「三万七千七百六十円」を「三万八千四百五十円」に、 百三十円」を「一万二千百五十円」に、「一万五千九百円」を「一万六千百九十円」に、「九千九百三十円」を「一万百十円」に、「二万七 を「一万四千百六十円」に、 百六十円」を「六千七十円」に、 円」を「七万千九百円」に、「七万九千五十円」を「八万五百円」に、「十四万九千六百五十円」を「十五万二千四百円」に、 七千九百三十円」に、 「一万九千八百七十円」を「二万二百三十円」に、「五万五千六百六十円」を「五万六千六百八十円」に、「七万五千五百三十円」を「七万 「一万九千百六十円」に改め、 「一万五千百七十円」に、 「十一万三千三百七十円」 「千八百五十円」を「千八百八十円」に、 「十万五千四百円」を「十万七千三百四十円」に、「十九万九千五百四十円」を「二十万三千二百十円」に、「一万八千八百二十円」を 「九千五百八十円」に、 「六万三千六百円」を「六万四千七百七十円」に、「三万九千七百四十円」を「四万四百七十円」に、「十一万千三百三十 「九千四百六十円」 「九千九百五十円」を「一万百三十円」に、 「五万二千七百円」を「五万三千六百五十円」に、 に、 「四万千七百四十円」を「四万二千五百十円」に、「五万六千六百五十円」を「五万七千六百八十円」に、 「一万八千八百八十円」を「一万九千二百十円」に、「二千四百八十円」を「二千五百二十円」に、 同部分の〇中「九千四百六十円」を「九千六百三十円」に改め、 「三万三千八百八十円」を「三万四千五百円」に、 を「九千六百三十円」に改め、 「二万九千八百円」を「三万三百五十円」に、「八万三千四百九十円」を「八万五千三十円」に、 「十五万千七十円」を 「七千九百五十円」を「八千九十円」に、「四千九百六十円」を「五千五十円」に、 「二万三千八百六十円」を「二万四千三百円」に、「三万千八百円」を「三万二千三百八十円」に、 「六万二百三十円」を「六万千三百四十円」に、 「二千四百六十円」を「二千五百円」に、 「十五万三千八百四十円」に、 同項ビーチバレー場に関する部分の〇中「六百十円」 「三万五千七百九十円」を「三万六千四百五十円」に、 「九万九千七百七十円」を「十万千五百八十円」に、 「四万五千百七十円」を 「一万九千九百十円」を「二万二百七十円」に改め、 「四千三百二十円」を 「九万四千百三十円」を「九万五千八百七十円_ 同項多目的広場に関する部分の〇中「五千九 「四千九百七十円」を「五千六十円」 「四千三百八十円」に、 「四万六千円」に、 を「六百二十 「一万四千九百円」を 「一万三千九百十円」 「四万七千七百円 「一万四千百 一十一万三 「七万六百 「七百七 頁 万 山

П

千八百九十円」に改める。 十円」に、 十円」を「七百八十円」に、「九百二十円」を「九百三十円」に、「千二百三十円」を「千二百五十円」に、「二千百六十円」を「二千百八 の〇中「一万四千二百七十円」を「一万四千五百三十円」に、「五万七千百円」を「五万八千百五十円」に、 「五百五十円」に、「八百二十円」を「八百三十円」に、「七百二十円」を「七百三十円」に改め、 「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同部分の〇中「千五百七十円」を「千五百九十円」に改め、 「二万二千八百三十円」を「二万三千二百五十円」に、 「三千七百円」を「三千七百六十円」に、 「四千九百三十円」 「三千八十円」を「三千百三十円」に改め、 一を「五千二十円」に、「八千六百四十円」を「八千七百八十円. 同部分の三中「二千八百四十円」を「二 同部分の二中 「五千七百円」を「五千八百 同項水泳プールに関する部分 「五百四十円」を

(山口県青少年自然の家条例の一 部改正

第九条 山口県青少年自然の家条例 (昭和四十九年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

円」を「四千三百六十円」に、「六千三十円」を「六千百三十円」に、「七千七百四十円」を「七千八百六十円」に、「一万三百三十円」を 円」を「一万六千七百五十円」に、 「一万四百九十円」に、「千八十円」を「千百円」に、「千二十円」を「千三十円」に改め、 別表の三の項 一般宿泊室に関する部分中「七千二百円」を「七千三百三十円」に改め、 「二千五百九十円」を「二千六百三十円」に、 「三千四百四十円」を「三千五百円」に、 同項集団宿泊室に関する部分中「一万六千四百五十 同項研修室に関する部分中 「四千二百九十

円 に、 に、 千六百円」を「四千六百七十円」に、 「七百五十円」を 「千八百八十円」に、 を「六百三十円」に、「千八百十円」を「千八百四十円」に、 「四千二百十円」を「四千二百八十円」に、「五千四百十円」を「五千四百九十円」に、「七千二百三十円」を「七千三百三十円」に、 「三千五百十円」を「三千五百六十円」に、 「二千四十円」を「二千七十円」に、「二千五百六十円」を「二千六百円」に、 「五千五百二十円」を「五千五百九十円」に、「七千三百七十円」を「七千四百七十円」に、 千五百十円 | を | 「七百六十円」に、「千二十円の」を「千三十円の」に改め、 「二千四百四十円」を「二千四百八十円」に、 「六千百五十円」を「六千二百三十円」に、「六百三十円」を「六百四十円」に、「千八百五十円」を 千五百三十円 | に、「二千円」を「二千三十円」に、 「四千五百十円」を「四千五百七十円」に、「六千二十円」を「六千百円」に、 「二千四百円」を「二千四百四十円」に、 「三千六十円」を「三千百十円」に、 同項創作室に関する部分中「千五百四十円」 「三千五百八十円」を「三千六百三十円」に、 「二千五百円」を「二千五百四十円」 「七百六十円」を「七百七十円 「四千二百九十円」 「三千円」を「三千五十円 を「千五百六十 を「四千三百 「六百二十 四四

千八百九十円」に、「九千九百五十円」を「一万百二十円」に、「一万三千二百八十円」を「一万三千五百十円」に、 円」を「八千四百三十円」に、「一万千七十円」を「一万千二百五十円」に、「千百五十円」を「千百七十円」に、「三千三百三十円」を 六百九十円」を「三千七百五十円」に、 に、「千二百六十円」を「千二百八十円」に改め、同項イベントホールに関する部分中「二千七百七十円」を「二千八百二十円」に、 「三千三百九十円」に、「四千四百二十円」を「四千五百円」に、「五千五百二十円」を「五千六百二十円」に、「七千七百五十円」を「七 「二千二百五十円」を「二千二百九十円」に、「二千八百十円」を「二千八百六十円」に、「三千九百四十円」を「四千十円」に、「五千七 「千三百九十円」に、「六千八百二十円」を「六千九百四十円」に改め、同項控室に関する部分中「千六百九十円」を「千七百二十円」に、 「四千六百円」を「四千六百八十円」に、「六千四百六十円」を「六千五百七十円」に、「八千三百 六百九十円 「千三百七十円」を

十円」を「五千百五十円」に、「六千七百六十円」を「六千八百七十円」に、 | 七百円 | に改め、 同項音楽室に関する部分中「七百二十円」を「七百三十円」に、 「二千九百六十円」を「三千十円. を

分中「千二百三十円」を「千二百五十円」に、「九百六十円」を「九百七十円」に改める。 七百十円」を「八千八百五十円」に、「八百九十円」を「九百円」に、 百七十円」に、「七百五十円」を「七百六十円」に、「二千百八十円」を「二千二百二十円」に、「二千九百円」を「二千九百五十円」に、 に改め、 「三千六百二十円」を「三千六百八十円」に、「五千八十円」を「五千百七十円」に、「六千五百二十円」を「六千六百三十円」に、 「三千七十円」に、 同項交歓室に関する部分中「千八百二十円」を「千八百五十円」に、「二千四百十円」を「二千四百五十円」に、 「四千二百三十円」を「四千三百円」に、「五千四百四十円」を「五千五百二十円」に、「七千二百六十円」を「七千三 「千二十円の」を「千三十円の」に改め、同項キャンプ場に関する部 「三千二十円」を

(山口県入港料徴収条例の一部改正

山口県入港料徴収条例 (昭和五十四年山口県条例第一号) の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二円十六銭」を「二円二十銭」に改め、 同項第二号中「一円八銭」を「一円十銭」に改める。

(山口県立美術館条例の一部改正)

第十一条 山口県立美術館条例 (昭和五十四年山口県条例第二号) の一部を次のように改正する。

別表の二の項中「三万三千四百五十円」を「三万四千六十円」に、「一万七千六百六十円」を「一万七千九百八十円」に、 「二万四千八百

円」を「六百六十円」に改め、 十円」を「二万五千二百六十円」に、「六百七十円」を「六百八十円」に、 「二千八百二十円」に、 「五千五百五十円」を「五千六百五十円」に、「、五百五十円」を「、五百六十円」に改める。 同表三の項中「六百十円」を「六百二十円」に、「九百二十円」を「九百三十円」に、 「四万千四百五十円」を「四万二千二百十円」に、 「二千七百七十円 「六百五十

(山口県山口宇部空港管理条例の一部改正)

第十二条 山口県山口宇部空港管理条例 (昭和五十四年山口県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「一・〇八」を「一・一」に改める

(山口県セミナーパーク条例の一部改正)

第十三条 山口県セミナーパーク条例(平成七年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

円」を「三千百八十円」に、 三十円」に、「五千七百六十円」を「五千八百六十円」に、「二千七百二十円」を「二千七百七十円」に改め、 八千八百三十円」を「二万九千三百六十円」に、「三万二千二百八十円」を「三万二千八百七十円」に、「六万千百十円」を「六万二千二百 を「二千九百三十円」に、 四千六百七十円」に、 別表第一の一の項中「六千九百十円」を「七千三十円」に、「九千二百二十円」を「九千三百九十円」に、「一万四千四百十円」を「一万 「一万六千百三十円」を「一万六千四百二十円」に、「三万五百四十円」を「三万千九十円」に、「二千八百八十円」 「一万三千八百三十円」を「一万四千八十円」に、「一万八千四百五十円」を「一万八千七百九十円」に、 「四千百八十円」を「四千二百五十円」に、「六千五百五十円」を「六千六百七十円」に、 同表二の項中「三千百三十 「七千三百十円」を

「七千四百三十円」に、「一万三千八百六十円」を「一万四千百円」に、 | 千三百円

山

「千八百八十円」を「千九百十円」に、「二千五百円」を「二千五百四十円」に、 「三千九百二十円」を「三千九百九十円」 に、

を _

千三百二十円

一四千

三百八十円」を 「千二百七十円」に、「千六百七十円」を「千七百円」に、「二千六百十円」を「二千六百五十円」に、 「四千四百五十円」に、 「八千三百円」を「八千四百四十円」に、 「七百八十円」を「七百九十円」に、「千二百五十円」を 「二千九百二十円」を「二千九百七

十円」に、 「五千五百三十円」を「五千六百二十円」に、 「六百二十円」を「六百三十円」に、

報

に、 「千四百五十円」を「千四百七十円」に、 「二千七百五十円」を「二千七百九十円」に、 「六百四 十円

に改め、 円」を「五千九百五十円」に、 円」を「二千五百四十円」に、 を 九百十円」を「一万二千百十円」に、 円に、 十円」に、「二千六百十円」を「二千六百五十円」に、 円」を「千百四十円」に、 を「七千百七十円」に、 二十円」に、「二千八百四十円」を「二千八百九十円」に改め、 表七の項中 十円」を「一万千五百八十円」に、 七百七十円」に改め、 「七百八十円」を「七百九十円」に、 「二万三千七百三十円」 「千二百四十円」を「千二百六十円」に改め、同表八の項中「七百六十円」を「七百七十円」に改め、 「四千七百七十円」を 「六百五十円」に、 「五千二十円」を 同表十二の項中「三千七百円」を「三千七百六十円」に、 「千五百六十円」 「九百七十円」を「九百八十円」に改め、 「八千六百四十円」 「二千九百八十円」を「三千三十円」に、 同表五の項中 「千三百五十円」を「千三百六十円」 に、 「四千八百五十円」に、「八千三百四十円」を「八千四百八十円」に、 「五千百十円」に、 「一万千円」を「一万千二百円」に、 を「千五百八十円」に、「四千三百八十円」を「四千四百五十円」に、 「千四百九十円」を「千五百十円」に、 を「八千七百九十円」に、「一万千七百二十円」を「一万千九百二十円」に、 「二千二百円」を「二千二百四十円」に、「七百三十円」を「七百四十円」に改め、同表十一の項中「千百二十 「一万千八十円」を「一万千二百七十円」に、 「三千三百五十円」を「三千四百十円」に、 「二千二十円」を「二千五十円」に改め、 「四千八百七十円」を「四千九百六十円」に、「六千五百円」を「六千六百二十円」に、 「千五百六十円」を「千五百八十円」に、「九百七十円」を「九百八十円」に改める。 「九百七十円」を「九百八十円」 「三千百三十円」を「三千百八十円」に、 同表十三の項中「千八百八十円」を「千九百十円」に、 「三千九百八十円」を 「三千五百四十円」を「三千五百九十円」に、 に、 「一万二千三百十円」を「一万二千五百三十円」に、 同表十の項中「五千二百七十円」を「五千三百六十円」に、 「二千七百二十円」を 「九百三十円」を 「四千九百四十円」を「五千三十円」に、 に改め、 「五千二百三十円」を「五千三百二十円」 「四千五十円」に、 同表六の項中「三千五百七十円」を「三千六百三十円」に、 「千三十円」を「千四十円」に、「二千七百二十円」を「二千 同表十四の項中 「八千七百八十円」を「八千九百三十円」に、 「九百四十円」に、 「二千七百七十円」 「千四百九十円」を「千五百十円」に改め、 「六千九百六十円」を「七千八十円」 「三千七百六十円」を「三千八百二十円 「五千九百四十円」を 同表九の項中「千五百円」を「千五 「四千九百五十円」 「二千三百四十円」 に改め、 「二千五百円」を「二千五百四十 「千五百四十円」 「三千八十円」 「二万三千三百十円」 同 .表四の に、 「六千三十円」 を「五千三十円」 を「千五百六十 を「三千百三十 を「二千三百 「七千四十円 「一万千三百七 「五千八百 項 二千五 同

円」を「千四百十円」に、

「一万千百二十円」を「一万千三百二十円」に、

「千五百三十円」を「千五百五十円」に、

Щ

(山口県国際総合センター条例の一部改正)

を「千八百八十円_ 円」に改め、 四十円」を「千二百六十円」に、 五十円」を「五千三百四十円」に改め、同表七の項中 円」に改め、 円」を「三万六千六百三十円」に、 円」を「五万五千二百六十円」に、 十円」に、「五千四百円」を「五千五百円」に改め、 円」を「八万九千三百九十円」に、 九百七十円」を「七万六千三百五十円」に、「十四万千三百五十円」を「十四万三千九百六十円」に、 に改め、 万三千八百三十円」を「二十三万八千百六十円」に、 「三万八千百八十円」に、「五万九千九百八十円」を「六万千九十円」に、「八千二百五十円」を「八千四百円」に、 「一万六千八百八十円」を「一万七千百九十円」に、 「六千五百十円」に、 「九千八百九十円」を「一万七十円」に、 「五千四百円」を 同表二の項中 「三万九百三十円」を「三万千五百円」に、 山口県国際総合センター条例 同表九の項中「千六百八十円」を「千七百十円」に、 同表六の項中「千円」を「千十円」に、 「四万六百八十円」を「四万千四百三十円」に、「六万八千五百七十円」を「六万九千八百三十円」に、 0) 項中「十一万六千九百円」を「十一万九千六十円」に、 に、 「八百八十円」を「八百九十円」に、 「二万九千九百九十円」を「三万五百四十円」に、 「五千五百円」に改め、同表四の項中「二万九千九百九十円」を「三万五百四十円」に、 「五千二百五十円」を「五千三百四十円」 「五千二百五十円」を「五千三百四十円」 「十七万六千六百八十円」を「十七万九千九百五十円」に、 「八万六千八百二十円」を「八万八千四百二十円」に、 「四万四千九百六十円」を「四万五千七百九十円」に、 (平成八年山口県条例第一号) 「五千四百円」を「五千五百円」に改め、 同表三の項中「四万三千四百十円」を「四万四千二百十円」に、 「三万二千百五十円」を「三万二千七百四十円」に、 「千百三十円」を「千百五十円」に、「九千二十円」を「九千百八十円」に、 「七千九百七十円」を「八千百十円」に、 「二千三百二十円」を「二千三百六十円」に、 「四千二百五十円」 「五千二百五十円」を「五千三百四十円」に改め、 に改め、 「一万三千四百二十円」を「一万三千六百六十円」に、 の一部を次のように改正する。 「五万三千五百八十円」を「五万四千五百七十円」に、 を「四千三百二十円」に、「五千二百五十円」 「十四万六千百四十円」を に改め、 同表十の項中「八百円」を「八百十円」に、 同表八の項中「二千百十円」を「二千百四十 同表五の項中「三千八百七十円」を「三千九百四 「七万千九百三十円」を「七万三千二百六十円 「一万千九百四十円」を「一 「千百円」を「千百二十円」に、 「二万四千三百三十円」を「二万四千七百八 「十四万八千八百四十円」に、 「一万九千四百円」を「一万九千七百 「五千二百五十円」 「五千四百円」を「五千五百円 同表十一の項中「千三百・ 「三万七千四百九十円」を 「三万五千九百七十 「五万四千二百六十 「八万七千七百七十 を「五千三百四 万二千百六十円. を「五千三百四十 「六千四 「千八百五十円 「七万四 「五千二百

「五千二百五十円

百三十円」に、

「一万七千二百五十円」を「一万七千五百六十円」に、

「二万二千九百円」を「二万三千三百十円」に、

「二千三百九十円

同表十一の項中「一万六千三百五十円」を「一万六千六百五十

「七千六百十円」を「七千七百五十円」に改め、

「二千四百三十円」に、

円」に改める を「八百八十円」に、 め、 「五千三百四十円」に改め、同表十二の項中「二千五百二十円」を「二千五百六十円」に、「五千二百五十円」を「五千三百四十円」に改 同表十三の項中 「千百五十円」を「千百七十円」に、 「六千九百二十円」を「七千四十円」に、 「五千二百五十円」を「五千三百四十円」に改め、 「九百五十円」を「九百六十円」に、 「五千二百五十円」を 同表十四の項中 「五千三百四十 「八百七十円」

別表第三の 0) 項中 「六百三十円」 を 「六百四十円」 に改める。

(山口県民文化ホール条例の一部改正

第十五条

山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号)

の一部を次のように改正する。

に、 三百五十円」を「千三百七十円」に、「千八百三十円」を「千八百六十円」に、「二千三百十円」を「二千三百五十円」 円」を「一万八千三百六十円」に、 千二百五十円」を「五万八千三百十円」に、 円」を「三千二百三十円」に、 十円」を「二千九百九十円」に、 め 七十円」に改め、 「二千百九十円」を「二千二百二十円」に、「二千八百五十円」を「二千八百九十円」に、「三千七百八十円」を「三千八百三十円」 「五百八十円」に改め、 「千二百五十円」を 同表三の項中 「十二万八千八百円」を「十三万千百八十円」に、「一万四千三百円」を「一万四千五百六十円」に、「一万三百八十円」を「一万五百 「四万五百六十円」を <u>ー</u>の 「七千六百四十円」 _ の 同表二の項中「九千十円」を「九千百七十円」に、「一万三千五百二十円」を「一万三千七百七十円」に、 項中「二万八千六百二十円」を「二万九千百五十円」に、 「九百三十円」を「九百四十円」に、「千二百六十円」を「千二百八十円」に、 「千二百七十円」に、「千六百九十円」を「千七百二十円」に、「二千百二十円」を「二千百五十円」に、 同表五の項中「一万三百八十円」を「一万五百七十円」に改め、 「四万千三百円」に、 を「七千七百八十円」に、「九千六百十円」を「九千七百八十円」に、 「四千百四十円」を「四千二百十円」に、「五千四百九十円」を「五千五百八十円」に、 「三千八百十円」を「三千八百七十円」に、「五千六十円」を「五千百四十円」に改め、 「二万二千五百三十円」を「二万二千九百四十円」に、 「七万千五百五十円」を「七万二千八百七十円」に、「十万百八十円」を「十万二千三十円 「四千五百円」を 「四千五百八十円」に、 「四万二千九百三十円」を「四万三千七百二十円」 同表十の項中「五千六百五十円」 「三万千五百五十円」を「三万二千百三十円 「一万三百八十円」を「一万五百七十円」に改 「千五百九十円」を「千六百十円」に 「一万三千二百九十円」 を「五千七百五十 に、 「五百七十円」 同表四の項中 を「一万三千五 「一万八千三十 「三千百八十 「五万七

Щ

口

に、 五百二十円」に、「千八百五十円」を「千八百八十円」に改め、同表十三の項中「七百三十円」を「七百四十円」に、 四十円」を「七千六十円」に、 万九千百二十円」に、「四万九千八百七十円」を「五万七百八十円」に、 「千八百八十円」に改め、 「七千九百二十円」を「八千六十円」に、「九千九百七十円」を「一万百五十円」に、「一万三千七百八十円」を「一万四千二十円<u></u> 「一万七千八百九十円」を「一万八千二百十円」に、 「二万二千七十円」を「二万二千四百七十円」に、「二万七千八百円」を「二万八千三百十円」に、 同表十四の項中「七百三十円」を「七百四十円」に、「一万三百八十円」を「一万五百七十円」に改める。 「一万三百八十円」を「一万五百七十円」に改め、同表十二の項中「五千八百六十円」を 「二万三千七百五十円」を「二万四千百七十円」に、「二千四百八十円」を「二千 「六万六千二百二十円」を「六万七千四百三十円」に、 「三万八千四百二十円」を「三 「千八百五十円」を 「五千九百六十円

(山口県健康づくりセンター条例の一部改正)

第十六条 る。 同表四の項中「六百十円」を「六百二十円」に、「八百二十円」を「八百三十円」に、 五十円」に、 表二の項中「四千三百二十円」を「四千四百円」に、「五千七百六十円」を「五千八百六十円」に、「一万八十円」を「一万二百六十円」 八千八百円_ 「三千三百五十円」に、 「七千三百十円」に、「千三百三十円」を「千三百五十円」に、「千三十円」を「千四十円」に改め、 五千六百五十円」に、 別表第一の 「二千四百円」に、「千三十円」を「千四十円」に改め、 「千八百五十円」を「千八百八十円」に、「二千七百二十円」を「二千七百七十円」に改め、 「千四十円」に改め、 山口県健康づくりセンター条例 」を「二万九千三百十円」に、 「千六百四十円」を「千六百七十円」に、「二千八百八十円」を「二千九百二十円」に、 一の項中「一万二千三百四十円」を「一万二千五百六十円」に、 「五千七百六十円」を「五千八百五十円」に、「千二十円」を「千三十円」に、 「七千四百円」を「七千五百三十円」に、 同表五の項中「三千八十円」を「三千百三十円」に、 (平成九年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。 「五千百四十円」を「五千二百三十円」に、 同表七の項中「二千四百六十円」を「二千五百円」に、 「一万二千九百六十円」を「一万三千百八十円」に、 「一万六千四百五十円」を「一万六千七百五十円」に、 「四千百十円」を「四千百八十円」に、 「二千七百二十円」を「二千七百七十円」に改め、 「千四百四十円」を「千四百五十円」に、 同表三の項中「千二百三十円」を「千二百 「千三十円」を「千四十円」に改め 同表六の項中「五千五百五十円」を 「千三十円」を「千四十円」に改め 「三千二百九十円」を 「二千三百六十円 「七千二百円」を 「千三十

Щ

П

(一般海域の利用に関する条例の一部改正)

第十七条 般海域 の利用に関する条例 (平成十年山口県条例第三号) の一部を次のように改正する。 Щ

第二条第二号中「第五十五条の三の四第一項」を「第五十五条の三の五第一項」に改める。

「五十四円」 別表の二の項中 」を「五十五円」に、「二十七円」を「二十七円五十銭」に改め、 「八十六円四十銭」を「八十八円」に、 「九十七円二十銭」 同表の備考四中「一・〇八」を「一・一」に改める。 を「九十九円」に、 「百十八円八十銭」 を 「百二十一円」

(山口県芸術村条例の一部改正

山口県芸術村条例 (平成十年山口県条例第二十三号) の一部を次のように改正する。

改め、同表三の項中「三千二百九十円」を「三千三百五十円」に、「四千九百三十円」を「五千二十円」に、「六千五百八十円」を「六千七 十円」に、「一万六千二百円」を「一万六千五百円」に、「一万八千円」を「一万八千三百三十円」に、 に改め、 五十円」に、「一万百七十円」を「一万三百五十円」に、「千百三十円」を「千百五十円」に、「一万三百八十円」を「一万五百七十円」に 円」を「四千六百円」に、「五千九十円」を「五千百八十円」に、「五千六百五十円」を「五千七百五十円」に、「七千九百十円」を「八千 百七十円」に改め、同表二の項中「二千二百六十円」を「二千三百円」に、「三千三百九十円」を「三千四百五十円」に、 百六十円」に、「三万二千四百円」を「三万二千九百九十円」に、「三千六百円」を「三千六百六十円」に、「一万三百八十円」を「一万五 五十円」 別表第一の一の項中「七千二百円」を「七千三百三十円」に、「一万八百円」を「一万千円」に、「一万四千四百円」を「一万四千六百六] に、「三千九百三十円」を「四千円」に、「四千八百二十円」を「四千九百円」に、「六千二百六十円」を「六千三百七十円」に、 同表四の項中「二千五十円」を「二千八十円」に、「二千七百七十円」を「二千八百二十円」に、「三千四百九十円」を「三千五百 「一万四千八百円」を「一万五千七十円」に、「千六百四十円」を「千六百七十円」に、「二千七百七十円」を「二千八百二十円₋ 「七千四百円」を「七千五百三十円」に、「八千二百二十円」を「八千三百七十円」に、「一万千五百十円」を「一万千七百二十 「二万五千二百円」を「二万五千六 「四千五百二十

に、 に、 円 「八千三百十円」を「八千四百五十円」に、 を「二千百八十円」に、 「千二百三十円」を「千二百五十円」に、 「二千七百七十円」を「二千八百二十円」に改め、同表六の項中「七百二十円」を「七百三十円」に、 「三千六百九十円」を「三千七百五十円」に、 「千六百四十円」を「千六百七十円」に、 「二千八百七十円」を「二千九百十円」に、 「千三百八十円」を「千四百円」に、「千六百四十円」を「千六百六十円_ 「四千九百二十円」を「五千円」に改め、同表五の項中「六百円」を「六百十円」 「二千三百十円」を「二千三百五十円」に、 八百七十円 | を | 「千百三十円」を「千百五十円」 八百八十円 | に、「千二百三十円」を「千二 「二千八百七十円」を「二千九百二十 一に改め、同表七の項中「三千四百 「九百二十円」を「九百三十円 に、 二千百

を「六千八百三十円」に、「八千二百二十円」を「八千三百六十円」に、 九十円」を「三千五百五十円」に、 「四千七百三十円」を「四千八百十円」に、「五千九百六十円」を「六千七十円」に、 千四百九十円 | を「 「一万六百九十円」を「一万八百八十円」に、 千五百十円 | に改め、同表八の項中「七百二十円」を 「一万四千百八十 「六千七百十円_

円」を「一万四千四百三十円」に、

「七百三十円」に、 千三百八十円 千二百三十円 千六百四十円 九百二 二十円 を 千六百六十円 千二百五十円 九百三十円 千四百円 に、 「二千百五十円」を「二千百八十円」に、「二千八

百七十円」を「二千九百十円」に、「八百三十円」を「八百四十円」に、 千六百四十円] 千二百三十円 を

千六百五十円 |

13

千二百四十円

改め、 を「三千三百五十円」に、「三千八十円」を「三千百三十円」に、「三千七百円」を「三千七百六十円」に、「三千四百九十円」を「三千五 百五十円」 同表十の項中「六百六十円」を「六百七十円」に改め、 一に改める。 同表十一の項中「三千八百円」を「三千八百七十円」に、 「三千二百九十円」

(山口県民芸術文化ホール条例の一部改正)

Щ

第十九条 山口県民芸術文化ホール条例(平成十一年山口県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

円に、 十円」を「六百二十円」に、 六千二十円」に改め、同表二の項中「七百二十円」を「七百三十円」に、「九百二十円」を「九百三十円」に、「千百三十円」を「千百五十 千二十円」を「三万七千七百円」に、「四万六千二百八十円」を「四万七千百三十円」に、「六万四千七百九十円」を「六万五千九百八十 別表第 「千六百四十円」を「千六百六十円」に、「二千五十円」を「二千八十円」に、「二千七百七十円」を「二千八百十円」に、 「八万三千三百円」を「八万四千八百三十円」に、「九千二百五十円」を「九千四百二十円」に、「一万五千七百三十円」を「一万 一の一の項中「一万八千五百十円」を「一万八千八百五十円」に、「二万七千七百七十円」を「二万八千二百八十円」に、 「千九百四十円」を「千九百六十円」に改め、同表三の項中「三千四百九十円」を「三千五百五十円」に、 「八百二十円」を「八百三十円」に、 「千百二十円」を「千百三十円」に、 「千四百三十円」を「千四百 「四千六百二十円」を 「三万七

「三千百二十円」に、

「四千円」を「四千七十円」に、

六十円」に改め、 百六十円」に、「一万三千九百七十円」を「一万四千二百十円」に、「千四百六十円」を「千四百八十円」に、「千五百四十円」を「千五: 「七千二百二十円」に、 「四千七百円」に、「五千八百六十円」を「五千九百六十円」に、「八千百十円」を「八千二百五十円」に、「一万四百八十円」を「一万六 同表五の項中「四千二百十円」を「四千二百八十円」に、「五千六百五十円」を「五千七百五十円」に、 「九千八百六十円」を「一万三十円」に、「一万二千七百四十円」を「一万二千九百七十円」に、 「七千九十円」を 「一万六千九百五

十円」を「一万七千二百五十円」に、「千七百六十円」を「千七百九十円」に改め、 同表六の項中 千三百三十円 |

千三百五十円 | に、 「千七百四十円」を「千七百七十円」に、 「二千二百六十円」を「二千三百円」 に、 「三千七十円」を

「五千三百三十円」を「五千四百二十円」に、

「五百六十円」を

「五百七十円」に、

を

六十円」に、「二千百五十円」を「二千百八十円」に、「二千七百七十円」を「二千八百十円」に、「三千六百九十円」を「三千七百四十 九百二十円 | を 九百三十円 | に、 「千二百三十円」を「千二百五十円」に、 「千五百四十円」を「千五百

(山口県漁港土砂採取料等徴収条例の一部改正)

円」に改める。

 \Box

第二十条 山口県漁港土砂採取料等徴収条例 (平成十二年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

「五十四円」を 別表の一の項中「八十六円四十銭」を「八十八円」に、「九十七円二十銭」を「九十九円」に、「百十八円八十銭」を 「五十五円」に、 「二十七円」を「二十七円五十銭」に改め、 同表の備考五中「一・〇八」を「一・一」に改める。 「百二十一円」に、

(山口県河川流水占用料等徴収条例の一部改正

山

第二十一条 山口県河川流水占用料等徴収条例 (平成十二年山口県条例第四号) の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える

(流水占用料の徴収方法の特例

4 は、 年四月一日から同年九月三十日までの期間 第四条の規定により一括して徴収するものとされている平成三十一年度分の流水占用料 同条の規定にかかわらず、平成三十一年度前期に係るものにあっては占用許可等をした日から一月以内に、同年十月一日から平成三十 以 下 「平成三十一年度前期」という。 内の日である場合におけるものに限る。 (占用をすることができる期間の始期が平成三十 について

二年三月三十一日までの期間に係るものにあっては平成三十一年十月三十一日までに、分割して徴収することができる。

5 ら平成三十二年三月三十一日までの期間に係るものにあっては平成三十一年十月三十一日までに、分割して徴収することができる。 第四条の規定により一括して徴収するものとされている平成三十一年度分の流水占用料 同条ただし書の規定にかかわらず、平成三十一年度前期に係るものにあっては平成三十一年四月三十日までに、 (同条ただし書の場合におけるものに限る。 同年十月一日 に

別表第二の備考五中「一・〇八」を「一・一」に改める。

別表第一の二の項中「六千二百六十円」を「六千三百八十円」に改める。

に、 別表第三の一の項中「八十六円四十銭」を「八十八円」に、「九十七円二十銭」を 「五十四円」を 「五十五円」に、 「二十七円」を「二十七円五十銭」に改める。 「九十九円」に、 「百十八円八十銭」を「百二十一円」

(山口県港湾占用料等徴収条例の一部改正)

第二十二条 山口県港湾占用料等徴収条例(平成十二年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

「五十四円」を「五十五円」に、「二十七円」を「二十七円五十銭」に改め、同表の備考五中「一・○八」を「一・一」に改める。 別表の二の項中「八十六円四十銭」を「八十八円」に、 「九十七円二十銭 を「九十九円」に、 「百十八円八十銭」 を 「百二十一円」に、

(山口県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

Щ

第二十三条 山口県海岸占用料等徴収条例 (平成十二年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表の二の項中「八十六円四十銭」を「八十八円」に、「九十七円二十銭」 を「九十九円」に、 「百十八円八十銭」 を 「百二十一円」

「五十四円」を「五十五円」に、「二十七円」を「二十七円五十銭」に改め、 同表の備考五中「一・〇八」を「一・一」に改める。

(砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例の一部改正

第二十四条 別表の備考五中「一・〇八」を「一・一」に改める。 砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例 (平成十五年山口県条例第二号) の一部を次のように改正する。

(山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例の一部改正

第二十五条 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例 (平成十七年山 口県条例第四十九号) の一部を次のように改正する。

四千六百八十円」に、 別表第一山 「口県立おのだサッカー交流公園の項サッカー場に関する部分中「三千二百九十円」を「三千三百五十円」に、 「二千六百三十円」を「二千六百七十円」に、 「四千九百三十円」を「五千二十円」に、 「九千八百六十円」を「一 「四千六百円」を 「千六百七十円」に、

「二千五十円」を「二千八十円」に、「三千八十円」を「三千百三十円」に、

「一万九千七百四十円」を「二万百円」に、

「一万三千百六十円」を

一万三千四

「五千七百四十円」

を「五千八百四

「二万四千六百八十円」を「二万五千百三十円」に、

「四万六千六十円」

同項相撲場に関する部分中「千六百円」を「千六百二十円」に、

「二千円」を「二千三十円」に、

「三千七百二十円」を「三千七百六十

円」を「千七十円」に、

万六千九百円」に、

「九千八百七十円」を「一万五十円」に改め、

を「一万六千七百五十円」に、

「千三百三十円」を「千三百五十円」に、

「一万六千四百五十円」

「千二百三十円」を「千二百五十円」に、

Щ

口

円」を「千二百八十円」 千百円」を「四万七千九百七十円」に、 八百六十円」を「一万七千百七十円」に、 円」に改め、 千五百八十円」に、 十円」に、「八千八百二十円」を「八千九百八十円」に、「一万六千四百八十円」を「一万六千七百七十円」に、「三千五百二十円」 道場に関する部分中「七千六十円」を「七千百九十円」に、 八百二十円」に、「二万九百八十円」を「二万千三百六十円」に、 万七千九百七十円」を「二万八千四百八十円」に、「五万二千四百五十円」を「五万三千四百二十円」に、 を「二千六百六十円」に、 ポーツ広場に関する部分中「四千三百七十円」を「四千四百五十円」に、「六千百二十円」を「六千二百三十円」に、「三千四百九十円」を 円」を「八万四百四十円」に、 万二十円」に、 「二千百円」を「二千百三十円」に、 「三千五百五十円」に、 「一万百二十円」を「一万三百円」に改め、 「二万八千二百六十円」を「二万八千七百八十円」に、 同項柔道場及び剣道場に関する部分中「二千五百三十円」を「二千五百七十円」に、 に、「二万千六十円」を「二万千四百五十円」に、 「千九百七十円」を「二千円」に、「二万六千三百三十円」を「二万六千八百十円」に、「三万六千八百六十円」を「三万七 「五万六千五百三十円」を「五万七千五百七十円」に、「三万七千六百八十円」を「三万八千三百七十円」に、 に、 「六千五百五十円」を「六千六百七十円」に、 「三万四千九百七十円」を「三万五千六百十円」に、「四万八千九百六十円」を「四万九千八百六十円」に、 「二万二百四十円」を「二万六百十円」に、 「一万五千七百九十円」を「一万六千八十円」に、 「三千百五十円」を「三千二百円」に、「五千八百九十円」を「五千九百九十円」に、「千二百六十 「七万六百六十円」を「七万千九百六十円」に、「十三万千八百九十円」を「十三万四千三百十円」 「二万五千三百円」を「二万五千七百六十円」に、 同項弓道場に関する部分中「二千四百六十円」を「二千五百円」に、 「二千八百四十円」を「二千八百九十円」に、「千二百三十円」 「四千七百十円」を「四千七百九十円」に、 「八百二十円」を「八百三十円」に改め、 「三万九千四百九十円」を「四万二百二十円」に、 「一万三千百円」を「一万三千三百三十円」に、 「一万三千四百九十円」を「一万三千七百三十円」に、 「八百二十円」を「八百三十円」に改め、 「四万七千二百二十円」を 「千六百八十円」を「千七百十円」に、 「五千八百八十円」 「十万四千九百円」を「十万六千 同表山口県立下関武道館 「千六百四十 「七万八千九百八十 「二千六百二十円」 「四万八千七十円 を「千二百五十 を「五千九百八 同 項多目的 「一万六千 「四万七

Щ

П

円に、 六百九十円」を「一万八百八十円」に、「一万六千四十円」を「一万六千三百三十円」に、 「一万六千三百三十円」を「一万六千六百二十円」に、「一万二千二百五十円」を「一万二千四百七十円」に、 「六千四百十円」を「六千五百二十円」に改め、同表山口県スポーツ交流村の項体育館に関する部分中 「八百円」を「八百十円」に、「一万二千八百三十円」を「一万三千六十円」に、「八千五百五十円」を「八千七百円」に、 「五千四百五十円」を「五千五百五十円」に、「六千八百円」を「六千九百二十円」に、 「二万九千九百三十円」を「三万四百六十円」 「九千五百三十円」を「九千七百円」に、 「四千八十円」を「四千百五十 一万

円」を「六百八十円」に改め、 百十円」に、「十九万六千二百六十円」を「十九万九千八百八十円」に、 十円」を「十一万千四十円」に、「十五万二千六百五十円」を「十五万五千四百七十円」に、「二十六万千六百八十円」を「二十六万六千五 百七十円」に、 九百円」を「一万千百円」に、「一万三千六百二十円」を「一万三千八百七十円」に、「一万九千七十円」を「一万九千四百二十円」に、 円」を「九万九千九百二十円」に、 百十円」に、「七万六千三百十円」を「七万七千七百十円」に、「十三万八百二十円」を「十三万三千二百二十円」に、 に、「三万二千七百円」を「三万三千三百円」に、「四万三千六百十円」を「四万四千四百十円」に、「五万四千五百十円」を「五万五千五 円」を「三万二千二百円」に、 「六万五千四百円」を「六万六千六百円」に、 「三万二千六百九十円」 「六百七十円」を「六百八十円」に改め、 を「九百十円」に改め、 「六万五千四百二十円」を「六万六千六百三十円」に、「八万七千二百三十円」を「八万八千八百四十円」に、 千七百円 | を「 一を「三万三千二百九十円」に、「二万四千五百二十円」を「二万四千九百七十円」に、 同項艇置場に関する部分中「年六万千七百十円」を「年六万二千八百五十円」 同項屋内プールに関する部分中「五百六十円」を「五百七十円」に改め、 「二万七千二百五十円」を「二万七千七百五十円」に、 「一万三千六百六十円」を「一万三千九百十円」に、「八千百七十円」を「八千三百二十円」に、 同項宿泊室に関する部分中「千四百六十円」を「千四百八十円」に改める 「四万九千五十円」を「四万九千九百五十円」に、 千七百三十円 | に、 「一万六千三百五十円」を 「二万七千三百三十円」を「二万七千八百三十円」に、 「三万八千百五十円」を「三万八千八百五十円」 「一万六千六百五十円」に、 「六千八百二十円」を「六千九百四 同項研修室に関する部分中 に改め、 「三千四百十円」を「三千四 同項ヨットに関する部分 「九万八千百二十 「二万千八百 「十万九千三 「六百七十 十円円

(山口県フラワーランド条例の一部改正

別表第一の Ш 口県フラワーランド条例 一の項中 「千百円」を「千百二十円」に、 平 ·成十七年 山 口県条例第五十号) 「千四百六十円」を「千四百八十円」に、 の 一 部を次のように改正する。 「千八百三十円」を「千八百六十円」に、

山

十円」に、「二千八百三十円」を「二千八百八十円」に、「三千六百四十円」を「三千七百円」に、 百四十円」を「五百五十円」に改め、 八十円」に改め、同表四の項中「千二百十円」を「千二百三十円」に、「千六百二十円」を「千六百五十円」に、「二千二十円」を「二千五 「二千五百六十円」を「二千六百円」に、「三千二百九十円」を「三千三百四十円」に、 「千三百五十円」に改め、 「六百円」を「六百十円」に改める。 同表三の項中「五百七十円」を「五百八十円」に、「千三十円」を「千四十円」に、「千三百七十円」を「千三百 同表二の項中「五百六十円」を「五百七十円」に、 「四千三百九十円」を「四千四百六十円」に、 「千十円」を「千二十円」に、 「四千八百五十円」を「四千九百三十 「千三百四十円」を 五.

五四四

別表第二中「千二十円」を「千三十円」に、「二千五十円」を「二千八十円」に改める。

(山口県防災センター条例の一部改正)

第二十七条 山口県防災センター条例 (平成二十年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「六百六十円」を「六百七十円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

三円八十八銭三円八十八銭を

第一条の規定並びに第五条中山口県港湾施設管理条例別表第一の一の項の改正規定

三円七十七銭

三円七十七銭

兀

円八十銭

に改める部分に限る。)及び第十七条中一般海域の利用に関する条例第二条第二号の改正規定 公布の日

する。

第二十一条中山口県河川流水占用料等徴収条例附則に二項を加える改正規定 平成三十一年四月一日

2 第五条の規定 (前項第一号に掲げる改正規定に限る。) による改正後の山口県港湾施設管理条例の規定は、平成二十六年四月一 日から適用

(経過措置

3 条例第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 この条例の施行の際現に停留している航空機の当該停留に係る停留料については、第十二条の規定による改正後の山口県山口宇部空港管理

山口県使用料手数料条例及び山口県家畜保健衛生所条例の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

 \Box 県 知 事 村 岡 嗣 政

山

山口県条例第十二号

山口県使用料手数料条例及び山口県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

口

山

第一条 山口県使用料手数料条例 (昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

件 用の内容に応じた同表の点数B種欄に定める点数に十円を乗じて得た額」に改める。 び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める を定める告示 別表第一の7の表二十四の項中「農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応ずる点数等 (平成三十年農林水産省告示第二千百五十四号)家畜共済診療点数表の種別欄に掲げる診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費 (昭和三十年農林省告示第七百七十八号)のB種に定める点数により算定した額」を「農業保険法施行規則第百十七条第一項及

第二条 別表第一の7の表三の項を次のように改める。 山口県使用料手数料条例の一部を次のように改正する。

農業保険法施行規則第百

=
生家 所 保 健 衛
生家 所畜 使保 用健 料衛
る施設 施設 び検査に関す
一 日 一 件 に つ き
得めたすに掲済四水お五農を水費て診十十 たる同べよげ診号産い十林定産用組療大会 額点表きつる療」省で四水め大の員のの 数の費で診点と告「号をでいるでの 数の自用組療数い示での に点用組療数に一十数の合そ表 での ででででででででいる。 一十数の合そ表 の 一十数の合そ表 の 一十数の合そ表 の 一十数の合そ表 の 一十数の合 の の の の の の の の の の に に 日 日 日 日 日 日 日 日

員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件(平成三十年農林水産省告示第二千百五十四号)」を「平成三 別表第一の7の表二十四の項中 「農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、 診療その他の行為によって組合

山

(山口県家畜保健衛生所条例の一

部改正)

十年農林水産省告示第二千百五十四号」に改める。

第三条 山口県家畜保健衛生所条例 (昭和四十三年山口県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とする。

「若しくは」に改め、 第三条の見出しを「 「により、」の下に「使用料又は」を加え、 (使用料及び手数料)」 に改め、 同条中 「衛生所」 同条を第四条とし、 を 「前条の施設を利用しようとする者又は衛生所」 第二条の次に次の一条を加える。 「又は」

(施設の利用)

第三条 めに利用させることができる。 知事は、 衛生所の試験及び検査に関する施設を、 獣医師が行う家畜 (県内で飼養されているものに限る。) に係る試験又は検査 のた

附 則 山

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

Щ \Box 県 知 事

村

岡

嗣

政

山口県条例第十三号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例 (昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表二十五の項中「八千百円」を「九千二百円」に改め、同表中二十九の項を三十四の項とし、二十八の項を三十三の項とし、

同項の前に次のように加える。

二三十	— <u>—</u>								
関設養指 すの担定 事定 務に 施療				務り	定ま 事業者の指 いま	定 介			
申設養指 請指定所 手定所 教 新施療	も。	二指	一指	次に掲	備考	申事書者数指	サ定		
		定の更新を受けようと	指定を受けようとする者が同時に二十七の項	次に掲げる場合においては、		新業者の指定の更ス事業者の指定の	ス事業者の指定指定介護予防サービ		
一件につき		指定の更新を受けようとする者が同時に二十七の項の指定の	が同時に二十七の項の指定を受けようとするとき。	手数料を徴収しないものとする。		一件につき	一件につき		
九千円)更新を受けようとすると	うとするとき。			九千円	一万八千円		

別表第一

の5の表二十七の

項 中

「介護医療院開設等許可手数料」

を

「介護医療院開設等許可申請手数料」に、

山

中 のように加える。 | 可 | 構造設備の変更の許 | 介護老人保健施設の | 可 | 横造設備の変更の許 | 介護老人保健施設の 備の変更の対 許介 可護 開介 備介 介護老人保健施設開設等許可手数料」 設の許可の更新護老人保健施設 の護 務に業者の指 関する指定 事 事定 事定 の更新院医療院 変更の許可と医療院の構造設 が許可にの構造設 の開設 請業者 業者 指定 まま ままま まままま ままままま。 0 許の 許の 業者の指定 業者の指定の更新指定居宅サービス 設の指定 そ人福 を 「介護老人保健施設開設等許 ĺ ・ビス 件につき 件につき 件につき 件につき 件につき 祉 件につき 事 事 可 三万三千円 三万三千円 三万三千円 三万三千円 申 ·請手数料」 九千円 九千円 件につき 件につき 件につき に、 に改 を に改 を め め 同 同 項を同表二十九の 項 を同 表三十 万八千円 万八千円 九千円 0) 項とし、 項とし、 同 同 表二十六の 項 0) 前 に次 項

Щ

	三十六万百円	見積額が一億円を超えるもの				
	八百円を加算した額万円に達するごとに四千万円を超える部分が四百二十六万四千百円に二千	下のもの 一件につき 一件につき 人種額が二千万円を超え一億円以				
	百円を加算した額円に達するごとに三千五万円を超える部分が百万万円を超える部分が百万二十一万千六百円に五百	以下のもの 一件につき見積額が五百万円を超え二千万円	裁定 大明土地の収用 につい用 でいまがある。 大明土地の収用 につい用 につい用		事定用等に関等がある。	の十三七
	を加算した額を加算した額に三千四百円を超える部分が十万円に七万五千六百円に百万円	下のもの 「内につき」 「内につきの。」 「内につきの。」 「内につき」	又は収用適格事業若生地で用途の手間では、日本の手には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次	用不特等 等明上所 定地有 定地有	定 所 有	
	算した額 第した額 二万七千円に十万円を超 二万七千円に十万円を超	のもの 一件につき 見積額が十万円を超え百万円以下	施のための特 相利増進事			
	二万七千円	が十万円以下のもの「件につきが十万円以下のもの「見積額」という。)損失の補償金の見積額(以下この				
			次のよう	表十七の二の項	_	別憲
同備考2に次のように加える。	条」を加え、	関する法律第二百十八条第一項九年法律第四十九号)第二百八十五	の整備	におけるの整備の	五の密集市街地における防災街区	街地に
五」の下に「及び密集市	考2の一中「第五十七条の	別表第一の8の表十五の項の備	2項を同表二十六の項とし、	の表二十五の二の	表第一の5の古	別表
	九千円	一件につき	設の指定の更新指定介護老人福祉施			

基金

策の推進を図ること。

新たな県づくりのための施

山

山口県資金積立基金条例

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県条例第十四号

別表第一の8の表三十三の項中 (平成九年法律第四十九号)」を削る。

考

備

十五.

の項の備考1は、この場合に準用する。

則

この条例は、 附 平成三十一年八月一日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

公布の日

別表第一の8の表十五の項及び三十三の項の改正規定

別表第一の5の表二十五の項の改正規定

 $\stackrel{-}{\sim}$

 \equiv

平成三十一年四月一日

別表第一の8の表十七の二の項の次に次のように加える改正規定

平成三十一年六月一日

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

県 知 事 村 岡 嗣

政

 \Box

Ш

山口ゆめ花博

「山口ゆめ花博」の成果を継承

別表岩国・和木・大島地域まちづくり基金の項の次に次のように加える。

(昭和六十年山口県条例第三号)

の一部を次のように改正する。

中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があ

ると認める経費の財源に充てるとき。

別表山口県森林整備加速化・林業再生基金の項を削り、 同表に次のように加える。

7 / 1 6

境整備基金

山口県森林環

を行い、森林資源の適切な管理その促進に関する施策の支援等

市町が実施する森林の整備及び

の推進を図ること。

ると認める経費の財源に充てるとき。中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があ

附則

施行する。 この条例は、 平成三十一年四月一日から施行する。ただし、 別表山口県森林整備加速化・林業再生基金の項を削る改正規定は、

公布の日から

山口県身体障害者更生相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

県知事 村 岡 嗣 政

山 口

山口県条例第十五号

口

山口県身体障害者更生相談所条例の一部を改正する条例

第一条 山口県身体障害者更生相談所条例 (昭和三十九年山口県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第二十二条第二項」の下に「、第五十一条の七第二項」を加え、同条第六号中「第二十六条第一項」の下に「、第五十一

条の十一」を加える。

山

第二条 山口県身体障害者更生相談所条例の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 身体障害者手帳に関すること。

附則

この条例は、 平成三十一年四月一日から施行する。ただし、 第一条の規定は、公布の日から施行する。

報

外—3)

Щ .口県知的障害者更生相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

山口県条例第十六号

山口県知的障害者更生相談所条例の一部を改正する条例

Щ .口県知的障害者更生相談所条例 (昭和三十九年山口県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

り」を「に」に改め、 第三条第四号中「第二十二条第二項」の下に「及び第五十一条の七第二項」を加え、 同条第五号中「第二十六条第一項」の下に「及び第五十一条の十一」を加え、 「が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当た 同条に次の一号を加える。

六 療育手帳に関すること。

附 則

この条例は、 平成三十一年四月一日から施行する。ただし、 第三条第四号及び第五号の改正規定は、 公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

 \Box 県 知 事 村 岡 嗣 政

山

山口県条例第十七号

山

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十四年山口県条例第三号) の一部を次のように改正する。

第十八条第七項中 「の学部で」を「 (短期大学を除く。以下同じ。)において」に改める。

第二十五条第一号中 「地方厚生局長又は地方厚生支局長 (以下「地方厚生局長等」という。)」を「知事」に改め、 「者」の下に「 (学校教

育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含む。 以下同じ。)」を加える。

十四年法律第百四十七号)に規定する」に、 第三十三条第二項第一号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、 「となる資格」を「の免許状」に改める。 同項第五号中「学校教育法の規定により、」 を「教育職員免許法 昭 和二

Ш

 \Box

県

知 事

村

尚

嗣

政

校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」 第三十九条第一号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、同条第四号及び第五号中「の学部で」を「において」に改め、 に、 「となる資格」を「の免許状」に改める。 同条第九号中

第五十五条第三項中「の学部で」を「において」に改める。

む。)」を加え、同条第四号中「の学部で」を「において」に改め、 第六十一条第三号中「地方厚生局長等」を「知事」に改め、 「となる資格」を「の免許状」に改める。 「者」の下に「(学校教育法に規定する専門職大学の前期課程を修了した者を含 同条第八号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定す

附則第四項中「(昭和二十四年法律第百四十七号)」を削る。

則

三号の改正規定(「地方厚生局長等」を「知事」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。 厚生局長等」という。)」を「知事」に改める部分に限る。)、第三十三条第二項第一号及び第三十九条第一号の改正規定並びに第六十一条第 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十五条第一号の改正規定(「地方厚生局長又は地方厚生支局長 (以 下 「地方

山口県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

県 知 事 村 尚 嗣 政

Ш \Box

山口県条例第十八号

山

山口県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

山口県精神保健福祉センター条例 (昭和四十七年山口県条例第四号) の一部を次のように改正する。

第二条の表中 「防府市」 を 「山口市」に改める。

附 則

この条例は、 平成三十一年四月一日から施行する。

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

五八人」に、

五

四九三人」を「五、四四一人」に改める。

平成三十一年三月十二日

山口県条例第十九号

山口県工業用水道条例の一部を改正する条例

山口県工業用水道条例 (昭和三十七年山口県条例第五十三号) の一部を次のように改正する。

別表第二末武川工業用水道の項及び富田・夜市川工業用水道の項中「十七円四十銭」を「十七円七十銭」に、 「四円三十銭」を「三円九十

銭」に改める。

附 則

この条例は、 平成三十一年四月一日から施行する。

山口県学校職員定数条例の一 部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

県 知 事 村 尚 嗣 政

Ш

 \Box

山口県条例第二十号

山口県学校職員定数条例の一部を改正する条例

山

山口県学校職員定数条例 (昭和三十一年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二、一六九人」を「二、一四九人」に、「五○三人」を「四八九人」に、「二、六七二人」を「二、六三八人」に改め、同

を「一六八人」に、「三、一九九人」を「三、一五九人」に改め、 条第二号中「六○人」を「五九人」に、「六七人」を「六六人」に改め、同条第四号中「三、○二四人」を「二、九九一人」に、「一七五人」 同条第五号中「五、一二五人」を「五、〇八三人」に、「三六八人」を「三

附 則

この条例は、 平成三十一年四月一日から施行する。

Ш

П

県

知

事

村

岡

嗣

政

Щ

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

Щ \Box 県 知 事

村

岡

嗣

政

山口県条例第二十一号

山口県立高等学校等条例の一部を改正する条例

山口県立高等学校等条例(昭和三十九年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立下関工業高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月十二日発行平成三十一年三月十二日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県原庁